北名古屋市障害者計画 第6期障害福祉計画 第2期障害児福祉計画



令和3年3月 北名古屋市

はじめに

近年では、障害のある人の増加と高齢化並びに重度化がみられ、それに伴い障害福祉のニーズは多様化しています。

本市では、「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」を基本理念のもと、平成30年度から令和2年度を計画期間とした「北名古屋市障害者計画・第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」を策定し、障害者施策のより一層の推進を図ってまいりました。



一方、我が国では、平成30年に「第4次障害者基本計画」が策定され、全ての国民が、 障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合う「地域共 生社会」の実現に向け、障害福祉制度の整備が進められています。

こうした状況を踏まえ、多様な分野にわたる障害福祉施策を総合的、計画的に推進するため、令和3年度から始まる「北名古屋市障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」を策定いたしました。

今後は、限られた財源を効率的、効果的に活用しつつ、多様で複雑化する課題と向き合いながら誰もが安心して暮らすことができる「共生社会」の実現を目指して取り組んでまいりますので、市民の皆様のより一層のご理解とご協力をお願いいたします。

結びになりますが、この計画の策定にあたりまして、熱心にご審議を重ねていただきました北名古屋市障害者計画等策定委員会の皆様をはじめ、アンケート調査やヒアリング調査並びにパブリックコメントにおいてご意見をいただきました関係各位に厚くお礼を申し上げます。

令和3年3月

北名古屋市長 長 瀬 保

目次

第1章 計画の背景と趣旨	
1. 計画策定の趣旨及び背景	1
2. 関連法等にかかる年表	2
3. 計画の位置付け	
4. 計画期間	
第2章 北名古屋市の現状と課題	
1. 障害を有する人の推移	4
2. 第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の実績評価	
3. 関係者等の意見(アンケート調査及びヒアリング調査より)	
4. 本市における課題	
第3章 計画の基本理念	
1. 計画の基本理念・基本原則	59
2. 計画の施策体系	
3. 障害を有する人の将来推計	
	02
第4章 障害を有する人への施策全般の展開	
1. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	63
2. 保健・医療の推進	
3. 教育の振興	
4. 雇用・就業・経済的自立の支援	
5. 地域における支え合いを通じた 「すべてのひとにやさしいまちづくり」の推進	
6. 自立した生活の支援、安全・安心な生活環境の整備	
7. スポーツ・文化・生涯学習活動の振興	
7. 八小 2 久心 工准于自冶到砂版架	0 9
第5章 サービスの提供体制の確保に関する目標等の設定	
1. サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方	02
2. 令和5年度の目標値	
3. 障害価値リーに入及び怕談又援の兄込重及び帷末のための万束	102 113
ハ	<

第6章 計画の達成状況の点検及び評価	
1. 計画の周知	117
2. 計画の推進体制の充実	117
3. 関係機関との連携	117
4. 計画の達成状況の点検及び評価	117
資料編	
1. 計画の策定経過	118
2. 北名古屋市障害者計画等策定委員会	119
3. 用語解説	122

第1章 計画の背景と趣旨

1. 計画策定の趣旨及び背景

我が国では、平成 18 年に国際連合が採択した『障害者の権利に関する条約*』(以下『障害者権利条約』)の批准に向けた国内法の整備をはじめとする障害者に係る制度の集中的な改革に取り組む中で、平成 23 年には『障害者基本法*』の改正、平成 24 年には障害者自立支援法に代わる『障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律』(以下『障害者総合支援法*』)の制定を行いました。

また、障害者の人権に関しては、平成 23 年の『障害者虐待防止法』に続き、平成 25 年に 改正障害者基本法第4条の「差別の禁止」の基本原則を具体化し、障害を理由とする差別の解 消を推進することを目的とした『障害者差別解消法*』(平成 28 年施行)が制定されました。

こうした国内法の整備を経て、平成 26 年1月に国際連合の『障害者権利条約』が正式に国内で批准されました。

その後も障害者に係る法律・制度の改正が進められていく中で、平成 30 年に『第4次障害者基本計画』(平成 30 年度~令和4年度)が策定されました。この『第4次障害者基本計画』では、平成 30 年に一部改正された『社会福祉法』における「地域共生社会」という考え方の下で、障害の有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」を目指していくことが方針として掲げられています。

さて、北名古屋市(以下「本市」)では、『障害者計画』や『障害福祉計画』の策定を通じて、障害福祉の推進を図ってまいりました。

この度、『北名古屋市障害者計画・第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画』の計画期間が令和2年度をもって終了することから、計画に盛り込んだ目標及び基盤整備の進捗状況を点検・評価し、また、国の第4次障害者基本計画の内容等、関係する指針や調査結果を踏まえ、新たに『北名古屋市障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画』(以下「本計画」)を策定し、多様な分野にわたる障害福祉施策を総合的・計画的に推進していきます。

について:用語集で解説している用語について、計画本文中で初めて記されている部分に「」表記をしています。

2. 関連法等にかかる年表

年	内容
昭和 45 年	心身障害者対策基本法 公布
平成5年	心身障害者対策基本法を改正し、障害者基本法に改題
平成 16 年	障害者基本法 改正
平成 18 年	障害者自立支援法 施行
平成 19 年	重点施策実施5か年計画(後期分) 策定
平成 20 年	障害者雇用促進法 公布
平成 23 年	障害者基本法 改正
亚武 24 年	障害者優先調達推進法*成立
平成 24 年 	障害者虐待防止法 施行
	障害者差別解消法 成立
	障害者総合支援法 施行(一部、平成 26 年に施行)
平成 25 年 	成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律 制定、施行
	障害者雇用促進法 一部改正
	障害者の権利に関する条約(障害者権利条約) 批准
平成 26 年	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律 施行 (一部、平成 28 年に施行)
平成 27 年	難病*の患者に対する医療等に関する法律 施行
	障害者差別解消法 施行
平成 28 年	障害者総合支援法 一部改正
	児童福祉法 一部改正
	第4次障害者基本計画 策定
平成 30 年	障害者総合支援法 改正
十1兆 30 平	児童福祉法 改正
	社会福祉法 一部改正
令和元年	社会福祉法 一部改正
令和2年	社会福祉法 一部改正

3. 計画の位置付け

(1)計画の性格

『障害者計画』は、本市の障害者施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画であり、市民、関係機関・団体、事業者、市が、それぞれに活動を行うための指針となります。

『障害福祉計画・障害児福祉計画』は、障害福祉施策を円滑に実施するために、目標年度である令和5年度の障害者福祉の方向性を見据えたサービス量等の目標を設定し、その確保のための方策を定める計画となります。

(2)根拠法令

本計画は、法定計画である障害者基本法第 11 条に基づく『市町村障害者計画』、障害者総合支援法第 88 条に基づく『市町村障害福祉計画』、児童福祉法第 33 条に基づく『市町村障害児福祉計画』の3計画を一体の計画として策定します。

○障害者計画・障害(児)福祉計画について

項目	障害者計画	障害福祉計画	障害児福祉計画
根拠法令	障害者基本法 (第 11 条第3項)	障害者総合支援法 (第 88 条第1項)	児童福祉法 (第 33 条の 20 第1項)
基本的な考え方	国の障害者基本計画(第4次計画 平成 30 年度~令和4年度)の内容と、本市の計画(平成 30 年度~令和2年度)の進捗状況を確認し、見直し	国の基本指針の見直しの内容をはじめ、関係する指針や調査結果を踏まえるとともに、第5期(平成30年度~令和2年度)計画に盛り込んだ目標及び基盤整備の進捗状況を点検・評価し、その進み具合に応じた必要な見直し	障害を有する児童の健やかな 育成のための発達支援に向け たサービス提供体制の計画的 な構築と、第1期(平成 30 年 度~令和2年度)計画に盛り込 んだ目標及び基盤整備の進捗 状況を点検・評価し、その進み 具合に応じた必要な見直し

4. 計画期間

本計画は、障害者総合支援法に基づく障害福祉計画の期間(令和3年度から令和5年度)の 3年間とします。

H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
				実施期間				
第5期	屋市障害等 期障害福祉 障害児福祉	計画	北名古屋市障害者計画 第6期障害福祉計画 第2期障害児福祉計画			第7	」 屋市障害 期障害福祉 11障害児福祉	計画
		見直し			見直し			見直し

第2章 北名古屋市の現状と課題

1. 障害を有する人の推移

本市の障害者手帳所持者数は、平成 27 年以降増加傾向であり、令和2年では延べ 3,508 人となっています。総人口に占める手帳所持者割合は 4.1%となっています。

内訳をみると、身体障害者手帳所持者が 2,329 人、療育手帳所持者が 535 人、精神障害者保健福祉手帳所持者が 644 人となっています。平成 27 年以降の推移をみると、特に療育手帳と精神障害者保健福祉手帳の所持者が増加を続けています。

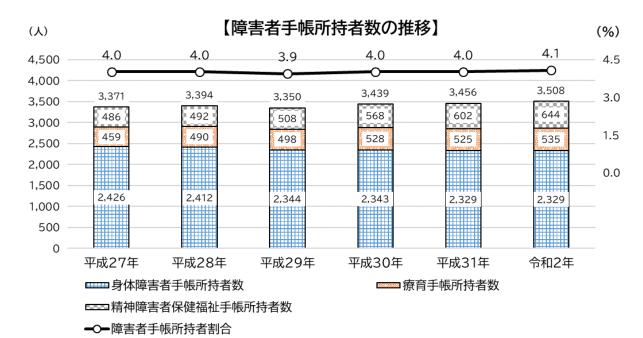
また、自立支援医療*受給者数について、平成 27 年以降増加を続けており、令和2年では 1,454 人となっています。

○障害者手帳所持者数及び自立支援医療受給者数の推移

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	
総人口	(人)	83,835	84,483	85,176	85,584	86,001	86,113
身体障害者手帳所持者数	(人)	2,426	2,412	2,344	2,343	2,329	2,329
療育手帳所持者数	人)	459	490	498	528	525	535
精神障害者保健福祉手帳所持者数	(人)	486	492	508	568	602	644
手帳所持者数合計	(人)	3,371	3,394	3,350	3,439	3,456	3,508
障害者手帳所持者割合	(%)	4.0	4.0	3.9	4.0	4.0	4.1
自立支援医療受給者数(精神通院)	(人)	1,073	1,075	1,075	1,142	1,287	1,454

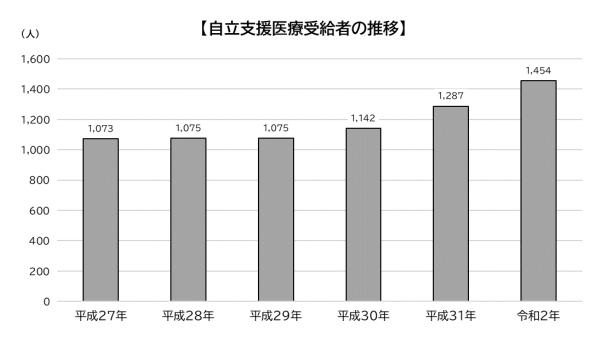
社会福祉課(各年4月1日現在)

○障害者手帳所持者数の推移



社会福祉課(各年4月1日現在)

○自立支援医療受給者数の推移



社会福祉課(各年4月1日現在)

2. 第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の実績評価

(1)令和2年度目標値の進捗状況

1:福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行数については、令和2年度末までの目標とした 16 人に対して、令和元年度末現在0人と目標値を下回っています。これは、施設入所者の障害の状況から、施設での生活が必要であり、退所を検討している方が少ないことや、地域移行を検討しているものの、障害の状況等から地域での生活が困難であると見込まれるために移行できないなどの原因が考えられます。

また、施設入所者数については6人分の削減となっており、目標を達成しています。

【福祉施設の入所者の地域生活への移行】

事項		目標	実績			
施設入所者数 平成 28 年度末時点 ※施設入所支援の利用者数	60人					
施設入所者数	58人	令和2年度末の見込	54 人	令和2年度8月末時点		
施設入所者削減数	2人分	3.3%削減	6人分	10.0%削減		
	16人	26.7%移行	0人	0.0%移行		
地域移行数	グループォ	末までに施設入所から マーム*等への地域移行 の数の合計		度末までに施設入所か パホーム等への地域移行 (の合計		

2:精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

① 保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置

保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置については、令和2年度末までに圏域で設置の目標に対し、令和元年度末現在では未整備となっています。

今後、協議を進め整備を検討していきます。

【保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置】

事項	目	標	実績		
保健・医療・福祉関係者に よる協議の場の設置	圏域で設置	令和2年度末まで	未整備 (協議中)	令和元年度末現在	

② 地域移行に伴う基盤整備量(利用者数)

長期入院患者の地域移行に伴う精神保健医療福祉体制の基盤整備量(利用者数)は、令和2年度末までの目標とした 16 人に対して、令和元年度末現在2人と目標値を下回っています。 内訳については、65 歳未満の方が2名となっており、グループホームへの移行やサービスの案内が要因となっています。

【福祉施設の入所者の地域生活への移行】

事項		目標	実績		
利用移行に伴う 基盤整備量(利用者数)	16人		2人		
65 歳以上	7人	令和2年度末まで	0人	令和元年度末現在	
65 歳未満	9人		2人		

3:地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点等の整備については、令和2年度末までに圏域で設置の目標に対し、令 和元年度末現在では未整備となっています。

今後、協議を進め整備を検討していきます。

【地域生活支援拠点等の整備】

事項	目	標	実	績
地域生活支援拠点等	圏域で設置	令和2年度末まで	未整備 (協議中)	令和元年度末現在

4:福祉施設から一般就労への移行等

① 目標年度における年間一般就労移行者数

福祉施設から一般就労への移行者数については、令和2年度中において6人と目標値を設定しましたが、令和元年度中においては8人と目標を達成しています。

就労継続支援(A型)等、就労を支援するサービスの利用は増加傾向にあり、一般就労に移行するスキル等を身に付けた障害者が増加しているためと考えられます。

【年間一般就労移行者数】

事項	目村	票		
年間一般就労移行者数 平成 28 年度末時点	4人			
目標年度における	6人	令和2年度末の見込		
年間一般就労移行者数	1.5 倍	7 相 2 牛皮 木 の 元 込		

事項	実績				
目標年度における	人8	今和2年度0日士時占			
年間一般就労移行者数	2倍	令和2年度8月末時点			

② 就労移行支援事業の利用者数

就労移行支援事業の利用者数については、令和2年度末における利用者の目標である 10 人に対して、令和元年度末現在では 11 人と目標を達成しています。

【就労移行支援事業の利用者数】

事項	目標				
就労移行支援事業利用者数 平成 28 年度末時点	82	_			
目標年度における	10人	令和2年度中において福祉施設			
就労移行支援事業の 利用者数	25.0%	を退所し、一般就労する人の数			

事項	実績				
目標年度における	11人	令和元年度末において福祉施設			
就労移行支援事業の 利用者数	37.5%	を退所し、一般就労した人の数			

③ 就労移行支援事業所の就労移行率

国における障害福祉計画策定基本指針*で、「令和2年度末までに就労移行支援事業所のうち就労移行率(4月1日時点の就労移行支援事業の利用者数のうち当該年度中に一般就労へ移行した者の割合)が3割以上の事業所を全体の5割以上」とする目標値が設定されていましたが、本市では計画策定時の平成 29 年度現在、市内に就労移行支援事業所がなかったため、本目標値は設定しませんでした。

④ 就労支援*定着1年後の定着率

就労支援定着1年後の定着率については、令和元年度末、令和2年度末ともに定着率 80% を目標としていましたが、実績は令和元年度末が100%、令和2年度8月末現在が90%となり、目標を達成しています。

【就労移行支援事業の利用者数】

事項 目標			実績		
就労定着支援	令和元年度	80%	令和元年度末時点	100%	令和元年度末時点
1年後の定着率	令和2年度	80%	令和2年度末時点	90%	令和2年度8月末現在

5: 障害児支援の提供体制の整備等

① 児童発達支援センターの設置

児童発達支援センターの設置については、令和2年度末までに圏域で1か所設置の目標に対し、令和元年度末現在では未整備となっています。

今後、市内の複数の機関で機能を分担するなど、協議を進め児童発達支援センターの整備 を検討していきます。

【児童発達支援センターの設置】

事項	事項 目標 実績			
児童発達支援センター	圏域に1か所	令和2年度末まで	未整備	令和元年度末現在

② 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

保育所等訪問支援を利用できる体制の構築については、令和2年度末までに体制を構築することを目標としていましたが、令和元年度末現在で体制の構築を達成しています。

今後、この体制を維持・継続していくとともに、更なるサービスの拡充に努めます。

【保育所等訪問支援を利用できる体制の構築】

事項	目	標	実績		
保育所等訪問支援を 利用できる体制の構築	体制構築	令和2年度末まで	体制構築	令和元年度末現在	

③ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスの確保

主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスの確保については、令和2年度末までに圏域で少なくとも1カ所以上確保することを目標としていましたが、令和元年度末現在では清須市で1か所確保されており、圏域に1か所確保の目標を達成しています。

しかし、尾張中部福祉圏域だけでは不足している状況があるため、圏域の他に名古屋市で 3か所の事業所を利用しています。市内又は圏域において事業所をさらに確保し、サービスの 拡充に努めます。

【主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスの確保】

事項	目	標	実績		
主に重症心身障害児を 支援する児童発達支援 事業所、放課後等デイサー ビスの確保	圏域に1か所	令和2年度末まで	圏域に1か所 名古屋市に3か所	令和元年度末現在	

④ 医療的ケア*児支援のための協議の場の設置

医療的ケア児支援のための協議の場の設置については、平成 30 年度末までに圏域で設置の目標に対し、平成 30 年度末現在では未整備となっています。

令和2年度現在、市において医療的ケア児等コーディネーターとの連絡会議を行っています。今後、定期的な会議及び利用者の相談があった場合のケース検討を行います。

【医療的ケア児支援のための協議の場の設置】

事項	目	標	実績		
医療的ケア児支援の ための協議の場の設置	圏域で設置	平成30年度末まで	未整備 (協議中)	平成30年度末現在	

(2)障害福祉サービスの計画見込量に対する実績

① 訪問系サービス

訪問系サービスの令和2年度の利用実績について、居宅介護の月あたりの実利用者数、重度訪問介護の月あたりの時間数と実利用者数、同行援護の月あたりの時間数と実利用者数が、それぞれ計画見込量を上回っています。

訪問系サービス全体では、月当たりの時間数と実利用者数が計画見込量を上回っています。

サービス種別		①計画見込み量		②実績			2/1	
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和2年度
	(時間数/月)	1,449	1,470	1,512	1,368	1,396	1,293	85.5%
居宅介護	(実利用者数/月)	70	71	73	73	76	76	104.1%
	(市内事業所数)	10	10	10	10	10	10	100.0%
	(時間数/月)	711	711	711	800	791	1,090	153.3%
重度訪問介護	(実利用者数/月)	4	4	4	6	6	6	150.0%
	(市内事業所数)	10	10	10	10	9	9	90.0%
	(時間数/月)	38	38	38	25	50	66	173.7%
同行援護	(実利用者数/月)	2	2	2	4	4	5	250.0%
	(市内事業所数)	6	6	6	5	5	5	83.3%
	(時間数/月)	143	143	143	110	112	47	32.9%
行動援護	(実利用者数/月)	6	6	6	5	5	3	50.0%
	(市内事業所数)	4	4	4	4	4	4	100.0%
	(時間数/月)	0	0	0	0	0	0	-
重度障害等包括支援	(実利用者数/月)	0	0	0	0	0	0	-
	(市内事業所数)	0	0	0	0	0	0	ı
計	(時間数/月)	2,341	2,362	2,404	2,303	2,349	2,496	103.8%
	(実利用者数/月)	82	83	85	88	91	90	105.9%
	(市内事業所数)	30	30	30	29	28	28	93.3%

[※] 令和2年度実績について、新型コロナウイルス感染症により、利用状況に影響が出ていると考えられます。

② 日中活動系サービス*

日中活動系サービスの令和2年度の利用実績について、自立訓練(生活訓練)の月あたりの人日と実利用者数、就労継続支援(B型)の月あたりの人日と実利用者数が、それぞれ計画見込量を上回っています。

【計画見込量に対する実績(令和2年度実績は8月末までの実績/経過月】

サービス種	 別		計画見込み		T-4005	②実績	A 100 to st	2/1
	(人日/月)	<u>平成30年度</u> 4,217	<u> </u>	<u> </u>	<u>平成30年度</u> 3,780	<u> </u>	<u> </u>	<u>令和2年度</u> 77.3%
ル バ∧=#			-					
生活介護	(実利用者数/月)	178	182	187	176	176	176	94.1%
	(市内事業所数)	4	4	4	4	4	4	100.0%
	(人日/月)	14	14	14	0	21	3	21.4%
自立訓練(機能訓練)	(実利用者数/月)	2	2	2	0	2	1	50.0%
	(市内事業所数)	0	0	0	0	0	0	-
	(人日/月)	18	18	18	46	56	52	288.9%
自立訓練(生活訓練)	(実利用者数/月)	1	1	1	4	6	5	500.0%
	(市内事業所数)	0	0	0	0	0	0	-
	(人日/月)	180	196	196	135	144	174	88.8%
就労移行支援	(実利用者数/月)	11	12	12	9	9	12	100.0%
	(市内事業所数)	0	0	0	0	0	0	-
	(人日/月)	1,369	1,389	1,428	1,230	1,391	1,342	94.0%
就労継続支援(A型)	(実利用者数/月)	69	70	72	68	73	71	98.6%
	(市内事業所数)	3	3	3	3	3	3	100.0%
	(人日/月)	919	936	953	1,013	1,181	1,191	125.0%
就労継続支援(B型)	(実利用者数/月)	53	54	55	68	80	80	145.5%
	(市内事業所数)	3	3	3	4	5	5	-
	(人日/月)	0	0	0	2	8	10	-
就労定着支援	(実利用者数/月)	0	0	0	2	8	10	-
	(市内事業所数)	0	0	0	0	0	0	-
	(人日/月)	286	315	315	305	332	305	96.8%
療養介護	(実利用者数/月)	10	11	11	10	11	10	90.9%
	(市内事業所数)	0	0	0	0	0	0	-
	(人日/月)	185	190	195	229	256	188	96.4%
短期入所(福祉型)	(実利用者数/月)	36	37	38	38	38	26	68.4%
	(市内事業所数)	2	2	2	2	2	2	100.0%
	(人日/月)	5	5	5	13	8	4	80.0%
短期入所(医療型)	(実利用者数/月)	3	3	3	4	4	2	66.7%
	(市内事業所数)	0	0	0	0	0	0	-

[※] 令和2年度実績について、新型コロナウイルス感染症により、利用状況に影響が出ていると考えられます。

③ 居住系サービス

居住系サービスの令和2年度の利用実績について、月あたりの実利用者数が計画見込量を 上回ったサービスがありませんでした。

【計画見込量に対する実績(令和2年度実績は8月末までの実績/経過月】

サービス種別		(1	①計画見込み量			②実績		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和2年度
	(実利用者数/月)	0	0	0	0	0	0	-
自立生活援助	(市内事業所数)	0	0	0	0	0	0	-
	(市内事業者定員数)	0	0	0	0	0	0	-
	(実利用者数/月)	30	38	45	30	35	36	80.0%
共同生活援助 (グループホーム)	(市内事業所数)	3	4	5	5	6	6	120.0%
	(市内事業者定員数)	28	38	50	22	30	30	60.0%
施設入所支援	(実利用者数/月)	59	59	58	55	55	55	94.8%
	(市内事業所数)	1	1	1	1	1	1	100.0%

[※] 令和2年度実績について、新型コロナウイルス感染症により、利用状況に影響が出ていると考えられます。

④ 相談支援(サービス等利用計画作成)等

相談支援(サービス等利用計画作成)等の令和2年度の利用実績について、計画相談支援(サービス等利用計画作成)の月あたりの実利用者数が計画見込量を上回っています。

サードフ種	サービス種別		①計画見込み量			②実績		
り こ 入住			令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和2年度
計画相談支援	(実利用者数/月)	37	38	39	57	63	63	161.5%
(サービス等利用計画作成)	(市内事業所数)	5	5	5	5	5	5	100.0%
地域移行支援	(実利用者数/月)	1	1	1	0	1	1	100.0%
地域例1人版	(市内事業所数)	1	1	1	1	1	1	100.0%
地域定着支援	(実利用者数/月)	1	1	1	0	0	0	0.0%
地域是有义]友	(市内事業所数)	1	1	1	1	1	1	100.0%

[※] 令和2年度実績について、新型コロナウイルス感染症により、利用状況に影響が出ていると考えられます。

⑤ 障害児通所支援

障害児通所支援の令和2年度の利用実績について、児童発達支援の月あたりの実利用者数、 医療型児童発達支援の月あたりの実利用者数が、それぞれ計画見込量を上回っています。

【計画見込量に対する実績(令和2年度実績は8月末までの実績/経過月】

サービス種別		①計画見込み量				2/1		
リーころ性	り ころ怪別		令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和2年度
	(人日/月)	446	456	477	597	689	457	95.8%
児童発達支援	(実利用者数/月)	42	43	45	68	77	53	117.8%
	(事業所数)	5	5	5	6	6	6	120.0%
	(人日/月)	15	15	15	12	8	8	53.3%
医療型児童発達支援	(実利用者数/月)	1	1	1	2	2	2	200.0%
	(事業所数)	0	0	0	0	0	0	-
	(人日/月)	1,516	1,550	1,595	1,723	1,763	1,478	92.7%
放課後等デイサービス	(実利用者数/月)	133	136	140	259	270	133	95.0%
	(事業所数)	6	6	6	7	6	6	100.0%
	(人日/月)	1	1	1	0	0	0	0.0%
保育所等訪問	(実利用者数/月)	1	1	1	0	0	0	0.0%
	(事業所数)	0	0	0	0	0	0	-
尼克計明刊旧在改法士權	(実利用者数/月)	0	0	0	0	0	0	-
居宅訪問型児童発達支援	(事業所数)	0	0	0	0	0	0	-

[※] 令和2年度実績について、新型コロナウイルス感染症により、利用状況に影響が出ていると考えられます。

⑥ 障害児相談支援

障害児相談支援の令和2年度の利用実績について、月あたりの実利用者数は計画見込量を 上回っています。

サービス種	EPII	(1	計画見込み			②実績		2/1
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	נית⊒	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和2年度
障害児相談支援	(実利用者数/月)	36	37	38	52	56	54	142.1%
	(事業所数)	4	4	4	4	4	4	100.0%

[※] 令和2年度実績について、新型コロナウイルス感染症により、利用状況に影響が出ていると考えられます。

⑦ 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター

医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターは、計画見込量を設定していませんでしたが、計画期間中にコーディネーターの配置を実施しています。

【計画見込量に対する実績(令和2年度実績は8月末までの実績/経過月】

サービス種	EPII	(1	計画見込み			②実績		2/1
リーニス性	ַניס! 	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和2年度
コーディネーターの配置人数	(人数)	0	0	0	2	3	3	-
コーティネーターの配直入数	(事業所数)	0	0	0	0	2	2	-

⑧ 障害を有する児童の子ども・子育て支援の提供体制の整備

障害を有する児童の子ども・子育て支援の提供体制の整備は、保育所、放課後児童クラブともに計画見込量を達成しませんでした。

また、前計画では見込量を設定していませんでしたが、令和2年度では認定こども園で3人の受入れをしています。

サービス種	:PII	利用ニーズを踏まえた	(1	計画見込み	Ē		②実績		2/1
リーレス性	<u> </u>	必要な見込み量	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和2年度
保育所	(人)	48	48	48	48	24	34	20	41.7%
認定こども園	(人)	_	_		_	0	0	3	_
放課後児童クラブ	(人)	59	59	59	59	58	60	52	88.1%

(3)地域生活支援事業*の計画見込量に対する実績

本市で実施している地域生活支援事業の実績は下記のとおりです。

○地域生活支援事業の計画見込量及び実績(令和2年度の一部実績は見込)

事業種別		単位	計画見込み値			実績			
		羊 世	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
理解促進研修・啓発事業		(実施有無)	実施	実施	実施	実施	実施	実施	
自発的活動支援	事業	(実施有無)	実施	実施	実施	実施	実施	実施	
	障害者相談支援事業	(実施か所数)	5	5	5	5	5	5	
相談支援事業	基幹相談支援センター* 等機能強化事業	(実施有無)	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	
	住宅入居等支援事業	(実施有無)	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	
	障害者支援協議会	(実施か所数)	1	1	1	1	1	1	
成年後見制度利]用支援事業	(実施か所数)	1	1	1	1	1	1	
成年後見制度法	人後見支援事業	(実利用者数/年)	1	1	1	0	0	0	
意思疎通支援	手話通訳者設置事業*	(設置見込者数)	2	2	2	2	3	3	
事業	手話通訳者·要約筆記* 者派遣事業*	(実利用者数/月)	17	19	20	12	10	9	
	介護·訓練支援用具	(給付件数/年)	4	4	4	2	5	4	
	自立生活支援用具	(給付件数/年)	12	12	12	6	11	8	
日常生活用具	在宅療養等支援用具 情報·意思疎通支援用具	(給付件数/年)	7	7	7	6	15	8	
給付等事業		(給付件数/年)	16	18	19	8	7	4	
	排泄管理支援用具	(給付件数/年)	1,523	1,559	1,595	1,682	1,756	1,888	
	居宅生活動作補助用具	(給付件数/年)	2	2	2	0	2	0	
移動支援事業	Tかエ 上 157 士 出		103	103	103	125	128	55	
炒 期又抜 事 来		(利用時間数/月)	1,044	1,048	1,052	941	923	267	
	市内施設利用分	(実施か所数)	2	2	2	2	2	2	
地域活動支援	נל נתנידאם שוני זיוו	(実利用者数/月)	25	25	25	19	18	29	
センター事業	他市町施設利用分	(実施か所数)	2	2	2	2	2	2	
	כל נווניף אפשון נשנויטן	(実利用者数/月)	5	5	5	4	8	14	
訪問入浴サービ	つ事業	(実施か所数)	5	5	5	5	4	4	
副向八冶り し	ク 学末	(実利用者数/月)	13	13	13	12	12	14	
更生訓練費給付	事業	(給付件数/年)	8	8	8	7	7	5	
日中一時支援事	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	(実施か所数)	16	18	20	17	19	19	
口中一吋又扳手	***	(実利用者数/月)	98	100	103	97	96	63	
生活サポート事	·····································	(実利用者数/月)	1	1	1	0	0	0	
自動車改造助成	自動車改造助成事業		3	3	3	4	3	1	
運転免許取得助	加成事業	(助成件数/年)	2	2	2	0	5	0	
奉仕員養成研	手話通訳	(研修修了者数/年)	8	8	8	13	5	0	
修事業	要約筆記	(研修修了者数/年)	2	2	2	3	1	0	

[※] 令和2年度実績について、新型コロナウイルス感染症により、利用状況に影響が出ていると考えられます。

3. 関係者等の意見(アンケート調査及びヒアリング調査より)

本計画の策定にあたり、障害者手帳所持者等を対象として、生活の実態や施策に対する要望、サービスの利用意向を把握するため、アンケート調査を実施しました。

また、関係者の意見や要望を把握するために、障害者団体や事業者などを対象とするヒアリング調査を実施しました。

調査の概要は、次のとおりです。

○障害者手帳所持者等を対象とするアンケート調査の概要

項目	概要
調査対象及び抽出方法	北名古屋市全域
	障害者手帳保有者の中から無作為で抽出
対象者数	1,000 名
調査期間	令和2年7月10日~7月27日
調査方法	郵送による配布・回収
有効回収数	556件
有効回収率	55.6%

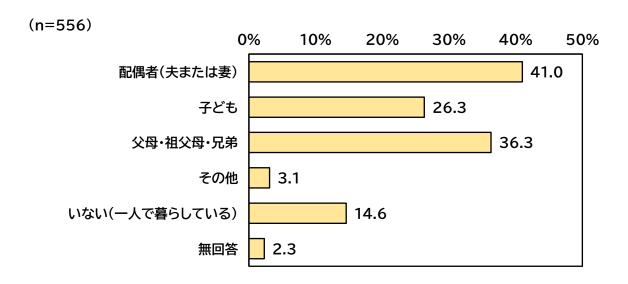
○障害者団体や事業者などを対象とするヒアリング調査の概要

×	分	参加団体·機関名
第1グループ	障害を有する方の	・たけのこの会
令和2年7月14日	家族の代表者	・ひまわりファミリークラブ
10:00~11:30		・クスクス
		・なかよしぽっぽネット
		・まんまるの会
		・発達障がい啓発隊*
第2グループ	障害を有する方及び	·心身障害者福祉協会
令和2年7月14日	その家族の代表者	·北名古屋市知的障害者育成会
13:30~14:30		·西春日井聴覚障害者協会
第3グループ	市内障害者施設の	・あかつき共同作業所
令和2年7月14日	代表者	・セルプしかつ
15:00~16:30		・にしはるひまわり作業所
		·七彩工房
		・北名古屋市児童発達支援事業所ひまわり園・ひ
		まわり西園
		・尾張中部福祉の杜*

- (1)障害者手帳所持者等を対象とするアンケート調査結果の要旨 アンケート調査結果の要旨は、次の通りです。
 - ① 同居家族・主な介護者について

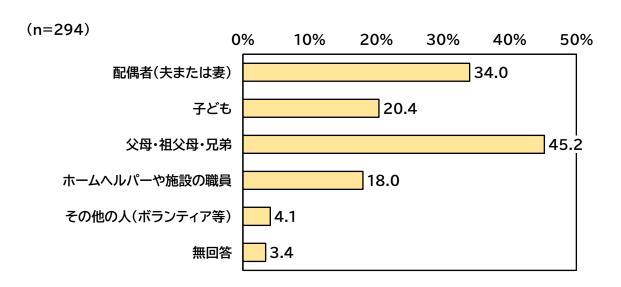
○同居の家族について

同居の家族について、全体では「配偶者(夫または妻)」が41.0%で最も多くなっています。



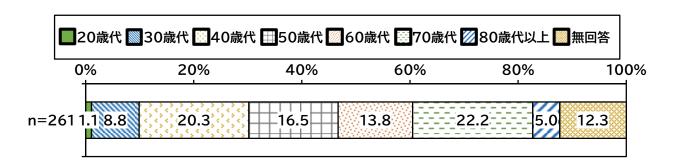
○主な介助者について

主な介助者について、全体では「父母・祖父母・兄弟」が45.2%で最も多くなっています。



○介助者の年齢について

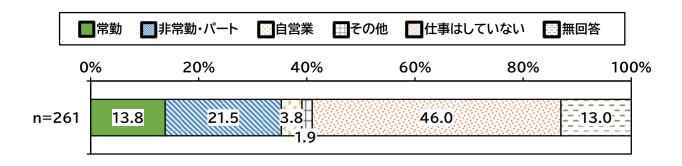
介助者の年齢について、全体では「70 歳代」が 22.2%で最も多く、次いで「40 歳代」が 20.3%、「50 歳代」が 16.5%などとなっています。



○介助者の就労状況について

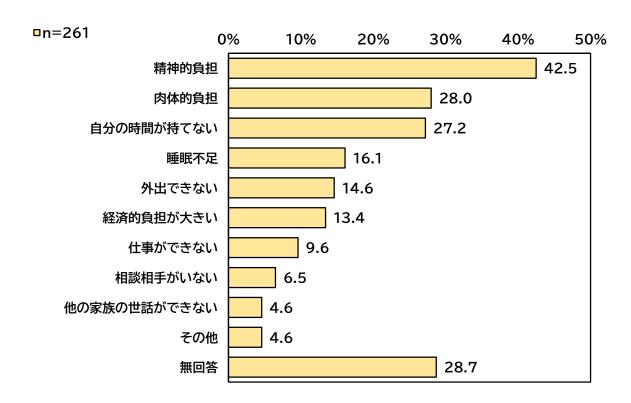
介助者の就労状況について、全体では「常勤」が 13.8%、「非常勤・パート」が 21.5%、「自営業」が 3.8%などとなっています。

また、「仕事はしていない」が46.0%となっています。



○介護を行う上での困りごとについて

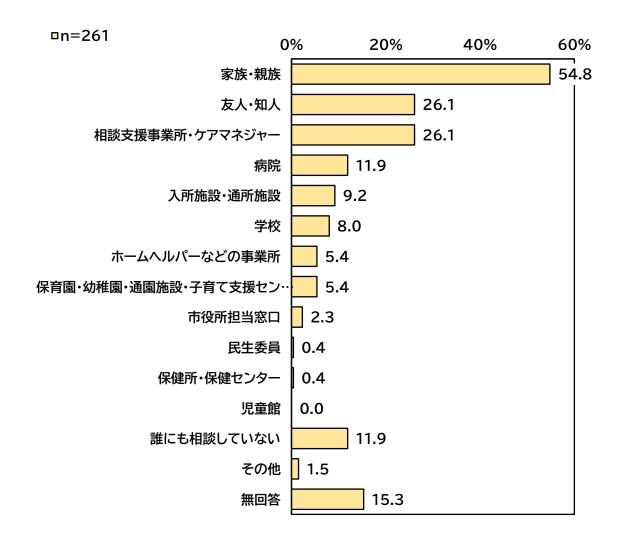
介護を行う上での困りごとについて、全体では「精神的負担」が42.5%で最も多く、次いで「肉体的負担」が28.0%、「自分の時間がもてない」が27.2%などとなっています。



○介助の困りごとの相談相手について

介助の困りごとの相談相手について、全体では「家族・親族」が 54.8%で最も多く、次いで「友人・知人」と「相談支援事業所・ケアマネジャー」がともに 26.1%、「病院」が 11.9%などとなっています。

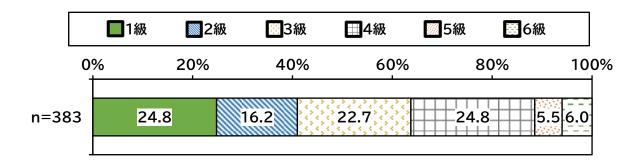
また、「誰にも相談していない」が 11.9%となっています。



② 障害の状況について

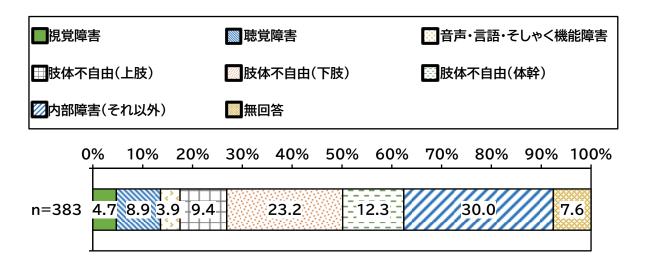
○身体障害者手帳所持者について

身体障害者手帳所持者について、「1級」と「4級」がともに 24.8%で最も多くなっています。

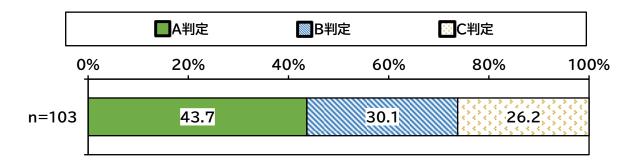


○主な身体障害の状況について

主な身体障害の状況について、「内部障害(それ以外)」が 30.0%で最も多く、次いで「肢体不自由(下肢)」が 23.2%、「肢体不自由(体幹)」が 12.3%などとなっています。

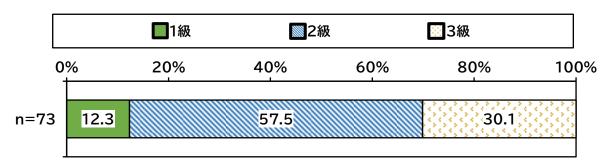


○療育手帳所持者について 療育手帳所持者について、「A 判定」が 43.7%で最も多くなっています。



○精神障害者保健福祉手帳所持者について

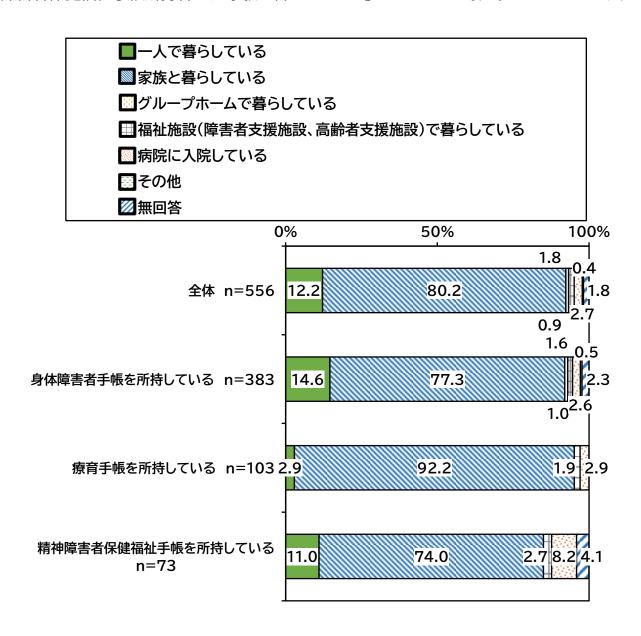
精神障害者保健福祉手帳所持者について、「2級」が57.5%で最も多くなっています。



③ 住まいや暮らしについて

○現在の暮らしについて

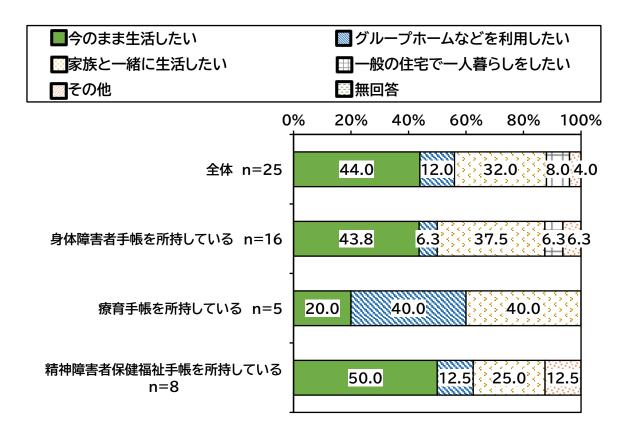
現在の暮らしについて、全体では「家族と暮らしている」が80.2%で最も多くなっています。 障害者手帳所持者別にみると、身体障害者手帳所持者では、「家族と暮らしている」が77.3%で最も多く、療育手帳所持者は、「家族と暮らしている」が92.2%で最も多く、精神障害者保健福祉手帳所持者は、「家族と暮らしている」が74.0%で最も多くなっています。



○将来希望する生活について

将来希望する生活について、全体では「今のまま生活したい」が 44.0%で最も多くなっています。

障害者手帳所持者別にみると、身体障害者手帳所持者では、「今のまま生活したい」が43.8%で最も多く、療育手帳所持者は、「グループホームなどを利用したい」と「家族と一緒に生活したい」がともに40.0%で最も多く、精神障害者保健福祉手帳所持者は、「今のまま生活したい」が50.0%で最も多くなっています。



※ 回答者数が少なく、比率が動きやすく分析には適さないため、参考値として示しています。

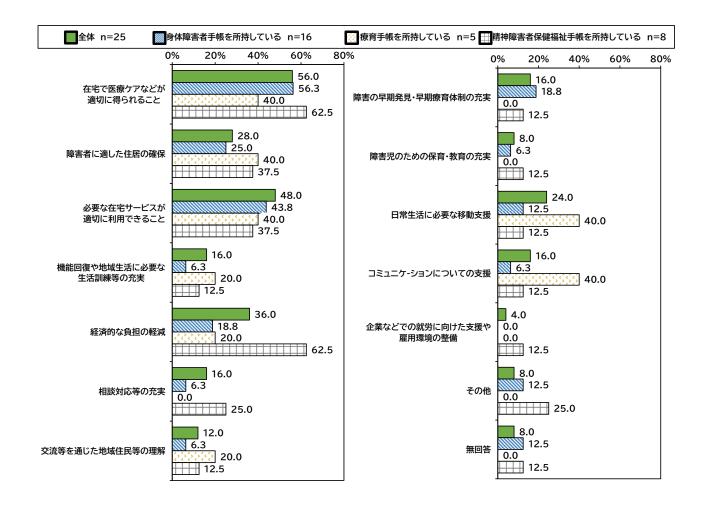
○地域で生活するために必要な支援について

地域で生活するために必要な支援について、全体では「在宅で医療ケアなどが適切に得られること」が 56.0%で最も多く、次いで「必要な在宅サービスが適切に利用できること」が 48.0%、「経済的な負担の軽減」が 36.0%などとなっています。

障害者手帳所持者別にみると、身体障害者手帳所持者では、「在宅で医療ケアなどが適切に得られること」が 56.3%で最も多く、次いで「必要な在宅サービスが適切に利用できること」が 43.8%、「障害者に適した住居の確保」が 25.0%などとなっています。

療育手帳所持者は、「在宅で医療ケアなどが適切に得られること」、「障害者に適した住居の確保」、「必要な在宅サービスが適切に利用できること」、「日常生活に必要な移動支援」、「コミュニケーションについての支援」がいずれも 40.0%となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者は、「在宅で医療ケアなどが適切に得られること」と「経済的な負担の軽減」がともに 62.5%で最も多く、次いで「障害者に適した住居の確保」と「必要な在宅サービスが適切に利用できること」がともに 37.5%などとなっています。



※ 回答者数が少なく、比率が動きやすく分析には適さないため、参考値として示しています。

④ 日中活動や就労について

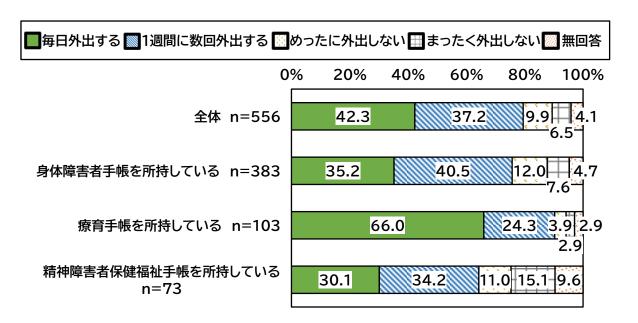
○外出の頻度について

外出の頻度について、全体では「毎日外出する」が 42.3%、「1週間に数回外出する」が 37.2%、「めったに外出しない」が 9.9%、「まったく外出しない」が 6.5%となっています。

障害者手帳所持者別にみると、身体障害者手帳所持者では、「毎日外出する」が 35.2%、「1週間に数回外出する」が 40.5%、「めったに外出しない」が 12.0%、「まったく外出しない」 が 7.6%となっています。

療育手帳所持者は、「毎日外出する」が66.0%、「1週間に数回外出する」が24.3%、「めったに外出しない」が3.9%、「まったく外出しない」が2.9%となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者は、「毎日外出する」が 30.1%、「1週間に数回外出する」 が 34.2%、「めったに外出しない」が 11.0%、「まったく外出しない」が 15.1%となっています。

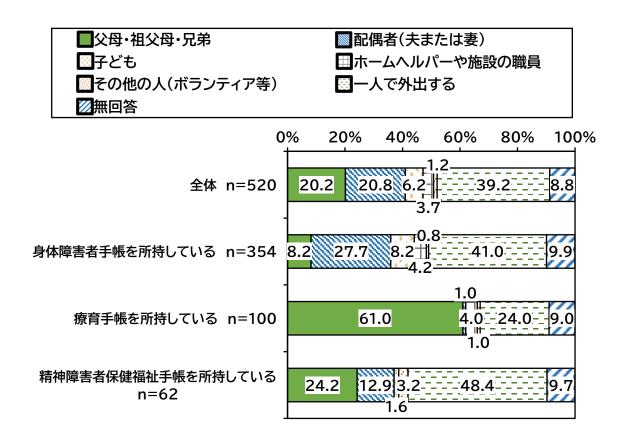


○外出時の同伴者について

外出時の同伴者について、全体では「父母・祖父母・兄弟」が 20.2%で最も多くなっています。

障害者手帳所持者別にみると、身体障害者手帳所持者では、「配偶者(夫または妻)」が 27.7%で最も多く、療育手帳所持者は、「父母・祖父母・兄弟」が 61.0%で最も多く、精神障 害者保健福祉手帳所持者は、「父母・祖父母・兄弟」が 24.2%で最も多くなっています。

また、「一人で外出する」は、全体が 39.2%、身体障害者手帳所持者が 41.0%、療育手帳 所持者が 24.0%、精神障害者保健福祉手帳所持者が 48.4%となっています。



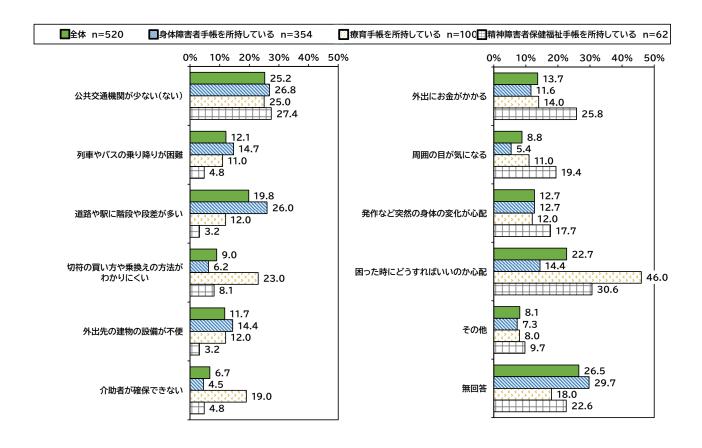
○外出時の困りごとについて

外出時の困りごとについて、全体では「公共交通機関が少ない(ない)」が 25.2%で最も多く、次いで「困った時にどうすればいいのか心配」が 22.7%、「道路や駅に階段や段差が多い」 が 19.8%などとなっています。

障害者手帳所持者別にみると、身体障害者手帳所持者では、「公共交通機関が少ない(ない)」が 26.8%で最も多く、次いで「道路や駅に階段や段差が多い」が 26.0%、「列車やバスの乗り降りが困難」が 14.7%、「外出先の建物の設備が不便」と「困った時にどうすればいいのか心配」がともに 14.4%などとなっています。

療育手帳所持者は、「困った時にどうすればいいのか心配」が 46.0%で最も多く、次いで「公共交通機関が少ない(ない)」が 25.0%、「切符の買い方や乗換えの方法がわかりにくい」 が 23.0%、「介助者が確保できない」が 19.0%などとなっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者は、「困った時にどうすればいいのか心配」が 30.6%で最も多く、次いで「公共交通機関が少ない(ない)」が 27.4%、「外出にお金がかかる」が 25.8%、「周囲の目が気になる」が 19.4%などとなっています。



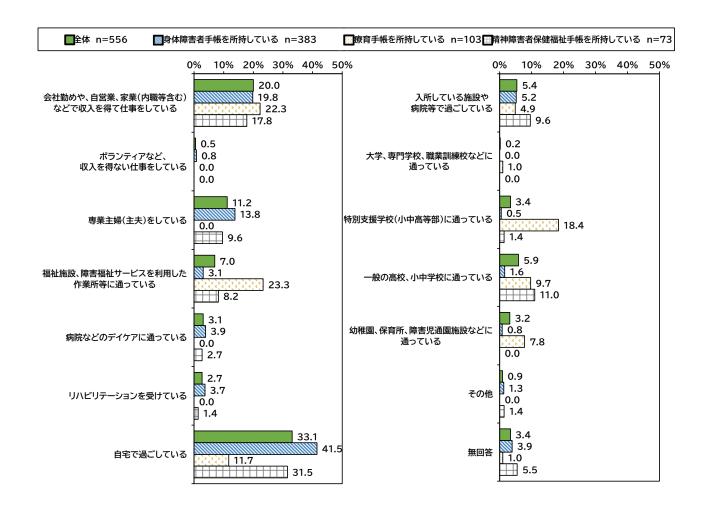
○平日の日中の過ごし方について

平日の日中の過ごし方について、全体では「自宅で過ごしている」が 33.1%で最も多く、次いで「会社勤めや、自営業、家業(内職等含む)などで収入を得て仕事をしている」が 20.0%、「専業主婦(主夫)をしている」が 11.2%などとなっています。

障害者手帳所持者別にみると、身体障害者手帳所持者では、「自宅で過ごしている」が41.5%で最も多く、次いで「会社勤めや、自営業、家業(内職等含む)などで収入を得て仕事をしている」が19.8%、「専業主婦(主夫)をしている」が13.8%などとなっています。

療育手帳所持者は、「福祉施設、障害福祉サービスを利用した作業所等に通っている」が23.3%で最も多く、次いで「会社勤めや、自営業、家業(内職等含む)などで収入を得て仕事をしている」が22.3%、特別支援学校(小中高等部)に通っている」が18.4%、「自宅で過ごしている」が11.7%などとなっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者は、「自宅で過ごしている」が 31.5%で最も多く、次いで「会社勤めや、自営業、家業(内職等含む)などで収入を得て仕事をしている」が 17.8%、「一般の高校、小中学校に通っている」が 11.0%などとなっています。



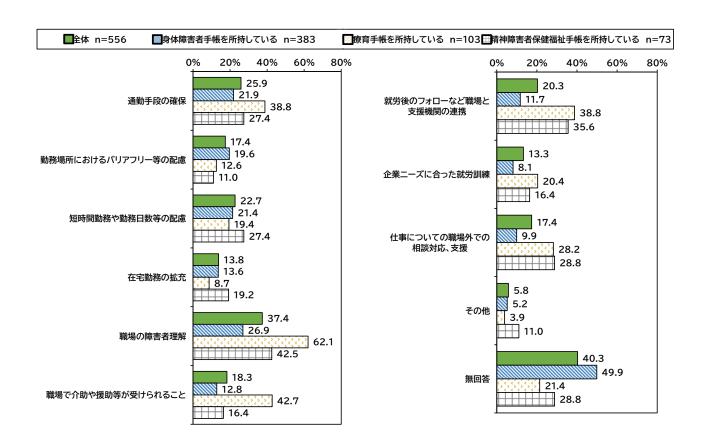
○必要だと思う障害者の就労支援について

必要だと思う障害者の就労支援について、全体では「職場の障害者理解」が 37.4%で最も 多く、次いで「通勤手段の確保」が 25.9%、「短時間勤務や勤務日数等の配慮」が 22.7%な どとなっています。

障害者手帳所持者別にみると、身体障害者手帳所持者では、「職場の障害者理解」が 26.9%で最も多く、次いで「通勤手段の確保」が21.9%、「短時間勤務や勤務日数等の配慮」 が21.4%などとなっています。

療育手帳所持者は、「職場の障害者理解」が 62.1%で最も多く、次いで「職場で介助や援助等が受けられること」が 42.7%、「通勤手段の確保」と「就労後のフォローなど職場と支援機関の連携」がともに 38.8%などとなっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者は、「職場の障害者理解」が 42.5%で最も多く、次いで「就労後のフォローなど職場と支援機関の連携」が 35.6%、「仕事についての職場外での相談対応、支援」が 28.8%、「通勤手段の確保」と「短時間勤務や勤務日数等の配慮」がともに 27.4%などとなっています。

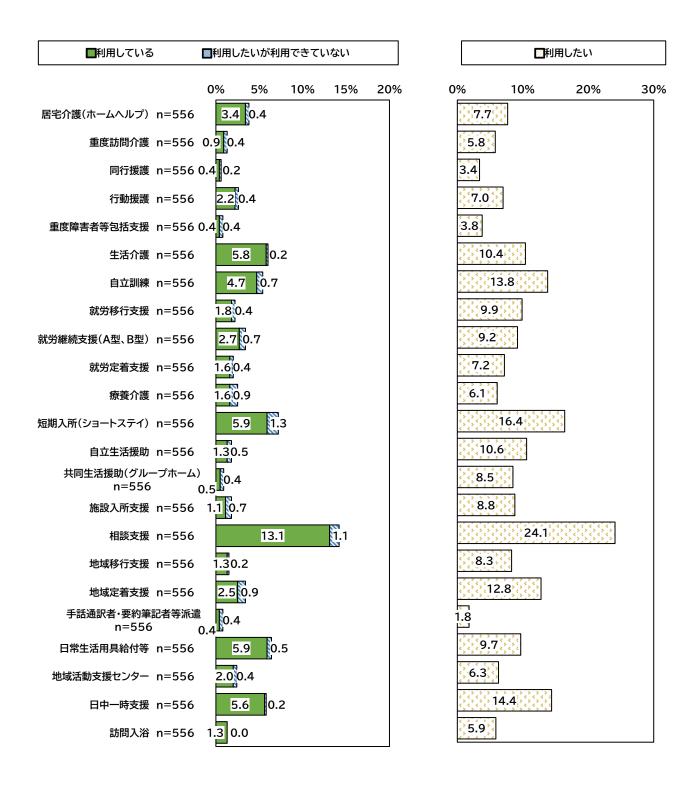


⑤ 障害福祉サービス等の利用について

○障害福祉サービスの利用状況・利用意向について

障害福祉サービスの現在の利用状況について、「利用している」と回答した方は、「相談支援」が 13.1%で最も多く、次いで「短期入所(ショートステイ)」と「日常生活用具給付等」が 5.9%、「生活介護」が 5.8%、「日中一時支援」が 5.6%などとなっています。

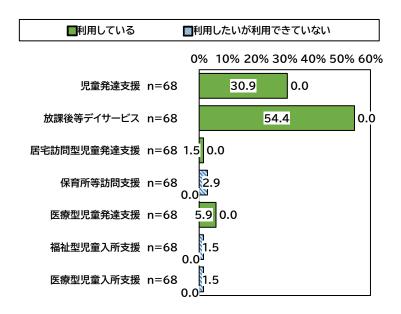
今後の利用意向について、「利用したい」と回答した方は、「相談支援」が24.1%で最も多く、次いで「短期入所(ショートステイ)」が16.4%、「日中一時支援」が14.4%、「自立訓練」が13.8%、「地域定着支援」が12.8%などとなっています。

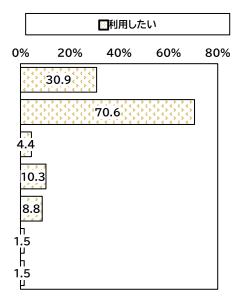


○障害児福祉サービスの利用状況・利用意向について

障害児福祉サービスの現在の利用状況について、「利用している」と回答した方は、「放課後等デイサービス」が54.4%で最も多く、次いで「児童発達支援」が30.9%、「医療型児童発達支援」が1.5%となっています。

今後の利用意向について、「利用したい」と回答した方は、「放課後等デイサービス」が 70.6%で最も多く、次いで「児童発達支援」が 30.9%、「保育所等訪問支援」が 10.3%、「医療型児童発達支援」が 8.8%などとなっています。





○福祉サービスを利用する上での困りごとについて

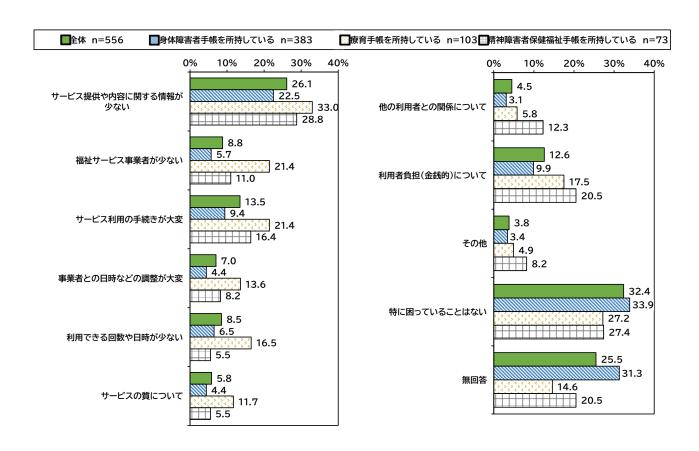
福祉サービスを利用する上での困りごとについて、全体では、「サービス提供や内容に関する情報が少ない」が 26.1%で最も多く、次いで「サービス利用の手続きが大変」が 13.5%、「利用者負担(金銭的)について」が 12.6%などとなっています。

障害者手帳所持者別にみると、身体障害者手帳所持者は、「サービス提供や内容に関する情報が少ない」が 22.5%で最も多く、次いで「利用者負担(金銭的)について」が 9.9%、「サービス利用の手続きが大変」が 9.4%、「利用できる回数や日時が少ない」が 6.5%などとなっています。

療育手帳所持者は、「サービス提供や内容に関する情報が少ない」が 33.0%で最も多く、 次いで「福祉サービス事業者が少ない」と「サービス利用の手続きが大変」がともに 21.4%、 「利用者負担(金銭的)について」が 17.5%などとなっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者は、「サービス提供や内容に関する情報が少ない」が 28.8%で最も多く、次いで「利用者負担(金銭的)について」が 20.5%、「サービス利用の手続きが大変」が 16.4%、「他の利用者との関係について」が 12.3%、「福祉サービス事業者が少ない」が 11.0%などとなっています。

また、「特に困っていることはない」は、全体が 32.4%、身体障害者手帳所持者が 33.9%、 療育手帳所持者が 27.2%、精神障害者保健福祉手帳所持者が 27.4%となっています。



⑥ 相談相手について

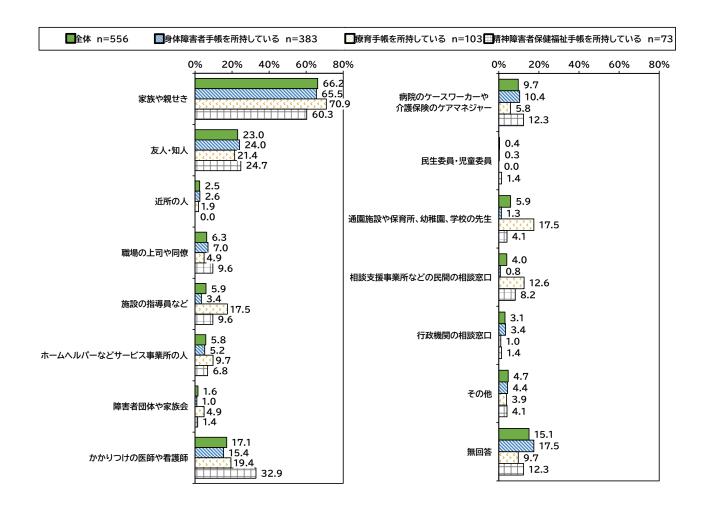
○悩みや困りごとの相談相手について

悩みや困りごとの相談相手について、全体では、「家族や親せき」が 66.2%で最も多く、次いで「友人・知人」が 23.0%、「かかりつけの医師や看護師」が 17.1%などとなっています。

障害者手帳所持者別にみると、身体障害者手帳所持者は、「家族や親せき」が 65.5%で最も多く、次いで「友人・知人」が 24.0%、「かかりつけの医師や看護師」が 15.4%、「病院のケースワーカーや介護保険のケアマネジャー」が 10.4%などとなっています。

療育手帳所持者は、「家族や親せき」が 70.9%、「友人・知人」が 21.4%、「かかりつけの医師や看護師」が 19.4%、「施設の指導員など」と「通園施設や保育所、幼稚園、学校の先生」がともに 17.5%などとなっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者は、「家族や親せき」が60.3%、「かかりつけの医師や看護師」が32.9%、「友人・知人」24.7%、「病院のケースワーカーや介護保険のケアマネジャー」が12.3%などとなっています。



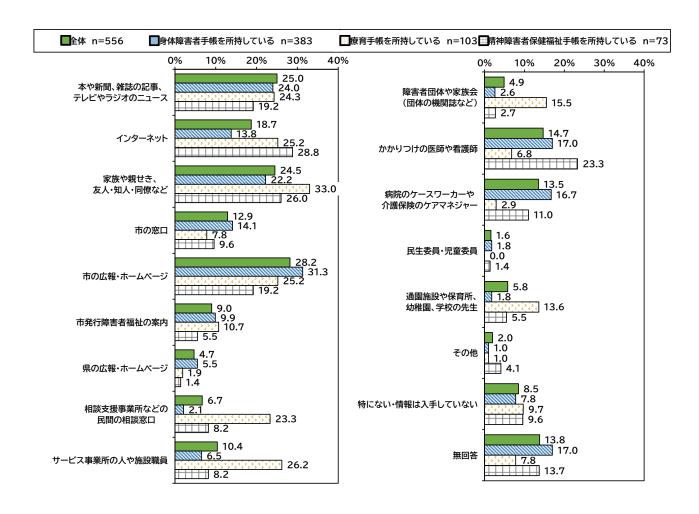
○情報の入手手段について

情報の入手手段について、全体では、「市の広報・ホームページ」が 28.2%で最も多く、次いで「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」が 25.0%、「家族や親せき、友人・知人・同僚など」が 24.5%などとなっています。

障害者手帳所持者別にみると、身体障害者手帳所持者は、「市の広報・ホームページ」が 31.3%で最も多く、次いで「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」が 24.0%、 「家族や親せき、友人・知人・同僚など」が 22.2%などとなっています。

療育手帳所持者は、「家族や親せき、友人・知人・同僚など」が 33.0%で最も多く、次いで「サービス事業所の人や施設職員」が 26.2%、「インターネット」と「市の広報・ホームページ」 がともに 25.2%、「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」が 24.3%、「相談支援事業所などの民間の相談窓口」が 23.3%などとなっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者は、「インターネット」が 28.8%で最も多く、次いで「家族や親せき、友人・知人・同僚など」が 26.0%、「かかりつけの医師や看護師」が 23.3%、「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」と「市の広報・ホームページ」がともに 19.2% などとなっています。



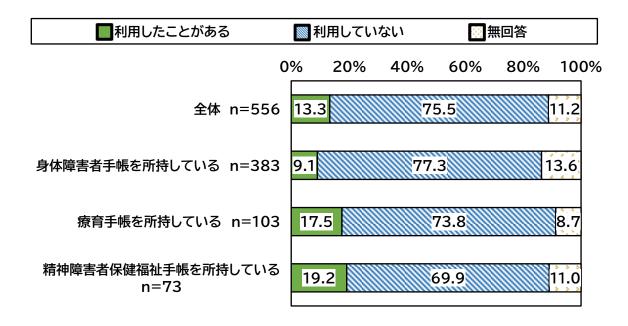
○市や生活支援センター等の相談窓口を利用について

市や生活支援センター等の相談窓口を利用について、全体では、「利用したことがある」が 13.3%、「利用していない」が 75.5%となっています。

障害者手帳所持者別にみると、身体障害者手帳所持者は、「利用したことがある」が 9.1%、「利用していない」が 77.3%となっています。

療育手帳所持者は、「利用したことがある」が 17.5%、「利用していない」が 73.8%となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者は、「利用したことがある」が 19.2%、「利用していない」 が 69.9%となっています。



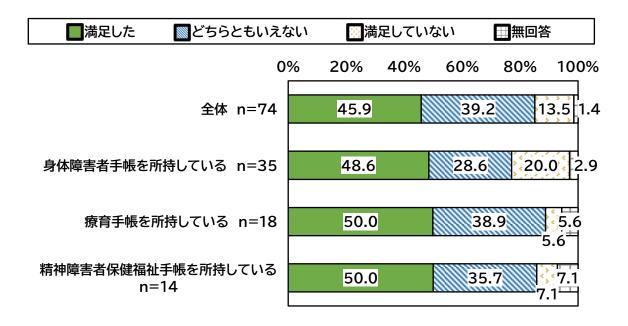
○相談窓口に対する満足度について

相談窓口に対する満足度について、全体では、「満足した」が 45.9%、「どちらともいえない」が 39.2%、「満足していない」が 13.5%となっています。

障害者手帳所持者別にみると、身体障害者手帳所持者は、「満足した」が 48.6%、「どちらともいえない」が 28.6%、「満足していない」が 20.0%となっています。

療育手帳所持者は、「満足した」が 50.0%、「どちらともいえない」が 38.9%、「満足していない」が 5.6%となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者は、「満足した」が 50.0%、「どちらともいえない」が 35.7%、「満足していない」が 7.1%となっています。



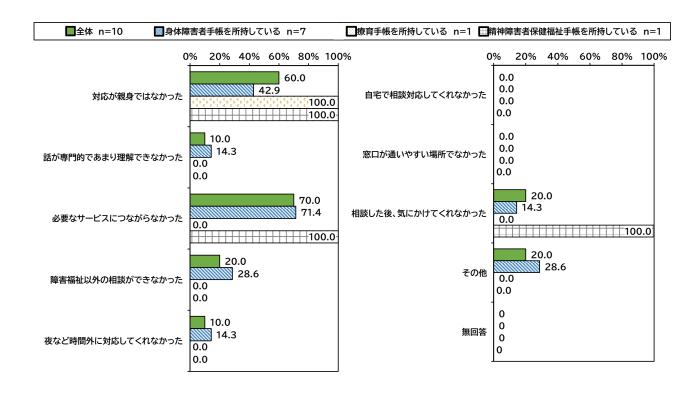
○相談窓口に満足していない理由について

相談窓口に満足していない理由について、全体では、「必要なサービスにつながらなかった」が 70.0%で最も多く、次いで「対応が親身ではなかった」が 60.0%、「障害福祉以外の相談ができなかった」と「相談した後、気にかけてくれなかった」がともに 20.0%などとなっています。

障害者手帳所持者別にみると、身体障害者手帳所持者は、「必要なサービスにつながらなかった」が 71.4%で最も多く、次いで「対応が親身ではなかった」が 42.9%、「障害福祉以外の相談ができなかった」が 28.6%などとなっています。

療育手帳所持者は、「対応が親身ではなかった」が 100.0%となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者は、「対応が親身ではなかった」、「必要なサービスにつながらなかった」、「相談した後、気にかけてくれなかった」がいずれも 100.0%となっています。



※ 回答者数が少なく、比率が動きやすく分析には適さないため、参考値として示しています。

⑦ 権利擁護について

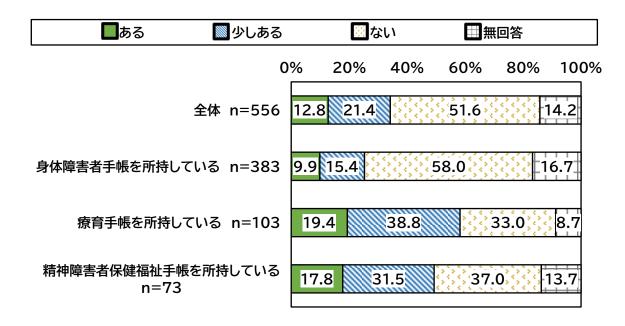
○障害による差別の経験の有無について

障害による差別の経験の有無について、全体では、「ある」が 12.8%、「少しある」が 21.4%、「ない」が 51.6%となっています。

障害者手帳所持者別にみると、身体障害者手帳所持者は、「ある」が 9.9%、「少しある」が 15.4%、「ない」が 58.0%となっています。

療育手帳所持者は、「ある」が 19.4%、「少しある」が 38.8%、「ない」が 33.0%となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者は、「ある」が 17.8%、「少しある」が 31.5%、「ない」が 37.0%となっています。



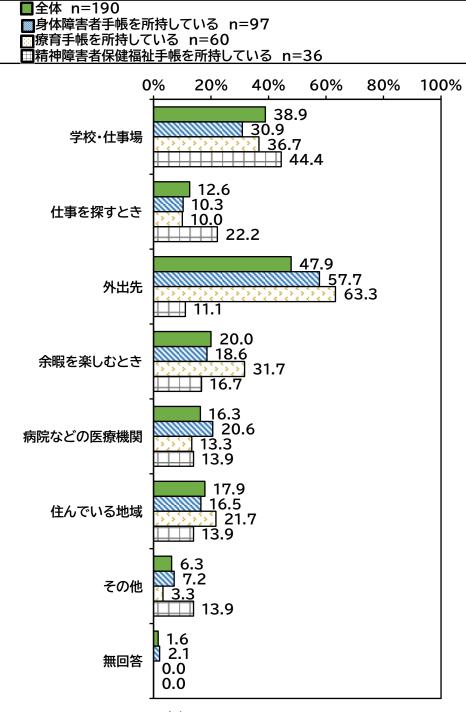
○差別や嫌な思いをした場所について

差別や嫌な思いをした場所について、全体では、「外出先」が 47.9%で最も多く、次いで「学校・仕事場」が 38.9%、「余暇を楽しむとき」が 20.0%、「住んでいる地域」が 17.9%などとなっています。

障害者手帳所持者別にみると、身体障害者手帳所持者は、「外出先」が57.7%で最も多く、次いで「学校・仕事場」が30.9%、「病院などの医療機関」が20.6%、「余暇を楽しむとき」が18.6%などとなっています。

療育手帳所持者は、「外出先」が 63.3%で最も多く、次いで「学校・仕事場」が 36.7%、「余暇を楽しむとき」が 31.7%、「住んでいる地域」が 21.7%などとなっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者は、「学校・仕事場」が 44.4%で最も多く、次いで「仕事を探すとき」が 22.2%、「余暇を楽しむとき」が 16.7%、「病院などの医療機関」と「住んでいる地域」がともに 13.9%などとなっています。



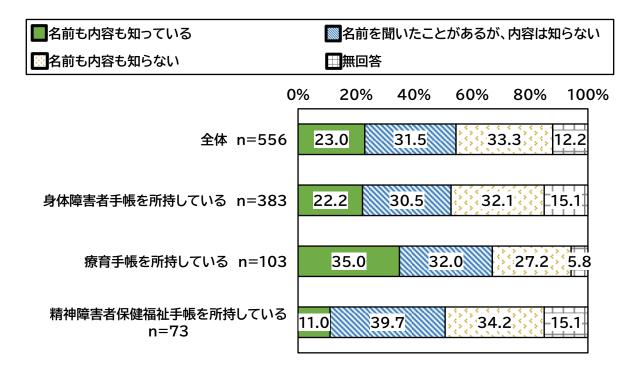
〇成年後見制度*の認知度について

成年後見制度の認知度について、全体では、「名前も内容も知っている」が 23.0%、「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」が 31.5%、「名前も内容も知らない」が 33.3%となっています。

障害者手帳所持者別にみると、身体障害者手帳所持者は、「名前も内容も知っている」が 22.2%、「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」が 30.5%、「名前も内容も知らない」 が 32.1%となっています。

療育手帳所持者は、「名前も内容も知っている」が 35.0%、「名前を聞いたことがあるが、 内容は知らない」が 32.0%、「名前も内容も知らない」が 27.2%となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者は、「名前も内容も知っている」が 11.0%、「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」が 39.7%、「名前も内容も知らない」が 34.2%となっています。



※ 成年後見制度とは、認知症や知的障害、精神障害などによって物事を判断する能力が不十分 な方々の財産管理や身上監護を家庭裁判所が選任した成年後見人等が行うことにより、本人 の権利とくらしを守る制度です。

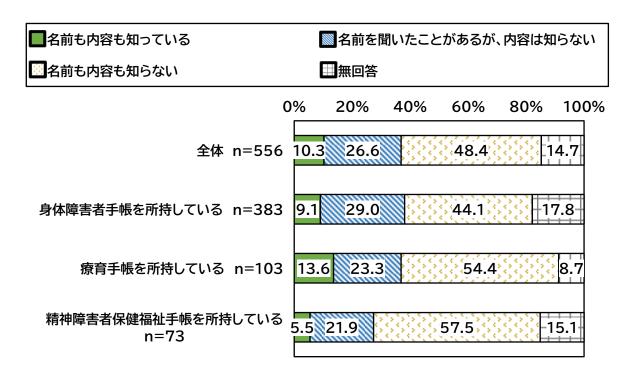
○日常生活自立支援事業*の認知度について

日常生活自立支援事業の認知度について、全体では、「名前も内容も知っている」が 10.3%、「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」が 26.6%、「名前も内容も知らない」 が 48.4%となっています。

障害者手帳所持者別にみると、身体障害者手帳所持者は、「名前も内容も知っている」が 9.1%、「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」が 29.0%、「名前も内容も知らない」 が 44.1%となっています。

療育手帳所持者は、「名前も内容も知っている」が 13.6%、「名前を聞いたことがあるが、 内容は知らない」が 23.3%、「名前も内容も知らない」が 54.4%となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者は、「名前も内容も知っている」が 5.5%、「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」が 21.9%、「名前も内容も知らない」が 57.5%となっています。



※ 日常生活自立支援事業とは、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者などのうち、判断能力が不十分な人が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助などを行うものです。

⑧ 災害時の避難等について

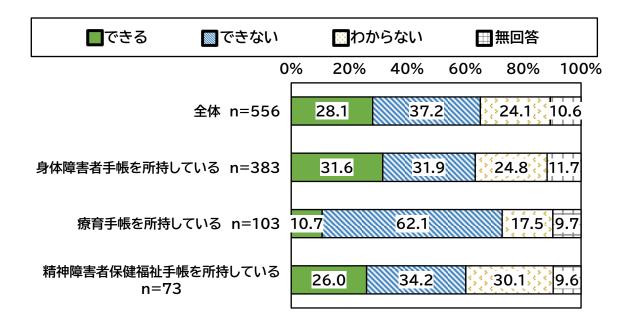
○災害時に一人で避難できるかについて

災害時に一人で避難できるかについて、全体では、「できる」が 28.1%、「できない」が 37.2%、「わからない」が 24.1%となっています。

障害者手帳所持者別にみると、身体障害者手帳所持者は、「できる」が 31.6%、「できない」 が 31.9%、「わからない」が 24.8%となっています。

療育手帳所持者は、「できる」が 10.7%、「できない」が 62.1%、「わからない」が 17.5% となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者は、「できる」が 26.0%、「できない」が 34.2%、「わからない」が 30.1%となっています。



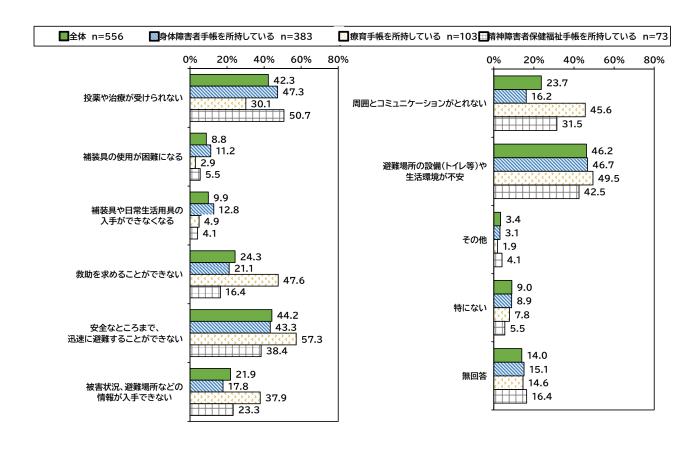
○災害時の困りごとについて

災害時の困りごとについて、全体では、「避難場所の設備(トイレ等)や生活環境が不安」が 46.2%で最も多く、次いで「安全なところまで、迅速に避難することができない」が 44.2%、「投薬や治療が受けられない」が 42.3%などとなっています。

障害者手帳所持者別にみると、身体障害者手帳所持者は、「投薬や治療が受けられない」が47.3%で最も多く、次いで「避難場所の設備(トイレ等)や生活環境が不安」が46.7%、「安全なところまで、迅速に避難することができない」が43.3%、「救助を求めることができない」が21.1%、「被害状況、避難場所などの情報が入手できない」が17.8%などとなっています。

療育手帳所持者は、「安全なところまで、迅速に避難することができない」が 57.3%、「避難場所の設備(トイレ等)や生活環境が不安」が 49.5%、「救助を求めることができない」が 47.6%、「周囲とコミュニケーションがとれない」が 45.6%、「被害状況、避難場所などの情報が入手できない」が 37.9%、「投薬や治療が受けられない」が 30.1%などとなっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者は、「投薬や治療が受けられない」が 50.7%で最も多く、 次いで「避難場所の設備(トイレ等)や生活環境が不安」42.5%、「安全なところまで、迅速に 避難することができない」が 38.4%、「周囲とコミュニケーションがとれない」が 31.5%、「被 害状況、避難場所などの情報が入手できない」が 23.3%などとなっています。



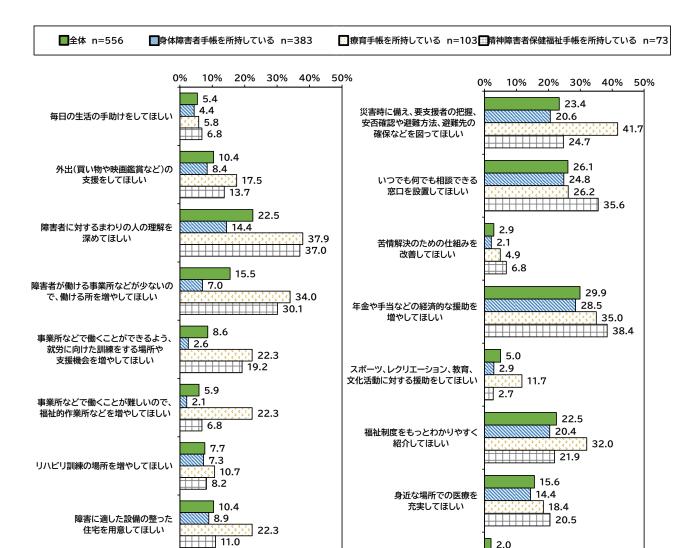
○暮らしやすくなるために望むことについて

暮らしやすくなるために望むことについて、全体では、「年金や手当などの経済的な援助を増やしてほしい」が 29.9%で最も多く、次いで「いつでも何でも相談できる窓口を設置してほしい」が 26.1%、「災害時に備え、要支援者の把握、安否確認や避難方法、避難先の確保などを図ってほしい」が 23.4%、「外出しやすい環境や交通機関の利便性の向上を図ってほしいが 23.2%などとなっています。

障害者手帳所持者別にみると、身体障害者手帳所持者は、「年金や手当などの経済的な援助を増やしてほしい」が 28.5%で最も多く、次いで「いつでも何でも相談できる窓口を設置してほしい」が 24.8%、「外出しやすい環境や交通機関の利便性の向上を図ってほしい」が 23.0%、「災害時に備え、要支援者の把握、安否確認や避難方法、避難先の確保などを図ってほしい」が 20.6%、「福祉制度をもっとわかりやすく紹介してほしい」が 20.4%などとなっています。

療育手帳所持者は、「災害時に備え、要支援者の把握、安否確認や避難方法、避難先の確保などを図ってほしい」が 41.7%で最も多く、次いで「障害者に対するまわりの人の理解を深めてほしい」が 37.9%、「年金や手当などの経済的な援助を増やしてほしい」が 35.0%、「障害者が働ける事業所などが少ないので、働ける所を増やしてほしい」が 34.0%、「福祉制度をもっとわかりやすく紹介してほしい」が 32.0%などとなっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者は、「年金や手当などの経済的な援助を増やしてほしい」が38.4%で最も多く、次いで「障害者に対するまわりの人の理解を深めてほしい」が37.0%、「いつでも何でも相談できる窓口を設置してほしい」が35.6%、「障害者が働ける事業所などが少ないので、働ける所を増やしてほしい」が30.1%、「災害時に備え、要支援者の把握、安否確認や避難方法、避難先の確保などを図ってほしい」が24.7%などとなっています。



23.2

23.0

25.2

28.2

20.5

9.7

8.1

8.2

7.7

11.0

29.1

外出しやすい環境や交通機関の

利便性の向上を図ってほしい

入所施設や短期入所施設

(ショートステイ)を整備してほしい

グループホームを整備してほしい

1.3

1.0

∐ 4.1

2.7

11.3 13.1

18.9

16.5

16.4

21.1

その他

特にない

無回答

- (2)障害者団体や事業者などを対象とするヒアリング調査結果の要旨 ヒアリングの内容は、次の5つのテーマで行いました。
 - ① 団体活動及び事業を展開する上での問題点・課題について
 - ② 障害と障害のある人への理解促進のために市が取り組むべき事項について
 - ③ 市の防災対策の推進について
 - ④ 障害福祉サービスや地域生活支援事業でニーズはあるものの、不足していると感じて いるサービスについて
 - ⑤ 障害のある方の就労促進のための取組について

結果の要旨は次の通りです。

① 団体活動及び事業を展開する上での問題点・課題について

【障害を有する方の家族の代表者】

- ○子どもが成長し、社会に出て働いている年代(現在 20 代前半〜後半)になり、例会でのテーマが見つけにくい。
- ○障害のある子どもの親のみの参加が多くなり、障害のある子ども当人の活動はできてい ない。
- ○子どもが小さい時は集まって一緒の活動ができるが、成長するにつれて子どもたちそれ ぞれの方向性が形成されていき、集まって同じ活動をする機会が減っている。
- ○子どもの成長とともに親も高齢化が進み、以前の様な活動をするための体力・気力を失い、活動の規模が縮小している。
- ○啓発活動や講演などは、福祉関係の方の依頼は多いが、一般の方からの依頼は少ない。
- ○新型コロナウイルスの感染拡大に伴って、定例会が開催できず、また参加予定だった各種 イベントも中止となり、活動そのものができない状態になっている。

【障害を有する方及びその家族の代表者】

- ○団体に加入している会員の高齢化が進んでいる。
- ○若い人達が団体に加入せず、年々会員数が減少してきている。
- ○会員の高齢化、新規会員の不足、会員数の減少により、組織の維持が困難になってきている。(県下の市町の中でも、協会が解散されてしまったところもあると聞いている)
- ○新型コロナウイルス感染拡大の影響で、活動のために使用している会場に感染拡大防止 のための条件ができ、参加者を制限する必要があるなど満足のいく活動ができていな い。
- ○新型コロナウイルス感染拡大の影響で出店予定だった各種イベントが中止となり、事業収入が減少している。
- ○災害時に連携のとれる団体が少なく、もしもの時の体制が弱い。
- ○市町による手話通訳者養成講座がなく、また、育成が難しく手話通訳者が増えないため、手話通訳者不足が続いている。
- ○聴覚障害者のための高齢者施設がなく、聴覚障害者たちの老後が保証されるのか不安。

【市内障害者施設の代表者】

- ○送迎等ニーズのある事業に対し、人員の不足等提供できる体制が不十分であり、ニーズ に応えることができない。
- ○施設が開所してから 30 年程経過し、施設の修繕が必要だが、補助金等が交付されずで きない。
- ○ヘルパー等の人材不足が深刻であり、募集をしてもなかなか応募が増えない。特に男性 ヘルパーが不足している。
- ○近隣市ではグループホームへの独自の補助金が交付されているが、北名古屋市にはな く、施設の運営状況が厳しい。
- ○施設を入所利用されている方の高齢化・重度化が進んでいる。
- ○入所希望は多いが、施設に空きができず、入所希望待機者が発生している。また、施設に 空きがないために緊急時の受入れができない。
- ○相談件数が年々増加しており、相談員への負担が大きくなっている。
- ○新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、サービスの提供体制を変更したが、それに 伴い施設の利用に制限をかけることになってしまったため、毎年行っている長期休暇中 の支援ができなくなってしまい、施設のメリットを活かすことができない。
- ○新型コロナウイルス感染拡大の影響で、自主製品の販売が難しくなり、収益減となっている。
- ○新型コロナウイルス感染拡大の影響で、「人と接する仕事」への不安が大きくなり、職員の 募集をしてもエントリーが無く、今後の人材確保が心配である。
- ○単独療育*ができるようにするための体制構築が必要。

② 障害と障害のある人への理解促進のために市が取り組むべき事項について

【障害を有する方の家族の代表者】

- ○大人になってからはどうしても障害のある方を警戒してしまう。しかし、子どもは障害の 有無に関わらず分け隔てなく接することができる。幼い時期から障害のある方と接する 機会を設ければ、理解を深めていくことができるのではないか。
- ○教育の場では、児童・生徒よりも先生方の理解が最も重要ではないか。最近の先生方は、 なかなか障害について教えることができないように思う。大人が良い手本を示すことで、 子どもにも良い影響を与えることができると思う。
- ○教育に関して、近隣市には特別支援学校があり、普通学校と特別支援学校の間で相互に 研修のための異動をし、教員の障害への理解を深めている。北名古屋市では特別支援学 校がないため、こういった取組をすることができるような体制を整えてほしい。
- ○公共交通機関などで、重度の障害を持った方が利用された際に、運転手から厳しい注意 を受けるなどのトラブルがあった。こういった障害者に関するトラブルについての相談が あった場合は、市でも迅速に現状を確認して頂き、対応して頂きたい。
- ○高齢者福祉、児童福祉、障害者福祉の垣根を越え、例えば高齢者と障害者が一緒に働ける場や、高齢者や子どもが集まるコミュニティセンター等の施設を障害者の就労型施設が運営できたら良いのではないか。

【障害を有する方及びその家族の代表者】

- ○小さい時から障害児と健常児がふれあう機会を増やしていけば、障害に対する理解が早 い段階から深まっていくのではないか。
- ○北名古屋市内には特別支援学校がなく、市外にある特別支援学校に通っている方が多い。そのため、通学等で親子に大きな負担がかかっている。市内にある支援級のほかに特別支援学校と同じ教育を受けられる分校、または特別支援級があるとよい。
- ○障害者のことを地域住民に知ってもらうことが重要ではないか。自治会や社会福祉協議会*支部の協力のもと、障害者も気軽に参加できる行事やイベントを企画し、地域の方に障害者のことを知って頂ける機会を作ってほしい。
- ○他県の市町では、手話言語条例を制定しているところもある。手話も保育園・幼稚園や小学校など子どもの頃から教育として導入すれば、大人になっても自然に身につくのではないか。

【市内障害者施設の代表者】

- ○幅広い年齢層の人がボランティア*として活動できる環境づくりが必要ではないか。
- ○市民へ障害者権利条約や障害者差別解消法などの法制度を周知し、障害者への偏見や 差別などが起こらないように啓蒙活動を広げていく必要があるのではないか。
- ○市でもこれまで様々な障害者を取り巻く「社会的障壁*」を取り除く取組をしてきたと思うが、その結果を取りまとめて、地域住民に公開してみてはどうか。
- ○ボランティアに関して、市内の若年層の障害への理解促進を図るために、ボランティア活動を希望する中高生と、ボランティアを受入可能な施設を行政でとりまとめる仕組みを作ってはどうか。
- ○障害者の多様な働き方や多様な就労体験の場を拡充し、障害者とともに働く機会を増や すことで、障害の特徴を感じてもらうことができるのではと思う。
- ○幼児、児童の頃から障害者と接する機会を設け、早期から障害がある人を当たり前のこととして受入れできる様な教育をしてほしい。

③ 市の防災対策の推進について

【障害を有する方の家族の代表者】

- ○障害者が利用できる避難所を明確にして欲しい。
- ○現在の仕組みでは、通常の避難所に避難した後に、医療や福祉に対応している避難所へ 移動することになっているが、なかなか具体的な情報が届かず不安に感じている。普段 から行政・施設・医療機関の連携を取り、障害者への防災対策の充実と、情報の迅速な伝 達ができるようにしてほしい。
- ○避難所は普段過ごしている場所、通い慣れた場所とは環境が大きく異なるため、障害を持つ子どもたちはパニックになってしまう可能性があり、他に避難している人たちに迷惑をかけてしまうのではないか心配である。そのため、体育館等大きな避難所の中では間仕切りやパーテーション等できる限りプライベートな空間を用意する等、配慮ができるように準備をしてほしい。また、可能であれば障害者やその家族、高齢者等へ教室を開放するなどしてほしい。
- ○通常の避難所に避難した後、落ち着いたタイミングで、普段から通い慣れている施設へ避難することができれば、親子は安心できるのではないか。
- ○一人暮らしをしている障害者の緊急時の安否確認をしてほしい。
- ○障害者も交えた避難訓練を実施してほしい。

【障害を有する方及びその家族の代表者】

- ○防災訓練について、各自治会の協力を得て障害者団体も関わって訓練し、災害時にも動 けるように備えた方が良いと思う。
- ○聴覚障害者は、災害時の市からの無線が聞こえない場合があるので、市からの無線が文字で表示されるデバイスの様なものがあると良い。(県内の市町村では導入している所もある)
- ○聴覚障害者は、避難所まで避難しても、避難所内で放送された内容(食事や入浴の連絡等)が聞こえない場合があるので、避難所内に情報が見て分かる掲示物を用意してほしい。
- ○災害時要援護者支援台帳は、療育手帳所持者の場合は療育手帳 A 判定を持っている方のみ登録できると聞いている。B 判定や C 判定の方々も、災害時は一人ではどうすることもできない。市や民生委員・児童委員*には、障害者がどこにいるかということは把握して頂きたい。
- ○災害が起きた場合、まずは一般の避難所に避難すると聞いているが、障害者は特別な配慮が必要な場合があり、福祉避難所*をすみやかに開設し、移動の手段と人員配置を前もってシステム化しておいて頂きたい。また、一般の避難所における障害者への配慮もして頂きたい。
- ○障害者や高齢者といった、災害時に災害弱者となってしまう方々には、情報が入りにくい ところがある。そういった方々も漏れなく避難・救助できるよう、マニュアル作り、防災訓 練、名簿作成といった実践的なシステム構築が必要だと思う。

【市内障害者施設の代表者】

- ○精神障害を持っている方々は、自身の障害をクローズにしている方が多いので、災害時要配慮者*名簿に登録していない方も多いかもしれない。そういった方々もいるということを市で把握した上で、防災対策を練ってほしい。
- ○我々の施設は福祉避難所になっているが、災害時に大勢のご家族が避難してきた場合、各家族が安心できるスペースを確保するための間仕切り用のカーテンやパーテーション等を準備できるように市からも支援してほしい。
- ○障害者の方が、福祉避難所で生活できるように支援内容などの検討を障害者団体や関係機関の協力を得て行ってほしい。
- ○地域の防災訓練に、障害福祉サービス事業所の利用者が参加することにより、地域住民 に障害のある方への理解を深めていただき、災害時にも受入れがしやすい環境を整えて いくことが必要ではないか。
- ○個人情報保護の観点から、障害のある方の安否確認に必要な情報を教えていただくこと が難しかったという事例を聞いているので、災害時に必要と想定される個人情報の開示 について確認が必要だと思う。
- ○一般の避難所においても障害のある人などが避難できるよう、バリアフリー*化と小集団 化(教室などの解放)をしてほしい。また、避難所での医療的ケアや薬の確保も必要では ないか。
- ○身体障害や精神障害、強度行動障害など、様々な障害者の方も避難できる避難所のバリアフリー化や合理的な配慮が必要ではないか。

④ 障害福祉サービスや地域生活支援事業でニーズはあるものの、不足していると感じているサービスについて

【障害を有する方の家族の代表者】

- ○大きな相談窓口は市でも設置されているが、自分の子どもに合った相談ができる相談窓口が欲しい。
- ○団体で活動しているサークル活動について、親子参加となっているが親の都合が合わず、またサークル活動にはヘルパーの利用もできないため、欠席せざるを得なくなってしまう場合がある。こういった活動は療育的な側面もあると思うので、対応できるようにしてほしい。
- ○親は高齢化し、体力が減っていってしまうが、子どもはまだまだ元気で、親が対応しきれない場合がある。現状では、ヘルパーの利用に制限があるので、もっと広くヘルパーを利用できるようにしてほしい。
- ○ヘルパーの人員不足、また、ヘルパーの高齢化が進んでいる。若いヘルパーがもっと必要 だと思う。
- ○月一回でもいいので、障害者同士が交流できる場があるといい。

【障害を有する方及びその家族の代表者】

- ○障害を持つ子どもと、その親の両方が高齢化し、障害者を持つ親子の「8050 問題*」が 懸念される。
- ○親が高齢になり、介護保険サービスでデイサービスや入所サービスを利用する時、その子である障害者が同じ場所で障害福祉サービスで利用できるよう、介護保険事業所が共生型の事業所となるよう勧めてほしい。こうすることで親子が同じ場所で顔を合わせ、お互いに元気でいることを確かめることができる。
- ○身体障害にも、様々なものがあり、お互いに助け合う意欲のある方が多い。そのため、障害者が集まって意見交換や交流会が行える施設や場所があると良い。また、身体障害者のための養護施設・入所施設があると良い。
- ○相談支援事業では、手話ができる相談員がおらず、聴覚障害者にとってはコミュニケーションが取れないため相談しにくい。聴覚障害者にとっても相談しやすくなるような体制を 作ってほしい。
- ○聾高齢者が入所しやすい老人ホームが少ない。グループホームでも良いので、障害がある人もない人も一緒に生活して無理なく交流できる場が欲しい。
- ○聴覚障害児、重度障害児に対する放課後等デイサービスが足りない。

【市内障害者施設の代表者】

- ○ボランティアの高齢化が進んでいるので、若い世代の育成が必要。
- ○移動支援の充実と、その為の人員確保が必要。
- ○ヘルパーの人手不足が深刻。特に男性ヘルパーが少なく、同性介助が厳しい。
- ○ヘルパーが不足しており、希望する曜日・時間に支援が受けられない。
- ○緊急時にも対応できるように、短期入所施設を増やしてほしい。
- ○精神障害者保健福祉手帳の2級と3級で受けられるサービス内容に大きく差があるので、3級所持者へのサービスを拡充してほしい。
- ○障害を持つ子ども一人一人の成長に従った対応や、保護者の要望に応えるためには、もっと人員が必要。
- ○ヘルパーを利用した作業所への通所等、ヘルパーの利用について近隣市ではできるが北 名古屋市ではできない場合があるので、ヘルパーの利用を拡充してほしい。
- ○サービスの利用時間を拡充してほしい。

⑤ 障害のある方の就労促進のための取組について

【障害を有する方の家族の代表者】

- ○北名古屋市内に障害者が働ける場所がもっと欲しい。特に、一般就労は市外の企業となっているので、市内の企業でもできるようにしてほしい。
- ○市独自の就労説明会を開催し、障害者への就労の機会拡大のほか、企業にも障害者への 理解を深める場をセッティングしてほしい。
- ○軽度・中度・重度といった障害の程度の枠を超えて働ける場所が欲しい。
- ○一般企業への就労支援も大事だが、就労後の定着支援にももっと力を入れてほしい。

【障害を有する方及びその家族の代表者】

- ○聴覚障害者に対する就労継続支援が不足していると感じる。聴覚障害者はコミュニケーションが上手くとれないことによって、職場でトラブルになり辞めてしまう場合が多い。そして次にいける職場もないために引きこもってしまう方もいる。聴覚障害者にも、様々な方がいるので、それぞれの方に合わせた仕事ができるようにするためのバックアップ体制を構築してほしい。
- ○仕事ができるのに、引きこもっている障害者の方が多い。引きこもっている方を福祉サービスにつなげる仕組みはあるが、就労につなげる仕組みはできていないと思うので、これができる仕組みづくりが必要なのではないか。
- ○就労継続支援 A 型や B 型は増えつつあると思う。今後、市で企業誘致をする際に障害者 雇用の働きかけをしてほしい。長い目で働きかけていくことが大事であると思う。
- ○既存の事業所に向けて、障害者への理解促進のための講習会等を企画してほしい。

【市内障害者施設の代表者】

- ○生活介護から B 型へ、B 型から A 型へとステップアップを図る仕組みはできている。しかし、ステップアップを促進した結果、欠員が出る場合があるので、それに対する補償の検討をしてほしい。
- ○市役所の業務(パート業務や資料整理等)など、取組可能な作業の事業所外作業や試験 的雇用などを試み、障害者の就労意欲の向上や就労定着を図ってはどうか。
- ○雇用を考えた時、どうしても最低賃金などの壁が生じてしまう。こういった壁にこだわらず、もっと気軽に働くことのできる場の拡充が必要ではないか。
- ○障害を持つ方々が「働くことができる」ということを地域の方々はあまり知らないように思う。こういったことを広報する狙いも含め、フェア等を開催し、地域の方々にみていただける場があると良いのではないか。
- ○就労の場をより広げられるように、様々な企業と連携を取ることが必要だと思う。
- ○障害の区分が重い方々もいるので、そういった方々も楽しんで働けるような軽作業等が あると良い。
- ○一般企業に就職したが、職場内での折り合いが悪く、すぐに辞めてしまう場合が多い。就 労支援だけではなく、就職後の就労定着支援にもより力を入れる必要があるのではない か。
- ○定着支援のためのフォローアップを含め、就労者が気軽に立ち寄ることができる相談場 所があると良いと思う。

● その他、全体を通じた意見

【障害を有する方の家族の代表者】

- ○障害を持つ子どもの親として、親亡き後の子どもの生活が心配。障害者グループホーム やケアホーム、施設の増設を希望。できれば市内で生活できる場の整備を進めてほしい。 親亡き後でも、子ども達が安心して生活できる場の充実を願う。
- ○障害のある人たちの暮らし方について、一般の企業に就労している方でも、一人暮らしは ハードルが高く、グループホームには入れる状況ではない場合の将来の生活が不安。一人 暮らしは無理でも何人かと共同生活を望む方もいるので、施設入所かグループホームの みの選択肢だけでなく多様な暮らしに対する支援が欲しい。また、同じような状況にある 方たちの生活について皆で考える機会があれば良い。
- ○障害を持つ子どもの親同士が気軽に相談できる場があると良い。
- ○重複障害を持つ方も安心して利用できる施設等があると良い。
- ○障害について相談する際、内容によっては「分からない」で終えられてしまうことがある ため、障害について専門的な知識がある方がいる相談窓口を設置してほしい。
- ○子どもが大きくなり、家庭内や近隣でトラブルが発生しても親だけでは体力的にもどうしようもなく、精神的に追い詰められてしまう。大きなトラブルになってしまったら警察に頼らざるを得ないが、そうなる前に第三者に頼れる「駆け込み寺」のような場所が欲しい。
- ○障害者自身が車を運転するなどの移動が難しいので、市内の交通の便の向上を考えてほ しい。

【障害を有する方及びその家族の代表者】

- ○計画を作っていくうえでは、「地域」が最も重要な要素となってくると思う。地域と障害者 のつながりを大事にし、障害者の「声なき声」もしっかり取り込めるように計画策定を進めていってほしい。
- ○障害者の存在を地域に知ってもらうことが大事である。社協や支部社協、自治会等で障害者も参加できるイベント等を企画して頂きたい。こういった機会があれば、障害を持つ方もその親も家に閉じこもってしまうことなく、知ってもらうために進んで参加するのではないか。
- ○バリアフリーに優しいまちづくりを目指すことが大事であると思う。例えばコンビニで店員がマスクをしていると、聴覚障害を持つ方の中には口語が読み取れない。また、外国人店員の場合は言葉が通じないこともある。コミュニケーションが上手くとれない場合の配慮ができるよう啓発と浸透が必要である。

【市内障害者施設の代表者】

- ○ヘルパー等の人材不足がどの事業所でも深刻であるため、市独自の人材確保のための 仕組みがあると良い。
- ○ボランティアに関して、小中学校教育等、小さい時からの育成が必要であると思う。
- ○地域で暮らせるようになった施設入所者がグループホームへ移行し、新たに入所が必要な人が施設入所をすることで、真に必要なニーズに応えられるような地域内での循環型を目指せるよう情報の把握ができると良い。
- ○地域で安心して暮らしていくことができるよう、グループホームの運営費・建設費について、市の単独補助があると有難い。
- ○障害者や家族が気軽に集まって情報共有したり、談笑できる場があると良い。
- ○行政の方々に、北名古屋市の療育や、どういう親子が施設に通っていて、また卒園した子 ども達がどういう支援を受けているのかをよく知って頂きたい。
- ○新型コロナウイルス感染拡大等、今後も病気や感染症の蔓延によってサービスの提供に 大きな影響が出ることが予想される。人員にも限りがあるため、何をどこまで支援すれば 良いのかの基準を作るべきではないか。

4. 本市における課題

(1)第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画における新たな目標設定等

第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画においては、障害を有する人・児童の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る令和5年度末の数値目標を設定するとともに、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援及び障害児相談支援を提供するための体制の確保が計画的に図られるようにしなければなりません。

目標設定については、現状を把握し、アンケート調査結果やヒアリング調査結果及び相談窓口等であげられたさまざまな意見等を勘案しながら、検討していく必要があります。

(2)障害を有する児童支援の体制の整備等

前期計画期間中において、児童発達支援センターの設置が目標とされていましたが、令和元年度末現在ではまだ整備ができていない状況です。各障害児福祉サービスの実績においては、児童発達支援や障害児相談支援等、計画で見込んだ以上の利用があったサービスがある他、アンケート調査における障害児福祉サービスの将来の利用意向については、放課後等デイサービスなど、ニーズの高いサービスがあり、多様なニーズに応えられるサービスの提供体制を構築することが必要です。

本計画期間中においては、児童発達支援センターの設置に引き続き取り組みながら、保健・ 医療・福祉・教育との関係機関との連携を一層強化し、地域支援体制の構築を図ります。

(3)情報提供・相談支援の充実

アンケート調査結果によると、障害のことや福祉サービスなどに関する情報の入手手段として、「市の広報・ホームページ」と回答した方が最も多くなっており、行政からの情報提供が重要であることがわかります。しかし、福祉サービスを利用する上での困りごととして、「サービス提供や内容に関する情報が少ない」と回答した方が全体で 26.1%いることから、行政からの情報提供に必ずしも十分であるとはいえないと考えられるため、今後、さまざまな手段を利用してより多くの人により多くの情報を提供できるような取組の強化が必要となります。

障害者が暮らしやすくなるために必要なこととして、「いつでも何でも相談できる窓口を設置してほしい」と回答した方が 26.1%と比較的多くなっており、また、障害福祉サービスの中で「相談支援」の今後の利用意向については、全体の 24.0%が「利用したい」と回答していることから、障害に関する相談ができる窓口にニーズは高いと考えられます。

一方で、市や生活支援センター等の相談窓口の利用については7割以上の方が「利用していない」と回答している事から、市の相談支援体制と相談支援サービスの提供が、相談に関する障害者のニーズに必ずしも応えられているわけではないと考えられます。

第6期障害福祉計画においては、相談支援体制の充実・強化等が目標とされているため、 障害者のニーズに応えることのできる相談支援体制の構築を計画的に推進していく必要があ ります。

(4)雇用の拡大と支援体制の充実等

第5期障害福祉計画の目標にあげられた、福祉施設から一般就労への移行について、年間一般就労移行者数は目標が6人に対し令和元年度における実績は8人と、目標を上回る計画を達成できました。また、就労移行支援事業の利用者数についても、目標が 10 人に対し、令和元年度中では 11 人と目標を達成しています。

しかし、計画目標は達成できましたが、障害者の就労には依然として多くの問題があります。 ヒアリング調査において障害のある方の就労促進のための取組についてお聞きしたところ、 障害者が働ける場所の不足、就労後の職場の定着支援、就労に関する相談支援、障害の理解 の不足など、様々な意見が出されました。また、アンケート調査において障害者の就労支援と して必要なことを尋ねたところ、「職場の障害者理解」と回答した方が最も多くなっています。

今後も就労移行支援・就労継続支援・就労定着支援といった福祉サービスを充実させつつ、 障害者の就労先の確保や職場への障害者に関する理解・啓発を図り、障害者が安心して働く ことのできる環境を整備していく必要があります。

(5)福祉人材の育成・確保・定着

ヒアリング調査において、多くの団体、事業者から人材不足についての意見があげられました。障害者団体においては、団体メンバーの高齢化や、若年層の不足(未加入)が進み、活動そのものが縮小、あるいはできなくなってしまうのではないかという意見が多くあげられています。施設等の事業者については、作業所やグループホーム等で職員が不足しているという意見があがっており、施設の運営に支障をきたす状態になっています。

今後も増加していくと考えられる障害福祉サービスを安定して提供していくためには、人材の確保が急務となります。ヘルパーやボランティア等の人材の育成や確保のための支援・取組を一層推進していく必要があります。

(6)障害者の権利擁護の推進

障害を持つ方の尊厳が守られ、地域で自立して生活できるようにすることは重要です。

アンケート調査において、障害があることで差別や嫌な思いをしたことがあるかを尋ねたところ、「ある」と「少しある」を合わせ、全体の3割以上の方が"ある"と回答しています。ヒアリング調査においては、障害と障害のある人への理解促進のために市が取り組むべき事項として、特に幼少期からのふれあいや、若年層への理解促進が必要という意見があげられました。

市では成年後見制度や日常生活自立支援事業といった障害者の権利擁護や自立支援のための制度・事業を展開していますが、どちらも全体の3割以上が「名前も内容も知らない」と回答しており、また利用率も低いなど、まだまだ浸透していない状況にあります。

今後も周知・広報・啓発を中心に、制度や事業の認知度を高めて利用につなげ、障害者の権利擁護の推進や自立した生活の支援に努めていく必要があります。

第3章 計画の基本理念

1. 計画の基本理念・基本原則

本計画は、「ノーマライゼーション*」と「リハビリテーション*」の基本的な考えのもと、『障害者基本法』の基本原則である「地域社会における共生等」にのっとり、障害の有無により分け隔てられることなく、市民同士が相互に人格と個性を尊重し合う「共生する地域社会の実現」を基本理念に、平成28年4月1日から施行された、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、国の行政機関、地方公共団体等及び民間事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置などについて定められた『障害者差別解消法』に具体的に示されているように、『障害者基本法』の基本原則である「差別の禁止」を基本原則として設定した前計画から基本理念・基本原則を継承します。

さらに、基本理念・基本原則の実現に向けて、市として大切にする考え方として「ナチュラルサポート*(人々の交流から生まれる自然なサポート)」についても前計画から継承します。

また、国の第4次障害者基本計画の内容を含め、昨今の障害者をめぐる課題によりきめ細やかに対応していくため、7つの基本的視点を取り入れ、7項目の施策を展開していきます。

【計画の基本理念】

共生する地域社会の実現

障害の有無によって分け隔てられることなく、 市民同士が相互に人格と個性を尊重し合う

【計画の基本原則】

差別の禁止

障害を有する人に対して、障害を理由とした差別による 権利利益の侵害等の社会的障壁の除去

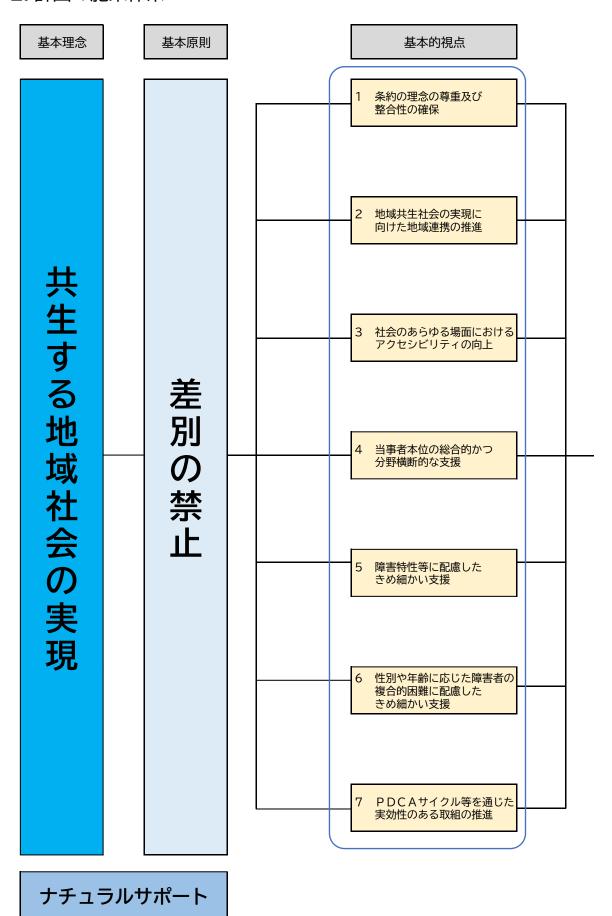
【基本理念・基本原則の実現に向けて、大切にする考え方】

<u>ナチュラルサポート</u>

(人々の交流から生まれる自然なサポート)

本市は、共生社会の実現と差別の禁止に向けて、障害を有する人の就労継続を支援 する際などに用いられる『ナチュラルサポート』の考え方を取り入れ、障害を有する人を 含めた人々の交流から生まれる自然なサポートをあらゆる場面において大切にします。

2. 計画の施策体系



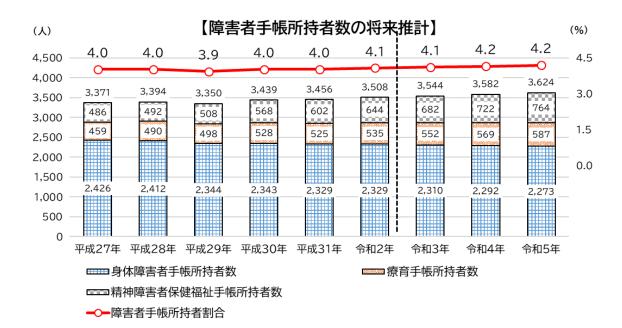
施策の展開 (1) 行政情報のアクセシビリティの向上 情報アクセシビリティの向上 (2)情報提供の充実 及び意思疎通支援の充実 (3) 意思疎通支援体制の充実 (1) 保健サービスの充実 2 保健・医療の推進 (2) 医療・リハビリテーション体制の充実 (1) インクルーシブ教育システムの推進 (2)教育環境の整備 3 教育の振興 (3) 福祉教育の推進 (4) 療育体制の充実 (1) 障害を有する人の雇用の場の拡大 4 雇用・就業、経済的自立の支援 (2)総合的な就労支援施策の推進 (3)経済的自立の支援 (1) 地域福祉の推進 (2)権利擁護の推進、虐待の防止 (3) 障害を理由とする差別の解消の推進 地域における支え合いを通じた 「すべてのひとにやさしいまちづくり」 (4) 広報・啓発活動の推進 の推進 (5) 防災対策の推進 (6) 防犯、交通安全対策等の推進 (7) 消費者トラブルの防止及び被害からの救済 (1) 相談支援体制の充実 (2)総合的な生活支援サービス等の充実 6 自立した生活の支援、 (3) 多様な居住の場の充実 安全・安心な生活環境の整備 (4) サービスの質の向上 (5) 福祉人材の養成・確保 (1) 文化芸術活動等の充実に向けた社会環境の整備 スポーツ・文化・生涯学習活動の振興 (2) スポーツに関する環境の整備、取組の推進 (3) 生涯を通じた多様な学習活動の充実

3. 障害を有する人の将来推計

本計画期間の障害を有する人は、障害種別ごとに過去の実績を勘案して推計を行いました。 なお、身体障害を有する人は身体障害者手帳所持者、知的障害を有する人は療育手帳所持 者を推計する一方、精神障害を有する人は精神障害者保健福祉手帳所持者が障害者を有す る人の一部に限られるため、自立支援医療受給者数の推計も併せて行いました。

推計の結果、全体の手帳所持者数は増加していくと予想されます。内訳をみると、身体障害者手帳所持者は緩やかに減少していくと見込まれますが、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者は増加していくと予想されます。

○障害者手帳所持者数の将来推計



		4期			5期			6期(推計)		
		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
総人口	人)	83, 835	84, 483	85,176	85,584	86,001	86,113	86, 211	86, 294	86,370
身体障害者手帳所持者数	(人)	2, 426	2,412	2,344	2, 343	2, 329	2,329	2,310	2, 292	2, 273
療育手帳所持者数	(人)	459	490	498	528	525	535	552	569	587
精神障害者保健福祉手帳所持者数	(人)	486	492	508	568	602	644	682	722	764
手帳所持者数合計	(人)	3, 371	3, 394	3, 350	3, 439	3, 456	3,508	3,544	3,582	3, 624
障害者手帳所持者割合	(%)	4. 0	4. 0	3.9	4.0	4.0	4. 1	4. 1	4. 2	4. 2
自立支援医療受給者数(精神通院)	(人)	1,073	1,075	1,075	1, 142	1, 287	1, 454	1,466	1, 478	1,490

各年4月1日現在、令和3年以降は推計値

※令和3年以降の総人口については、住民基本台帳人口を基にコーホート変化率法を用いて算出

第4章 障害を有する人への施策全般の展開

1. 情報アクセシビリティ*の向上及び意思疎通支援の充実

現代社会において、情報通信技術(ICT)は日々進歩しており、家に居ながらにして世界とつながり、さまざまな情報を迅速かつ簡単に取り出すことができるようになるなど、めざましい進歩を遂げています。また、ICT の進歩や ICT 機器の発展・普及に伴い、様々な情報に触れることや、自ら情報を発信することが容易にできるようになっています。

このような情報化社会が進んでいる中で、障害を持つ方々が様々な情報の中から必要な情報を確実に得られるようにすること、情報格差の解消を図ること、そして情報を利用しやすくなるようにすることは、障害者福祉においても重要なポイントであり、ICT 等を活用した情報アクセシビリティの向上を図り、情報提供を充実させるなど、ソフト、ハード両面にわたる「情報のバリアフリー化」の推進が必要になります。

(1)行政情報のアクセシビリティの向上

障害を持つ方々が、市が提供する障害福祉に関する情報を得やすくするために、市のホームページ等に関してアクセシビリティに配慮した情報提供に努めます。

【施策・事業の展開】

施策·事業	概要	展開	担当
市ホームページの アクセシビリティ の向上	◎ウェブアクセシビリティ(JISX8341−3: 2016)*に配慮した、アクセシビリティの向上 に努めています。	継続	人事秘書課
市広報紙の点字 化・音声化の実施	◎4つのボランティアグループの協力により、視 覚障害者へ市広報紙等を点訳音訳し届けて います。	継続	社会福祉協議会

(2)情報提供の充実

障害者福祉に関する制度やサービス等に関する情報について、より分かりやすい方法での 提供、見やすい内容への工夫・改善に努め、より多くの方に情報提供ができるように配慮しま す。

【施策・事業の展開】

施策·事業	概要	展開	担当
市広報紙による情報提供の充実	◎障害を有する人やその家族に向けた福祉制		社会福祉課
	度、手当等の記事を掲載し、相談や支援の情	継続	
	報を定期的に掲載しています。		人事秘書課
市ホームページに	◎CMS*導入により、障害者や福祉に関する情		
	報提供について、担当課が随時行っていま		社会福祉課
よる情報提供の	す。また、市広報紙と違い、常時情報提供でき	継続	
充実	る点を生かして、制度の案内や啓発などに努		人事秘書課
	めています。		
	◎各種制度案内として「障害福祉のご案内」を		
各種制度案内等	障害者手帳交付時に配布しています。		
の印刷物の配布	◎活字文書読上げ装置*を総合福祉センターも	継続	社会福祉課
の実施	えの丘*と社会福祉協議会、社会福祉課・高齢		
	福祉課の各窓口に設置しています。		
	◎ホームページについては、インスタグラム*を		
「社協だより」等 の内容の充実	始めるなど、様々な方に興味を持っていただ		
	けるようにしています。	継続	社会福祉協議会
	◎社協だより等広報紙については、フルカラー		
	とし、より見やすくなるよう工夫しています。		
障害を有する人 を対象としたパソ コン講習会等の 周知	◎愛知障害者職業能力開発校*等が実施するパ		
	ソコン教室、介護職員養成講座等について、	継続	社会福祉課
	広報紙を通じて周知しています。		

(3) 意思疎通支援体制の充実

意思疎通支援に関わる事業を継続実施するとともに、情報伝達支援のための機器等の活用促進を図ります。

【施策・事業の展開】

施策·事業	概要	展開	担当
手話通訳者・要約 筆記者等の派遣 及び点訳・音訳の 実施	◎地域生活支援事業として、手話通訳者・要約 筆記者等を派遣しています。◎ボランティアグループの協力により、希望図書等依頼物の点訳・音訳・朗読等を実施しています。	継続	社会福祉課社会福祉協議会
手話・要約筆記の 各種講習会の充 実	◎意思疎通支援事業として、手話奉仕員養成講 座・要約筆記講座を開催しています。	継続	社会福祉課
相談窓口におけ る手話通訳者の 設置	◎市役所社会福祉課の窓口に手話通訳者を設置しています。	継続	社会福祉課
情報伝達支援の ための機器等の 活用促進	◎市役所では、聴覚障害を有する人の社会参加 やコミュケーションの支援を図るため、補聴援	継続	関係課
	助システムとしてヒアリングループ*(磁気誘導ループ)を活用しています。		各種団体
高齢期における 孤立やひきこもり の防止	◎相談業務や高齢者状況調査、地域の民生委員・児童委員等からの情報を通じて孤立やひきこもりを防止するよう努めています。	継続	高齢福祉課

2. 保健・医療の推進

障害者が身近な地域で自分らしく暮らしていくために、必要な保健・医療サービスや医療的 リハビリテーション等を受けられるよう、医療体制等の充実を図ることが求められており、さ らに、障害の原因となる疾病等の早期発見・予防・治療に関する施策や、難病に関する保健・ 医療施策を推進することが求められます。

また、障害児の発達を支援する観点から、障害児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した効果的な支援を地域の身近な場所で提供する体制の構築を図るとともに、相談支援や情報提供等の支援を行うことが求められます。

(1)保健サービスの充実

疾病の予防と早期発見、性別や年齢、障害の状態に応じた健康診査等による健康管理を支援する取組の充実と、心の健康づくりとしての精神保健対策を推進します。

【施策・事業の展開】

施策·事業	概要	展開	担当
乳幼児健康診査 の充実	 ◎疾病の予防と早期発見、そして乳幼児の健康保持と増進を目的として、乳幼児健康診査を実施しています。 ◎4か月児健康診査、10か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査を健康ドームで年18回ずつ実施しています。 ◎未受診者には、電話・手紙・訪問等で受診勧奨しています。 	継続	健康課
育児相談・健康相 談の充実	◎保健師*による成長発達、育児等の相談を1 回/月実施しており、随時、電話相談、面接等 による相談も実施しています。	継続	健康課
妊産婦・乳児健康 診査事業の実施	◎妊婦健康診査公費負担分(チケット方式)は 14回、子宮がん検診1回、産婦健康診査1回、 乳児健康診査1回、妊婦・産婦歯科健診2回を 実施しています。	継続	健康課
赤ちゃん訪問の 充実	◎赤ちゃん訪問員*、助産師、保健師が、生後4か月未満の乳児のいる家庭を訪問しています。◎赤ちゃん訪問員養成講座を受講した訪問員の支援を行っています。	継続	健康課

施策·事業	概要	展開	担当
特定健康診査* 及び特定保健 指導の充実	 ◎生活習慣病*の予備群となるメタボリックシンドローム*を予防するために、特定健康診査を実施しています。 ◎特定健康診査の対象からはずれる 40 歳未満の人を対象とした「ヤング特定健診」を実施しています。 ◎特定健診の受診率向上のため、毎年実施期間中に未受診者に、受診勧奨はがきを郵送しています。 	継続	健康課
精神保健相談の 実施	◎精神障害を有する人の医療や生活支援を含めた相談を受けています。◎必要に応じて、保健所で実施している精神保健福祉相談を紹介するとともに、保健所との連携を図っています。	継続	健康課
精神保健啓発事業 「こころの健康づ くりセミナー」の 実施	 ◎精神保健福祉及び精神障害を有する人に対する住民の理解を深め、こころの健康の保持増進を進めることを目的に、「こころの健康づくりセミナー」等を実施しています。 ◎地域自殺対策緊急強化基金補助事業として、ゲートキーパー*養成講座を実施しています。 ◎市として「こころの体温計」(メンタルセルフチェックシステム)を導入し、気づき・つなぐ活動を展開しています。 	継続	健康課

(2)医療・リハビリテーション体制の充実

市内外の医療関係機関の連携のもとで、地域医療、リハビリテーション体制のさらなる充実を図っていきます。

施策·事業	概要	展開	担当
			国保医療課
医療費の助成の 実施	◎障害者医療として、医療費を助成しています。	継続	社会福祉課
			県保健所
	◎尾張中部医療圏で、外科在宅当番医制を実施 しています。◎尾張中部福祉圏域障害者支援協議会を通じ		
かかいつけ医学	て、受診サポートブック*を作成し、診察を受		健康課
かかりつけ医等 の普及や地域医 療・リハビリテー	ける際のコミュニケーションに役立てていま す。	継続	社会福祉課
ション体制の充実	◎かかりつけ医・歯科医の普及とともに、市内の医療機関や市外の高度医療機関との連携のもとで、地域医療・リハビリテーション体制		高齢福祉課
	の充実に努めています。		
夜間や休日医療、 救急医療体制の 充実	◎第一次救急医療施設*の休日急病診療所*や 第二次救急医療施設*の済衆館病院と連携 し、夜間や休日医療・救急医療体制の充実に 努めています。◎「愛知県広域災害・救急医療情報システム*」 を通じて、救急医療情報を提供しています。	継続	健康課
歯科診療の充実	◎休日緊急歯科在宅当番医制を実施し、歯科診療の充実に努めています。◎市内歯科医院により、引き続き訪問歯科診療も実施しています。	継続	健康課

3. 教育の振興

障害のある子どもに対する心身の育成はできるだけ早期に、特に発達期にある乳幼児期に必要な治療と指導訓練を行うことによって、障害の軽減や基本的な生活能力の向上と将来の社会参加につながります。このため、健康診査等により障害の早期発見を図るとともに、その成長の各段階で障害の程度に応じ適切な療育を実施する体制の充実を図ることが重要となっています。

また、障害のある子どもへの教育・育成施策の推進にあたっては、心身障害のある子どもの成長のあらゆる段階において、一人一人の障害の特性等に応じた合理的な配慮を展開することにより、もっとも適切な教育・育成の場を確保するという基本的視点にたった環境の整備が求められています。

障害の内容が多様化・複雑化している中で、障害のある子ども一人一人のニーズに応じた きめ細やかな支援を行うために、乳幼児期から学校卒業後に至るまで一貫して計画的に療育、 教育を行うとともに、医療機関、保育所、認定こども園、幼稚園、学校等の関係機関と連携し、 包括的に支援していくことが必要です。

(1)インクルーシブ教育*システムの推進

障害の有無に関わらず、ともに教育を受けられるようなインクルーシブ教育システムの構築 に向けて、基礎的な環境整備の充実と合理的配慮*を行います。

施策·事業	概要	展開	担当
就学奨励事業の 実施	◎経済的理由により就学困難な児童生徒及び		
	特別支援学級*へ就学する児童生徒の保護者	継続	学校教育課
	に対して必要な援助を行っています。		
指導体制の強化	◎学び支援事業として市単独で学び支援講師		
	を各学校に配置し、きめ細やかな教育指導を	継続	学校教育課
	行う等、基礎学力の向上に努めています。		

施策·事業	概要	展開	担当
特別支援教育の 充実	 ◎障害を有する児童生徒一人一人の教育上、必要な支援・適切な指導を行っています。 ◎市内の小学校に特別支援員*を配置し、障害を有する児童が、学校生活を円滑に送ることができるよう支援しています。 ◎障害のある児童生徒に対する支援・指導方法について、県の専門家により相談等を実施しています。 	継続	学校教育課
特別支援学校の 児童生徒との交 流教育の実施	◎市内の小中学校において、特別支援学校との 交流及び共同学習を実施しています。	継続	学校教育課
教職員の資質や専門性の向上	◎県・市が主催する研修会への参加等を通じて、特別支援教育に関わる教職員の資質や専門性の向上に努めています。◎学び支援事業として、子どもの学力の充実を図るために、教職員の指導力向上を図る研修会を実施します。	継続	学校教育課

(2)教育環境の整備

障害等により配慮が必要な子どもが、教育、保育や福祉サービスを安心して受けられるよう、相談等の支援体制の充実を通じて教育環境の整備を図ります。

施策·事業	概要	展開	担当
放課後児童健全 育成事業*の充実	◎特に配慮が必要と思われる児童に対し、障害 児加配指導員*を配置しています。	継続	児童課
	◎各課で実施している発達障害を有する人に 対する事業について、各年代・生活環境ごと		社会福祉課
	に支援体制、相談体制等を整理し、かつ、関係 課の連携の充実に努めています。	継続	児童課
発達障害*を有する人の総合的な	◎家庭支援課に児童コーディネーター*、保育 士、保健師の配置を行い、18歳までの支援・		家庭支援課
支援体制の整備	相談対応を実施しています。 ②発達障害(児)者連絡会議を社会福祉課・家庭		健康課
	支援課・児童課・社会福祉協議会で開催し、発 達障害に関する問題について検討していま		学校教育課
	達		社会福祉協議会

【施策・事業の展開(続き)】

施策·事業	概要	展開	担当
特別な支援を要する児童の円滑な就学に向けた幼保小の連携	 ◎「発達障害児支援担当者連絡会議」を設置し、幼稚園・保育園・認定こども園・小学校・通級指導教室*の現状報告とともに、連携について話し合いを行っています。本会議をきっかけとして、幼稚園・保育園・認定こども園・小学校の連携が密になってきており、該当園児の情報交換も円滑に行われています。 ◎毎年7~9月にかけて、通級指導教室担当、指導主事、特別支援コーディネーター*、保育士、児童コーディネーター、教育指導員が市内保育園を巡回し、障害を有する年長児の発達状況の把握を行っています。 ◎就学先を決めなければいけない年中児及び年長児とその保護者に、特別支援学校と特別支援学級の見学を行っています。 ◎教育委員会主催の教育支援委員会(専門部会)に幼稚園・保育園・認定こども園・小学校も参加し就学に向けて連携しています。 	継続	児童課 学校教育課 家庭支援課
教育・進学に関す る相談支援の実 施	◎スクールカウンセラー*を市内 16 校に配置し、児童生徒、保護者、教員等を対象に、学校教育や家庭教育、問題行動に関わる相談に対応しています。◎電話相談は、教育支援センター*内で、週3日受け付けています。	継続	学校教育課

(3)福祉教育の推進

学校や地域の中で子ども同士が交流する機会や体験を通じて福祉や障害について学ぶ場の充実とともに、保護者や地域住民の参加による「福祉教育」の充実を図ります。

施策·事業	概要	展開	担当
保育園や幼稚園 における幼児期 からの福祉教育 の推進	◎児童発達支援事業所から保育園・幼稚園への移行ステップを行い、円滑な保育園入所を支援しています。◎市内の全幼稚園から療育の必要な子どもの併用利用を受入れ、連携を取り子どもの支援を行っています。◎全保育園に障害児加配保育士*を配置しています。◎年長児移行のため障害児加配保育士を配置しています。	継続	児童課
福祉実践教室等 の実施	◎市内全小・中学校等と連携し、障害を有する 人等を学校に招き、車いす体験等学びながら 支援方法や気づきにつなげる福祉実践教室 を実施しています。	継続	社会福祉協議会
市職員によるま ちづくり出前講座 *の実施	◎市民の意見を参考に、出前講座メニューの見直しを行い、令和元年度の実績として、全体で57講座を用意しています。社会福祉課の出前講座には、「障害者(児)福祉を知ろう」があります。	継続	企画情報課

(4)療育体制の充実

関係機関のさらなる連携強化のもと、障害を有する児童がライフステージ*を通じて一貫した療育を受けられるよう療育体制の構築を図り、基本的な生活習慣の形成や健全な発達の促進と保護者への支援、早期療育体制の充実を進めていきます。

施策·事業	概要	展開	担当
児童発達支援の 実施	◎市内保育園・幼稚園等から依頼のあった障害を有する乳幼児・児童の発達状況について、保育士、臨床心理士*が巡回を実施し、助言等支援を行っています。	継続	児童課 家庭支援課
7 ///2	◎年長児単独療育を実施しています。◎ひまわり園及びひまわり西園で、音楽療法士*による音楽療法を実施しています。		学校教育課
療育相談全般の支援の実施	 ◎市内公共施設を拠点に「愛知県中央児童・障害者相談センター*」による出張相談が実施されています。 ◎市内の全幼稚園から療育の必要な子どもの併用利用を受入れ、連携を取り、子どもの支援を行っています。 ◎ひまわり園及びひまわり西園で、臨床心理士・理学療法士*・作業療法士*・言語聴覚士*による発達相談・ことばの発達相談を実施しています。 	継続	社会福祉課
幼児健康診査事 後教室*による発 達支援の実施	◎幼児の健康診査等で心身の発育に遅れ等があり、支援が必要な幼児とその保護者を対象に、集団遊びや親子への支援を実施しています。◎市内3教室で開催しています。	継続	健康課
フォローアップ教 室*による療育支 援の実施	◎ひまわり園及びひまわり西園の療育指導員*、保育園保育士や専任保育士が、親子関係や友だちとの関わりで不安を抱える就園前の親子支援・援助を行っています。◎九之坪児童館にて3教室を実施しています。現在、45 組となっています。(1教室 15 組、令和元年度より)	継続	児童課
統合保育*の推進	◎統合保育を市内全園で実施しています。	継続	児童課
入園支援委員会 の実施	◎適正な集団保育・教育を行うため、入園支援 委員会を年1回入園前に開催しています。	継続	児童課

4. 雇用・就業・経済的自立の支援

障害のある人が適性と能力を発揮して就業することは、経済的に自立することと同時に、 自分の活動の場を広げ、社会参加をしていくことにもつながり、地域社会で自立した生活を 送るうえで大変重要です。

障害の種別や個々の特性、ニーズに応じた多様な働き方を選択できる環境づくりを進めていくためには、行政による就労支援の充実を通じて多様な就業の機会を確保することのほか、事業者や職場の障害者雇用に関する理解の促進を図り、障害者も働きやすい就労環境が整備されるように取り組むなど、総合的な支援を推進していくことが重要になります。

(1)障害を有する人の雇用の場の拡大

障害を有する人の雇用の拡大に向けて、企業や関係機関、事業所の連携による雇用の啓発 とともに、各種助成金制度の周知、雇用の場における合理的配慮の必要性の周知に努めます。

【施策・事業の展開】

施策·事業	概要	展開	担当
障害を有する人 の雇用に関する 啓発活動の充実	◎障害を有する人の雇用に対する理解等、啓発活動の充実に努めます。◎名古屋中公共職業安定所からの求人情報の提供と職業相談員による職業相談および職業紹介等を行っています。	継続	商工農政課社会福祉課
職業相談・紹介窓 口等の周知・利用 促進	◎市広報紙にて毎月地域職業相談室の啓発及び市ホームページに名古屋中公共職業安定所や愛知障害者職業センター*の外部リンクを掲載し、啓発を実施しています。	継続	商工農政課
市役所における 障害を有する人 の雇用の拡充	◎法定雇用率の達成に向けて障害を有する人の雇用に取り組んでいます。◎本市で管理する東西常設資源集積所の資源分別管理委託を2福祉団体、東地区の地元資源集積所のダンボール回収を1福祉団体に委託を継続して行っています。	継続	人事秘書課環境課

(2)総合的な就労支援施策の推進

関係機関の連携・協力のもと、事業主・障害を有する人双方の不安を緩和して、就労促進と 継続雇用につながるような支援の充実を図ります。

優先調達に関する基本方針等に基づき、福祉的就労*・生産活動の場の利用により高い収益を還元でき、事業を継続していけるような取組の検討をします。

【施策・事業の展開】

施策·事業	概要	展開	担当
求職活動支援の 充実	◎北名古屋市地域職業相談室*において、求人情報の提供と職業相談員による職業相談および職業紹介等を行っています。◎新システムの導入により令和2年1月から求人情報検索機で全国の求人情報の閲覧が可能となるとともに、自宅のパソコン等からも閲覧・検索が可能になっています。	継続	社会福祉課商工農政課

(3)経済的自立の支援

障害者が地域社会の中で自立した生活を営んでいくために、就労の機会を広げ、収入の増加を図るとともに、年金や手当といった制度を通じ、生活の基盤となる所得保障の充実を推進します。

施策·事業	概要	展開	担当
福祉的就労・生産 活動の活性化	◎障害者優先調達推進法に伴い、障害者就労施		
	設等からの物品等の調達方針を策定してい		
	ます。	継続	関係課
	◎市内の障害者就労施設にその施設が提供可		
	能な物品や役務を調達しています。		

5. 地域における支え合いを通じた「すべてのひとにやさしいまちづくり」の推進

国においては、平成 28 年4月から障害のある人もない人も、お互いにその人らしさを認め合いながら、障害を理由とする差別のない地域社会を目指す『障害者差別解消法』が施行されました。すべての人々にとって住み良い平等な社会づくりを進めるためには、地域社会を構成するすべての人々が障害及び障害のある人に対して十分な理解をし、配慮することが必要です。

障害者を取り巻く「社会的障壁」を取り除き、障害を理由とする差別の解消のための取組は 非常に重要であり、多くの情報媒体を活用して、障害の理解について積極的に啓発・広報活動 を展開していく必要があります。また、障害者の権利を擁護する仕組みである成年後見制度 の利用促進を図っていく必要があります。

障害者が地域で安全に安心して生活することができるようにするためには、災害に強い地域づくりを推進するとともに、災害発生時等の非常時において障害特性に配慮した適切な情報提供や避難支援、避難所や応急仮設住宅の確保、福祉・医療サービスを継続的に受けられるよう、防災に向けた取組の推進が必要です。

さらに、近年、障害者や高齢者をねらった犯罪や悪徳商法等の消費者トラブルが多発しており、防止・防犯対策を強化していくことが求められます。

これらの課題に取り組み、障害者の安心と安全を確保していくためには、「地域」の力が非常に重要となります。地域住民による障害者への理解や、地域住民の助け合いを通じた防災・防犯への取組を促進し、障害者を含めたすべてのひとにやさしいまちづくりを推進します。

障害のある人も含め、地域に住むすべての人々が福祉への取組に参画し、住み慣れた場所でともに支え合いながら暮らし続けていくことは、地域共生社会が実現した姿であるといえます。本市においても地域の絆を大切にしながら、地域福祉の一層の推進を図り、地域共生社会の実現を目指します。

(1)地域福祉の推進

障害のある人も含め、地域に住むすべての人々が福祉への取組に参画し、住み慣れた場所でともに支え合いながら暮らし続けていくことは、地域共生社会が実現した姿であるといえます。

『北名古屋市地域福祉計画*第4期計画』に基づき、一人一人が福祉の担い手となって、市民、各種団体や企業、そして市が協働する取組の推進をし、地域福祉の推進を図ります。

【施策・事業の展開】

施策·事業	概要	展開	担当
「北名古屋市地域 福祉計画」の推進	◎「北名古屋市地域福祉計画」に基づき、市や社会福祉協議会、ボランティア団体、サービス事業者、そして地域住民が協働し、地域福祉の取組を進めています。	継続	社会福祉課
小地域福祉ネットワークの確立	◎福祉のまちづくりを進めるための活動を行う 自治会を単位とした支部社協に対し、活動費 等の支援を行っています。	継続	社会福祉協議会

施策·事業	概要	展開	担当
	◎民生委員・児童委員は、見守り活動等から地		
民生委員·児童委	域住民の福祉向上のために活動する民間の	継続	社会福祉課
員活動の実施	奉仕者として、障害を有する人や高齢の人の	小佐小りじ	江云油江苏
	相談に応じ、必要な支援をしています。		
ボランティア活動	◎ボランティアに関する市民からの問い合わせ		
に関する調整機	においては、社協登録ボランティア団体だけ	継続	社会福祉協議会
能の強化	でなく、希望に合った活動を紹介しています。		
*	◎各種ボランティア講座を開催しています。講		
ボランティア入門 講座の開催	座としては、多種多様な講座を設定していま	継続	社会福祉協議会
神圧 グ州 旧	す。		
精神保健福祉ボ	◎社会復帰教室等の活動を行う精神保健福祉		
ランティアの育	ボランティアグループに対し、活動費や活動	継続	社会福祉協議会
成·確保	場所の支援を行っています。		
ボランティア団体 相互の交流・連携 の強化	◎社協ボランティアセンター*登録団体により、		 社会福祉協議会
	助け合い、活動の輪を広げるためにボランテ	継続	7.1.2.3.1曲7.11.1加战公
	ィア連絡協議会*が組織されており、月に1回	小性形比	 ボランティア団体
	代表者会と役員会を実施しています。		ハランテイチ団体

(2)権利擁護の推進、虐待の防止

成年後見制度や日常生活支援事業の活用、居住の手続き支援(保証人等)等、権利擁護のための制度・事業と福祉サービスの利用支援を組み合わせた相談支援の充実を図ります。

【施策・事業の展開】

施策·事業	概要	展開	担当
成年後見制度の 周知・活用促進	◎地域生活支援事業として、成年後見制度の活用を支援するために、後見等の審判費用等を助成しています。◎市長申し立てが必要な人への対応については、社会福祉課・高齢福祉課との連携を図り適宜対応していきます。◎令和3年度に権利擁護センターを設置予定です。	拡大	社会福祉課高齢福祉課
日常生活自立支 援事業の周知・活 用促進	◎市内で、福祉サービスの利用援助の他、日常的金銭管理、日常生活に必要な手続き及び書類等を預かるサービスを行っています。◎広報等を活用し、関係機関へ事業周知を行っています。	継続	社会福祉協議会

施策·事業	概要	展開	担当
関係機関のネットワークによる 虐待への対応の 強化	 ◎障害者虐待防止法により、障害者虐待防止センター機能を社会福祉課内に置き、障害者虐待、権利の侵害の防止に努め、虐待の早期発見・早期対応が可能となる仕組みを整え、地域の関係機関と協力を図り支援体制を強化しています。 ◎尾張中部福祉圏域日常生活自立支援事業の周知、要保護児童対策地域協議会等を通じて、関係機関のネットワークのもとで、虐待への迅速な対応と発生後の適切な支援に取り組んでいます。 ◎相談支援事業の充実等を通じて、虐待の未然の防止に努めています。 	継続	社会福祉課

(3)障害を理由とする差別の解消の推進

障害者差別解消法に基づき、障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止や、障害者に対する合理的配慮の提供を徹底するなど、障害を理由とする差別の解消に向けた取組を進めるとともに、事業者が適切に対応できるよう必要な取組を行います。

また、差別解消に向けた取組等を協議する組織の立ち上げを検討します。

施策·事業	概要	展開	担当
障害者差別解消 法等の法律や計 画の周知	◎市広報紙やホームページ等を通じて、障害者差別解消法等、法改正の概要を掲載しています。	継続	社会福祉課
障害者差別解消 支援地域協議会 の組織化	◎障害者差別解消法第17条に基づく障害者差別解消支援地域協議会については、障害者差別に関する相談等に係る協議や地域における障害者差別を解消するための取組に関する提案に係る協議を行う組織です。◎障害保健福祉圏域において、障害者差別解消支援地域協議会の組織化を検討します。	継続	社会福祉課
行政職員等にお ける障害に関す る理解の促進	◎障害についての理解を深める研修を実施しています。	継続	関係課

施策·事業	概要	展開	担当
手話言語・障害者 コミュニケーショ ン条例*の推進 (県条例)	◎手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進を図り、もって全ての市民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与することを目的として、基本理念を定め、その下に、市の責務、市民、事業者の役割及び学校等の設置者の取組を明らかにします。	継続	社会福祉課

(4)広報・啓発活動の推進

様々な機会を通じて、市民の理解促進を図るほか、当事者自身や障害者団体が啓発活動に 関わる中で、相互が触れ合う機会(交流・行事等)を充実します。

【施策・事業の展開】

施策·事業	概要	展開	担当
障害や障害を有する人の理解促進に向けた啓発記事の掲載や「障害者週間12月3日~9日」等の周知	◎市広報紙やホームページ等を通じて、障害や 障害を有する人への理解と認識を深めるために、啓発記事を掲載しています。	継続	社会福祉課
発達障がい啓発 隊による普及啓 発活動の実施	◎発達障害を有する人が、どう聞こえ、どう見えるのか等を、実演を通して地域社会に理解されるよう、公演を実施しています。	継続	社会福祉課

(5)防災対策の推進

国の「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき、障害を有する人の視点に立ち、物理的な障壁を取り除いたバリアフリーなまちづくりを推進します。

また、身近な地域における避難支援の体制づくりや福祉避難所の確保をしていきます。

施策·事業	概要	展開	担当
誰もが使いやす い公共施設の整 備推進	◎全ての人にとって使いやすい施設の整備として、ユニバーサルデザイン*による整備を実施しています。	継続	関係課

施策·事業	概要	展開	担当
人にやさしい歩 道整備事業の推 進	◎都市計画道路高田寺久地野線(高田寺地内) において、拡幅及び段差のない歩道を整備し ています。	継続	都市整備課
視覚障害者誘導 用ブロック整備事 業の推進	◎公共施設周辺において、誘導用ブロックの補 修及び設置を実施しています。	継続	施設管理課 都市整備課
災害時要配慮者支援の推進	 ◎災害時に北名古屋市一斉メール配信システムによる災害情報を配信しています。登録された聴覚障害を有する人には、FAXで情報を伝達しています。また、視覚障害を有する人には、防災行政無線(スピーカによる放送や個別受信機)による音声で情報を伝達しています。 ◎各避難所が一時的な福祉避難所として機能できる体制づくりのため、ベッドや車椅子、介護用品等のレンタル又は購入により対応できるように事業所との協定を締結しています。 ◎重度の障害を有する人の受入施設として、社会福祉法人西春日井福祉会の所有施設である障害者センターや特別養護老人ホーム*の使用の協力を要請するための協定を締結しています。 ◎災害時の安否を確認するための災害時要配慮者台帳*管理システムを構築し、在宅高齢者調査(災害時要援護者登録申出書兼登録台帳)を毎年度実施し台帳の更新を行っています。 	継続	防災交通課社会福祉課

(6)防犯、交通安全対策等の推進

犯罪被害からの予防や緊急時の通報対策、交通安全対策など、障害を有する人の安全・安心のための総合的な対策に努めます。

【施策・事業の展開】

施策·事業	概要	展開	担当
交通安全教室 ・防犯教室の開催	◎障害を有する人を対象として、必要に応じて 教室を開催しています。	継続	防災交通課
信号機や横断歩 道等、交通安全施 設の充実・整備	◎交通死亡事故があった現場付近に押しボタン 式の信号機が設置され、安全強化がされてい ます。	継続	防災交通課

(7)消費者トラブルの防止及び被害からの救済

障害者の消費者としての利益の擁護・増進をするために、必要な情報提供の実施や、相談体制の構築等、障害者をめぐる消費者トラブル防止のための取組を推進します。

施策·事業	概要	展開	担当
消費者トラブルへの対策の実施	◎消費生活相談員による消費者トラブルの解決	継続	
	に向けての助言等を行い、安全・安心のため		商工農政課
	の相談体制に努めます。		尚 上辰以砞
	また、市広報紙に消費トラブル防止の啓発記	邓上的记	防災交通課
	事の掲載や市ホームページに消費者庁等の外		的火 义地球
	部リンクを貼付け、情報提供を行っています。		

6. 自立した生活の支援、安全・安心な生活環境の整備

障害者が自らの決定に基づき、保健・医療・福祉等各種サービスを利用していくためには、 それら各種サービスの情報提供、相談支援を受けることのできる体制の構築が必要です。

また、サービスの利用に関する内容のほか、障害者の持つ悩みや問題は様々で、その障害者の障害部位や障害の程度、社会状況、年齢などいろいろな要因によって異なります。日常生活で抱える諸問題を身近で相談でき、適切な助言を受けられる総合相談体制の確立が必要であり、それらの個々のケースに対応できる専門的な情報の提供や、それらを支える福祉人材の確保・育成が重要です。

さらに、障害者が住み慣れた地域で自立した生活を送るためには、生活の拠点となる住宅の確保が必要であり、住宅のバリアフリー改修の促進やグループホームの整備など、多様な居住の場の提供を図るとともに、障害者と地域の人がともに安心して生活できるような環境づくりが求められます。

(1)相談支援体制の充実

相談支援の窓口に関する周知徹底を図るとともに、相談支援に求められる役割・機能の拡大に合わせた体制強化を図ります。

施策·事業	概要	展開	担当
福祉に関する総	◎市役所西庁舎及び東庁舎において福祉総合窓口を設置し、障害を有する人やその家族等	父 业 父 圭	社会福祉課
合窓口の充実	からの生活全般に関する相談を実施していま す。	継続	高齢福祉課
ケアマネジメント *体制の整備	◎地域生活支援事業として、市内の5事業所 (身体・知的・精神・児童の専門的機関及び社 会福祉協議会)と契約し、相談支援窓口を設 置しています。◎相談支援窓口では相談に無料で応じ、必要な 情報提供や助言、サービス利用時の計画相談 の作成を行っています。	継続	社会福祉課
心身障害者相談 の実施	◎毎月第2火曜日に身体障害を有する方及びその家族からの相談や知的障害を有する方の家庭における療育、生活等に関する相談に応じています。◎電話での相談も受け付けています。	継続	社会福祉課

(2)総合的な生活支援サービス等の充実

家庭内や外出時の緊急通報に関する支援、医療費助成や各種手当等の経済的な自立支援、 日中活動の場の充実を含めて、総合的な生活支援サービス等の充実を進めます。 施設に入所している人の地域生活への移行と定着を促進します。

施策·事業	概要	展開	担当
障害者総合支援 法に基づく障害 福祉サービスの 提供体制の確保	◎障害を有する人一人一人の障害支援区分*に応じて、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスを提供しています。◎障害支援区分認定を進め、必要に応じたサービス提供体制の確保に努めています。	継続	社会福祉課
障害者総合支援 法に基づく地域 生活支援事業の 提供体制の確保	◎障害者総合支援法に基づき、地域生活支援事業を実施しています。◎地域生活支援事業については、無料(一部有料あり)で提供しています。	継続	社会福祉課
配食サービスの実施	◎買い物や食事の調理が困難な身体障害を有する方等に、昼食・夕食のお弁当の配食を行っています。◎障害者総合支援法に基づく障害を有する方へアセスメント*を行い、必要な方へ配食を実施しています。	継続	社会福祉課
寝具乾燥サービ ス事業の実施	◎寝具の衛生管理が困難な在宅の身体障害を有する人等に、寝具乾燥を実施しています。◎寝具乾燥の生活支援サービスを提供することにより、自立と生活の質の確保を図っています。	継続	高齢福祉課
障害者タクシー利 用等補助事業の 実施	◎障害を有する人の社会参加を促進するため、 タクシー利用又はガソリン給付補助券を交付 しています。◎タクシー利用・ガソリン補助のどちらでも利用 できる補助券として、事業を実施しています。	継続	社会福祉課

施策·事業	概要	展開	担当
市内循環バスの利便性向上	 ◎乗車 100 円で利用ができる市内循環バスを 運行しています。 ◎身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健 福祉手帳の交付を受けている人で、運転手に 手帳を提示された人とその付添いの人1名は 料金を免除しています。 ◎令和3年度に改定し、昼便の本数を増大しま す。 	拡大	防災交通課
身体障害者補助 犬*訓練等補助金 の実施	◎身体障害を有する人が身体障害者補助犬(盲 導犬・介助犬・聴導犬)の貸与を受けることを 前提に行う訓練等にかかる費用を補助してい ます。	継続	社会福祉課
重度身体障害者 自助具購入補助 金交付事業の実 施	◎身体障害者手帳1・2級の交付を受けている 人に対して、自助具の購入費用を補助してい ます。	継続	社会福祉課
軽度・中等度難聴 児補聴器購入費 等助成事業の実 施	◎身体障害者手帳の交付対象とならない聴力 レベルが軽度、中等度児童に対し、補聴器の 購入費等を助成しています。	継続	社会福祉課
小児慢性特定疾 病児童日常生活 用具給付事業の 実施	◎小児慢性特定疾病児童に対して日常生活の 便宜を図り、福祉の増進を図るために日常生 活用具を給付しています。	継続	社会福祉課
車椅子の貸出の 実施	◎外出等で車椅子を必要とする人に短期間の 車椅子の貸出を行っています。	継続	社会福祉協議会

施策·事業	概要	展開	担当
移送サービスの 実施	◎家族で送迎することが困難な高齢者や障害を有する人に対して、移送(運転)ボランティアの協力により病院や福祉施設等への移送を行っています。	継続	社会福祉協議会
車椅子対応車両の貸出の実施	◎車椅子使用者等の移動のために車が必要な 人に、車椅子対応車両を無料で貸し出してい ます。	継続	社会福祉協議会
障害者サロンの 実施	 ◎一般就労をしている障害者等の交流の機会を設けるために、①相手の話を聞く、②相手を否定しないというルールをもとに社会性を高めながらサロンに集い、近況を聞き、楽しみながら創作活動等を行っています。 ◎令和3年度からは、スポーツに触れる機会の創造、地域交流の活性化等を目的に、スポーツサロンを開催する予定です。 	継続	社会福祉協議会
緊急通報システム 事業の実施	◎身体上の疾患等により日常生活を営むことが困難と認められる者で、身体障害程度が1級~3級、一人暮らし、寝たきり等の高齢者に対し、緊急通報システムを設置することにより緊急事態発生時における迅速かつ適正な救護体制を取り、福祉の向上を図っています。	継続	高齢福祉課
各種手当の支給 の実施	◎障害のために生じる特別な負担への支援として、手当を支給し、福祉の増進を図っています。	継続	社会福祉課児童課

(3)多様な居住の場の充実

自宅や自宅以外の民間賃貸住宅、グループホーム等、本人の希望や障害の程度、家庭環境等に応じて、住まいを選択できるよう、多様な居住の場の充実を図ります。

【施策・事業の展開】

施策·事業	概要	展開	担当
尾張中部圏域の 障害福祉の拠点 施設の充実	◎「尾張中部福祉の杜」は、障害者総合支援法に基づき、入所施設・短期入所・生活介護等のサービスを提供しています。◎今後も圏域の障害福祉の拠点として、施設入所への支援とともに、短期入所や生活介護等のサービスを通じて、障害を有する方の在宅による地域生活支援の充実を図ります。	継続	社会福祉課
グループホーム の設置の支援	◎障害者総合支援法に基づき、地域で自立した 生活を営む場の整備を促進するため、グルー プホームの整備に要する経費を補助していま す。◎今後もグループホームを新規開設するにあた り必要な経費に対して補助金を交付し、居住 の場の確保を図ります。	継続	社会福祉課

(4)サービスの質の向上

市、福祉施設及び当事者団体等関係機関が障害者支援協議会*等を通じて連携し、各事業所におけるサービスの質を高める取組を促進します。

施策·事業	概要	展開	担当
県の第三者評価 事業の活用促進	◎県が「福祉サービス第三者評価事業」として、 社会福祉法人等の提供するサービスの質を 第三者機関が評価する事業を行っています。	継続	社会福祉課
相談支援やサービスの従事者の資質の向上	 ◎障害者支援協議会等を通じて、関係機関の連携を図り、相談支援等に関する情報共有を図っています。 ◎相談支援やサービスに関わる従事者における資質の向上を図るため、今後も障害者支援協議会等を通じた関係機関の連携強化とともに、各種研修の充実や積極的な参加を促します。 ◎今後、障害者支援協議会や市町部会などを通じて、各相談支援機関の連携を図り情報共有や、相談対応の基盤づくりを目指します。 	継続	社会福祉課

(5)福祉人材の養成・確保

相談窓口等に看護師、社会福祉士*、精神保健福祉士*及び介護福祉士等の専門職を配置し、専門性の高い相談等への対応に努めます。

専門職だけでなく、当事者によるピアサポート*やボランティア等幅広い福祉人材を確保し、 福祉に携わる人材のすそ野を拡大していきます。

施策·事業	概要	展開	担当
専門職の確保及 び適正配置	◎相談窓口には、必要に応じて発達障害支援指導者、社会福祉士、保健センターの保健師、看護師と連携を図っています。◎市が委託している相談支援事業所には、精神保健福祉士及び介護福祉士等の資格所有者が配置されており、専門性の高い相談等について連携を図っています。	継続	社会福祉課
ピアサポートの 充実	◎地域生活支援事業の自発的活動支援事業を 通じて、ピアサポートの充実を検討します。	継続	社会福祉課

7. スポーツ・文化・生涯学習活動の振興

障害者の生涯学習活動や文化芸術活動・スポーツ活動等への参加は、自立と社会参加を促進するだけでなく、生活の質の向上を図り、生きがいのある豊かな生活を送る上で大変重要なことです。

また、障害者にとっては、自身の健康増進や健康維持、リハビリテーションにも非常に効果的なものとなります。さらには、活動等を通じて、障害のある人とない人が共に活動することは、障害者に対する理解と認識を深める重要な役割を果たします。

今後も、障害の種別・程度にかかわらず、誰もが気軽に文化芸術活動、スポーツ活動、レクリエーション活動等に参加できるような機会の拡大を図り、障害者が参加しやすい環境を整えるとともに、障害者に対して各種活動に関する啓発・広報活動を行っていく必要があります。

また、障害者スポーツは、以前のリハビリの一環という考え方から、生活を豊かにするためのものへと広がってきており、パラリンピック等の競技性の高い障害者スポーツにおいては、アスリートの育成も推進されています。しかし、障害者の場合、介助者なしにスポーツに取り組むことは困難な場合があり、個別の力で介助者を確保することは限界があります。障害者がどのような文化・スポーツ活動をし、どのような支援を必要としているか把握し、障害者のニーズに応じた支援を行う必要があります。

(1)文化芸術活動等の充実に向けた社会環境の整備

障害の種別を越えた連帯やさまざまな人との交流を一層深め、社会参加を通じた生活の質(QOL)の向上を図るとともに、当事者の自己実現を図れるよう条件整備に努めます。

施策·事業	概要	展開	担当
芸術・文化活動に対する支援	◎毎年開催している北名古屋市文化協会主催の文化祭の作品展等において、心身障害者福祉協会の芸術作品を展示しています。	継続	生涯学習課社会福祉課

(2)スポーツに関する環境の整備、取組の推進

身近な地域の中でスポーツや活動を始める(又は継続する)きっかけや環境の整備・提供を 推進します。

施策·事業	概要	展開	担当
愛知県障害者スポーツ大会への出場者の取りまとめ	◎市内在住の障害者の同大会への出場の取り まとめを行い、障害者スポーツの振興を図り ます。	継続	社会福祉課
全国障害者スポ ーツ大会への出 場者の取りまと め	◎市内在住の障害者の同大会への出場の取り まとめを行い、障害者スポーツの振興を図り ます。	継続	社会福祉課
施設の無料開放の実施	◎障害者スポーツ充実のため、毎月第3土曜日をクローバーの日とし、体育館アリーナ(半面)及び多目的ホールについて、障害を有する人に無料開放しています。	継続	スポーツ課

(3)生涯を通じた多様な学習活動の充実

障害者が社会で自立して生きるために必要となる力を、生涯に培っていくために、効果的な学習や支援の在り方を検討し、障害者の各ライフステージにおける学びを支援します。

施策·事業	概要	展開	担当
点字図書及び 朗読CDの充実	◎点字図書は、作成ボランティアの協力と購入 により毎年 20 冊程増加しています。	継続	生涯学習課
図書の郵送貸出 の実施	◎身体障害者手帳1級~3級及び療育手帳A判 定の交付を受けており、図書館に来館できな い人に、郵送貸出を実施しています。	継続	生涯学習課
生涯学習講座の開催と参加しやすい環境の整備	 ◎高齢者や障害を有する人でも参加しやすいように、東西庁舎間の無料シャトルバスが利用できる総合体育館や西庁舎コミュニティセンターで開催しています。 申込み方法については、はがきだけでなくインターネットでの応募システムを導入しています。さらに、インターネットの申込み方法簡略化のため、生涯学習講座情報紙にQRコードを記載し、応募しやすくしています。 	継続	生涯学習課
体験活動支援バンクの充実	◎学校、保育園、地域の子ども会等からの依頼 により、体験活動を支援するボランティアを 紹介しています。	継続	生涯学習課

第5章 サービスの提供体制の確保に関する目標等の設定

1. サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方

本計画は、国における障害福祉計画策定基本指針の改正内容に即して、障害者総合支援法に基づくサービスの整備目標とその確保のための方策について定めます。

次の基本的な考え方に基づき、第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の実績等を踏まえて、令和5年度の目標値を設定した上で、要望や必要性に応じた「障害福祉サービス」と「地域生活支援事業」の提供体制の充実を図り、基本理念の実現を目指します。

2. 令和5年度の目標値

(1)福祉施設の入所者の地域生活への移行

本市は、施設入所から地域生活への移行を推進する観点から、令和5年度末における地域 生活への移行に関する目標値を設定します。

なお、目標値については、国における障害福祉計画策定基本指針で、令和元年度末時点の施設入所者の6%以上を地域生活へ移行し、施設入所者を令和元年末時点から 1.6%以上削減する目標値が設定されています。

また、令和2年度末において、第5期計画障害福祉計画で定めた数値目標が達成されない と見込まれる場合は、未達成分の割合を令和5年度末における目標値に加えた割合以上を目 標値として設定する必要があります。

本市では、その基準に従って次のとおり目標値を設定し、目標値の実現に向けて、グループホーム等の整備や地域生活支援拠点等の整備を図ります。

事項	目標		備考
施設入所者数	55 人	(A)	令和元年度末時点 ※施設入所支援利用者数
目標年度施設入所者数	54 人	(B)	令和5年度末見込
削減見込目標値	1人分	1.8%削減	(B)-(A)の値
地域移行目標数	9人	16.4%移行	令和5年度末までに施設 入所からグループホーム 等への地域移行を目指す 人の数の合計

(2)発達障害者等及び家族等への支援体制の確保

国における障害福祉計画策定基本指針では、発達障害者等の早期発見・早期支援には、発達障害者等及びその家族等への支援が重要であることから、各市町村において、保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラム*やペアレントトレーニング*等の発達障害者等及びその家族等に対する支援体制を確保することが重要であるとされています。

これを踏まえ、市町村においては、ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援 プログラム等の受講者数、ペアレントメンター*の人数、ピアサポートの活動への参加人数の見 込を設定する必要があります。

本市においては、以下のとおり見込みます。

事項	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	1人	1人	1人
ペアレントメンターの人数	1人	1人	1人
ピアサポートの活動への参加人数	1人	1人	1人

(3)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、保健、医療及び福祉 関係者による協議の場の開催回数、参加者数、目標設定及び評価の実施回数の見込を設定す る必要があります。

第5期障害福祉計画において、保健、医療及び福祉関係者による協議の場の設置が目標とされていましたが、第6期計画では、設置した協議の場を通じ、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場の1年間の開催回数、保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごと(医療にあっては、精神科及び精神科以外の医療機関別)の参加者数、目標設定及び評価の実施回数の見込を設定する必要があります。

本市では、引き続き圏域での協議の場の設置を目標としつつ、協議の場の活用を図ります。

【目標】

事項	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場 の設置	市内又は近隣市町との共同設置		同設置
保健、医療及び福祉関係者による協議の場 の年間開催数	1回	1回	10
保健、医療及び福祉関係者による協議の場 の参加者数	10人	10人	10人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の目標設定及び評価の実施回数	10	10	10

また、県との調整のもと、令和5年度末時点の長期入院患者の地域移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量(利用者数)を設定しました。

【目標】

事項		目標	備考
地域移行に伴う基	盤整備量	23人	
(利用者数)	65 歳以上	10人	令和5年度末まで
	65 歳未満	13 人	

なお、この基盤整備量(利用者数)を勘案して自立支援給付等の見込みを定めることとされているため、これを参考に見込量を算定しています。

(4)地域生活支援拠点等が有する機能の充実

本市は、障害を有する人の居住支援機能と地域支援機能の一体的な整備を推進する観点から、地域生活支援拠点等の整備及びその機能の充実に関する目標値を設定します。

なお、目標値については、国における障害福祉計画策定基本指針で、令和5年度末までに拠点等を市内又は各圏域に1つ以上確保しつつ、年1回以上運用状況を検証及び検討するという目標値が設定されています。

地域生活支援拠点等は、地域生活への移行、自立に係る相談、グループホームへの入居等の体験機会の提供、緊急時の受入体制の確保、コーディネーターの配置等、地域における居住支援機能と地域支援機能を集約したもののほか、地域の複数の機関が機能を分担し、居住支援機能と地域支援機能を一体的に提供する体制の整備(面的な整備)も想定されています。

事項	目標	備考
地域生活支援拠点等	圏域に1か所	令和5年度末まで
地域生活支援拠点等の運用状況の検証・検討	年1回以上	令和5年度末まで

(5)福祉施設から一般就労への移行等

① 目標年度における年間一般就労移行者数

本市は、福祉施設から一般就労への移行を推進する観点から、令和5年度中における福祉施設から一般就労への移行者に関する目標値を設定します。

なお、目標値については、国における障害福祉計画策定基本指針で、就労移行支援事業等 を通じて、令和5年度中に一般就労に移行する者の目標値を、令和元年度の一般就労への移 行実績の 1.27 倍以上とすることが基本とされています。

さらに、就労移行支援事業、就労継続支援A型事業、就労継続支援B型事業について、各事業の趣旨、目的、各地域における実態等を踏まえつつ、それぞれ令和5年度中に一般就労に移行する者の目標値も併せて定めることとされており、就労移行支援事業では令和元年度の一般就労への移行実績の1.30倍以上、就労継続支援A型事業では令和元年度の一般就労への移行実績の概ね1.26倍以上、就労継続支援B型事業では令和元年度の一般就労への移行実績の概ね1.23倍以上を目指すこととされています。

今後も、障害者支援協議会等を通じて、公共職業安定所(ハローワーク)や愛知県障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター*と福祉施設とのさらなる連携の強化を図るとともに、相談支援事業における就労移行支援の充実を図ることで、令和5年度中の一般就労移行者数を令和元年度の年間における一般就労者数の約 1.38 倍にあたる 11 人の実現を目指します。また、各種就労移行支援サービスを通じた年間一般就労移行者数について、令和元年度の実績を基に下記のとおり定めます。

	事項	目標		備考
	F間一般就労移行者数 D実績値		8人	令和元年度末時点
	就労移行支援事業を通じた 年間一般就労移行者数	4人		令和元年度末時点におい
	就労継続支援A型を通じた 年間一般就労移行者数	2人		て、福祉施設の利用者のう ち、就労移行支援事業等 を通じて、一般就労に移行
	就労継続支援B型を通じた 年間一般就労移行者数		2人	した人の数
_	目標年度における年間一般 优労移行者数	11人	1.38 倍	
	就労移行支援事業を通じた 年間一般就労移行者数	5人	1.30 倍	令和5年度中において、福祉施設の利用者のうち、就
	就労継続支援A型を通じた 年間一般就労移行者数	3人	1.50 倍	労移行支援事業等を通じ て、一般就労に移行する人 の数
	就労継続支援B型を通じた 年間一般就労移行者数	3人	1.50 倍	

② 就労定着支援事業の利用者

本市は、障害者の一般就労への定着を推進する観点から、令和5年度における就労定着支援事業の利用者に関する目標値を設定します。

なお、目標値については、国における障害福祉計画策定基本指針で、市内における就労定着支援事業の事業所数等を踏まえた上で、令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本としています。本市では、令和元年度現在、市内に就労定着支援事業所はなく、市外の事業所を利用しています。本計画においては、目標年度の年間一般就労移行者数のうち、就労定着支援事業の利用者の7割を目指します。

【目標】

事項	目標	備考
市内就労定着支援事業所数	Oか所	令和元年度末時点
就労移行支援事業等を通じた 目標年度における年間一般就 労移行者数	11人	令和5年度中において、福 祉施設の利用者のうち、就 労移行支援事業等を通じ て、一般就労に移行する人 の数
就労定着支援事業の利用者	一般就労に移行した者の7割	令和5年度における利用 者

③ 就労定着支援事業の就労定着率

国における障害福祉計画策定基本指針で、令和5年度における就労定着支援事業の就労定 着率について就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上 とすることを基本としています。

本市では、令和元年度現在、市内に就労定着支援事業所がないため、本目標値は設定しません。

(6)障害児支援の提供体制の整備等

① 児童発達支援センターの設置

国における障害福祉計画策定基本指針で、令和5年末までに児童発達支援センターを市内もしくは圏域に少なくとも1か所以上設置することを基本とする目標値が設定されています。

本市では、市内の複数の機関で分担し、児童発達支援センターの整備を検討していくことを 含め、令和5年度末までに児童発達支援センターを市内又は圏域で1か所の設置を目指しま す。

【目標】

事項	目標	備考
児童発達支援センター	市内又は圏域に1か所	令和5年度末まで

② 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

国における障害福祉計画策定基本指針で、障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン*)を推進するため、市内もしくは圏域に設置された児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、令和5年末までに保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする目標値が設定されています。

本市では、既に保育所等訪問支援を利用できる体制を構築済みであることから、目標を達成していますが、引き続き保育所等訪問支援の充実を図ります。

事項	目標	備考
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	構築済	令和5年度末まで

③ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

国における障害福祉計画策定基本指針で、重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられるように、令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を市内もしくは圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本とする目標値が設定されています。

現在、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所は、清須市で1か所、名古屋市で3か所の利用がある状況ですが、圏域では清須市の2か所を確保している状況となっています。圏域のみの利用では不足しているため、令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所を市内又は圏域で更に1か所確保することを目指します。

【目標】

事項	目標	備考
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所 の確保	市内又は圏域に3か所	令和5年度末まで

④ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

国における障害福祉計画策定基本指針で、医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、 令和5年度末までに、市内もしくは圏域において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係 機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネ ーターを配置することを基本とするという目標値が設定されています。

本市では、令和5年度末までに、市で医療的ケア児支援のための協議の場の設置を目指します。また、医療的ケア児等に関するコーディネーターは既に配置済みであることから目標を達成していますが、引き続き医療的ケア児支援のための取組の充実を図ります。

事項	目標	備考
医療的ケア児支援のための協議の場の設置	市で設置	令和5年度末まで
医療的ケア児に対する関連分野の支援を 調整するコーディネーターの配置	配置済み	令和5年度末まで

(7)相談支援体制の充実・強化等

国における障害福祉計画策定基本指針で、相談支援体制を充実・強化するため、令和5年度末までに、市内もしくは圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とするという目標値が設定されています。本市では、令和5年度末までに総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保を目指します。

【目標】

事項	目標	備考
総合的・専門的な相談支援の実施 及び地域の相談支援体制の強化を実施する 体制の確保	体制の確保	令和5年度末まで

なお、相談支援体制の充実・強化のための取組についての見込は、以下のとおりです。

① 障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施の見込

【目標】

事項	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害の種別や各種のニーズに対応できる 総合的・専門的な相談支援の実施	実施	実施	実施

② 地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数の見込

【目標】

事項	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域の相談支援事業者に対する訪問等に よる専門的な指導・助言件数	1件	1件	1件

③ 地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数の見込

【目標】

事項	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	4件	4件	4件

④ 地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数の見込

事項	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域の相談機関との連携強化の取組の実施 回数	4回	4回	4回

(8)障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国における障害福祉計画策定基本指針で、利用者が真に必要とする障害福祉サービス等を 提供していくため、令和5年度末までに障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に 関する事項を実施する体制を構築することを基本とするという目標値が設定されています。

本市では、令和5年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築を目指します。

【目標】

事項	目標	備考
障害福祉サービス等の質を向上させるため の取組に係る体制の構築	体制構築	令和5年度末まで

なお、障害福祉サービスの質を向上させるための取組についての見込は、以下のとおりです。

① 都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数の見込

【目標】

事項	令和3年度	令和4年度	令和5年度
都道府県が実施する障害福祉サービス等に 係る研修その他の研修への市町村職員の 参加人数	3人	3人	3人

② 障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、 事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数の見込

事項	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害者自立支援審査支払等システム等に よる審査結果を分析してその結果を活用し、 事業所や関係自治体等と共有する体制の有 無	有 (体制の構築)	有 (体制の構築)	有 (体制の構築)
障害者自立支援審査支払等システム等に よる審査結果を分析してその結果を活用し、 事業所や関係自治体等と共有する実施回数	1回	1回	1回

3. 障害福祉サービス及び相談支援の見込量及び確保のための方策

(1)訪問系サービス

訪問系サービスは、自宅での生活全般の支援や、外出時の移動支援等を行うサービスです。

① サービスの種別と内容

訪問系サービスは、次のサービス種別について、サービス見込量とその確保のための方策 を設定します。

○訪問系サービスの内容

サービス種別	実施内容
居宅介護	自宅で、入浴、排泄、食事等の介護を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排泄、食事
里区训门八茂	の介護、外出時における移動支援等を総合的に行います。
	視覚障害により、移動が著しく困難な人を対象に、必要な視覚的情報の支援
同行援護	(代筆・代読を含む。)、移動の援護、排泄・食事等の介護その他外出する際に
	必要となる援助を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために
1」到1友茂	必要な支援、外出支援を行います。
	常に介護を必要とする人で、意思疎通を図ることに著しい支障がある人のう
重度障害者等包括	ち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にある人並びに知的障害又は精神障害
支援	により行動上著しく困難な人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行い
	ます。

② 各年度のサービス量とその確保のための方策

第6期障害福祉計画のサービス見込量は、第5期障害福祉計画の実績や利用者数の増加等を勘案し、次のとおり設定します。

サービス見込量の確保にあたっては、サービス事業者に対して障害特性を理解するための研修への参加を促すとともに、関係機関による人材確保のためのネットワークの構築等、サービス基盤の確保に努めます。

【訪問系サービスの見込量】

サービス種別		令和3年度	令和4年度	令和5年度
	(時間数/月)	1,400	1,420	1,440
居宅介護	(実利用者数/月)	77	78	80
	(市内事業所数)	10	10	10
	(時間数/月)	900	925	950
重度訪問介護	(実利用者数/月)	6	6	6
	(市内事業所数)	9	9	9
	(時間数/月)	70	70	70
同行援護	(実利用者数/月)	6	6	6
	(市内事業所数)	5	5	5
	(時間数/月)	80	80	80
行動援護	(実利用者数/月)	5	5	5
	(市内事業所数)	4	4	4
	(時間数/月)	0	0	0
重度障害等包括支援	(実利用者数/月)	0	0	0
	(市内事業所数)	0	0	0
	(時間数/月)	2,450	2,495	2,540
計	(実利用者数/月)	94	95	97
	(市内事業所数)	28	28	28

(2)日中活動系サービス

日中活動系サービスは、日中に施設に通う等をして、介護や訓練を受けるサービスです。

① サービスの種別と内容

日中活動系サービスは、次のサービス種別について、サービス見込量とその確保のための方策を設定します。

○日中活動系サービスの内容

サービス種別	実施内容
生活介護	常時介護が必要な人に、入浴、排泄、食事の介護や生産活動の機会を提供しま
	す。
自立訓練	自立した日常生活、社会生活を送ることができるよう、一定期間、身体機能や
(機能訓練)	生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
自立訓練	自立した日常生活、社会生活を送ることができるよう、一定期間、生活能力の
(生活訓練)	向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識・能力の向
机力物11义版	上のために必要な訓練を行います。
	事業所内で雇用契約に基づく就労機会を提供します。
就労継続支援	一般企業等での就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移
(A 型)	行に向けた支援を目的として、必要な指導等を行います。
	なお、労働基準法等関係法規を遵守する必要があります。
就労継続支援	雇用契約を締結することなく、就労の機会や生産活動の機会を提供します。
(B型)	一般企業等での就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移
(B型)	行に向けた支援を目的として、必要な指導等を行います。
	障害者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関
就労定着支援	等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を実施しま
	ुं के .
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看
你食 月暖	護、医学的管理の下における介護及び日常生活の支援を行います。
短期入所	自宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排泄、
(福祉型)	食事の介護等を行います。
短期入所	医療の必要性の高い人を対象に、自宅で介護する人が病気の場合等に、短期
(医療型)	間、夜間も含め、施設で入浴、排泄、食事の介護等を行います。

② 各年度のサービス量とその確保のための方策

第6期障害福祉計画のサービス見込量は、第5期障害福祉計画の実績や利用者数の増加等を勘案し、次のとおり設定します。

サービス見込量の確保にあたっては、圏域内の施設及び自治体で調整を図りつつ、サービス基盤の確保に努めます。

また、就労継続支援事業所等における受託作業の拡大を支援していきます。

【日中活動系サービスの見込量】

サービス種別		令和3年度	令和4年度	令和5年度
	(人日/月)	3,540	3,560	3,600
生活介護	(実利用者数/月)	177	178	180
	(市内事業所数)	4	4	4
	(人日/月)	15	15	15
自立訓練(機能訓練)	(実利用者数/月)	2	2	2
	(市内事業所数)	0	0	0
	(人日/月)	60	65	70
自立訓練(生活訓練)	(実利用者数/月)	6	7	8
	(市内事業所数)	0	0	0
	(人日/月)	180	180	195
就労移行支援	(実利用者数/月)	12	12	13
	(市内事業所数)	1	1	2
	(人日/月)	1,350	1,386	1,440
就労継続支援(A型)	(実利用者数/月)	75	77	80
	(市内事業所数)	3	3	3
	(人日/月)	1,230	1,245	1,260
就労継続支援(B型)	(実利用者数/月)	82	83	84
	(市内事業所数)	5	5	5
	(人日/月)	12	13	14
就労定着支援	(実利用者数/月)	12	13	14
	(市内事業所数)	0	0	0
	(人日/月)	335	335	366
療養介護	(実利用者数/月)	11	11	12
	(市内事業所数)	0	0	0

【日中活動系サービスの見込量】(続き)

サービス種	別	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	(人日/月)	266	273	280
短期入所(福祉型)	(実利用者数/月)	38	39	40
	(市内事業所数)	2	2	2
短期入所(医療型)	(人日/月)	10	10	10
	(実利用者数/月)	5	5	5
	(市内事業所数)	0	0	0

(3)居住系サービス

居住系サービスは、主として夜間における居住の場を提供し、日常生活上で必要な支援を 行うサービスです。

① サービスの種別と内容

居住系サービスは、次のサービス種別について、サービス見込量とその確保のための方策 を設定します。

○居住系サービスの内容

サービス種別	実施内容
自立生活援助	定期的に利用者の居宅を訪問し、日常の生活の状況や体調の変化等につい
日立土泊饭切	て確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。
共同生活援助	夜間や休日等に、共同生活を行う住居で、入浴、排泄、食事の介護や、住居
(グループホーム)	における相談等、日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所している人に夜間や休日、食事や入浴等の介護等を行います。

② 各年度のサービス量とその確保のための方策

第6期障害福祉計画のサービス見込量は、福祉施設からの地域移行の受入先の必要性等を勘案し、次のとおり設定します。

サービス見込量の確保にあたっては、事業者による共同生活援助(グループホーム)の整備を促進するとともに、事業者への必要な支援に努めます。

また、施設入所支援については、障害者支援審査会を通じて決定する障害支援区分に基づき、必要な人が利用できるよう努めます。

【居住系サービスの見込量】

サービス種別		令和3年度	令和4年度	令和5年度
	(実利用者数/月)	0	0	0
自立生活援助	(うち精神障害者分)	0	0	0
日立土冶饭切	(市内事業所数)	0	0	0
	(市内事業者定員数)	0	0	0
	(実利用者数/月)	38	40	42
共同生活援助	(うち精神障害者分)	9	10	11
(グループホーム)	(市内事業所数)	9	10	10
	(市内事業者定員数)	70	80	80
施設入所支援	(実利用者数/月)	54	54	54
	(市内事業所数)	1	1	1

(4)相談支援(サービス等利用計画作成)等

① サービスの種別と内容

相談支援(サービス等利用計画作成)等は、次のサービス種別について、サービス見込量とその確保のための方策を設定します。

○相談支援(サービス等利用計画作成)等の内容

サービス種別	実施内容
計画相談支援	すべての障害福祉サービス及び地域相談支援の利用者を対象に、サービス等
(サービス等利用	利用計画を作成するとともに、一定期間ごとにサービス等の利用状況のモニタ
計画作成)	リングを行います。
1ル1-2イカノー	施設や病院から地域移行する人等を対象に、住居の確保や地域に移行するた
地域移行支援 	めのそのほかの活動に関する相談や必要な支援を行います。
地域定着支援	施設や病院から地域移行した人等を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急の
	事態等における相談や必要な支援を行います。

② 各年度のサービス量とその確保のための方策

第6期障害福祉計画のサービス見込量は、障害福祉サービスの利用者全員を対象とし、地域移行支援と地域定着支援は、精神障害者の地域移行者の見込数を含め、次のとおりとします。

【相談支援(サービス等利用計画作成)等の見込量】

サービス種	サービス種別		令和4年度	令和5年度
計画相談支援	(実利用者数/月)	65	66	67
(サービス等利用計画作成)	(市内事業所数)	5	5	5
地域移行支援	(実利用者数/月)	1	1	1
	(うち精神障害者分)	1	1	1
	(市内事業所数)	1	1	1
	(実利用者数/月)	1	1	1
地域定着支援	(うち精神障害者分)	1	1	1
	(市内事業所数)	1	1	1

(5)障害児通所支援

① サービスの種別と内容

障害児通所支援は、児童福祉法に基づく障害を有する児童を対象とするものであり、次の サービス種別について、サービス見込量とその確保のための方策を設定します。

○障害児通所支援の内容

サービス種別	実施内容
	集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障害を有
児童発達支援	する児童について、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の
	付与及び集団生活への適応訓練等の支援を行います。
	肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が
医療型児童発達支援	必要と認められた障害を有する児童について、日常生活における基本的
区原空元里无连义版	な動作の指導、知識技能の付与及び集団生活への適応訓練等を行うとと
	もに治療を行います。
	就学している障害を有する児童生徒について、授業の終了後又は学校の
放課後等デイサービス	休業日に、児童発達支援センター等に通わせ、生活能力の向上のために必
	要な訓練、社会との交流の促進等の支援を行います。
	保育所等を現在利用中の障害を有する児童又は今後利用する予定の障害
保育所等訪問支援	を有する児童が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支
	援を行います。
居宅訪問型児童発達	障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害を有す
支援	る児童の居宅において1対1で保育します。

② 各年度のサービス量とその確保のための方策

第2期障害児福祉計画の障害児通所支援サービス見込量は、第1期障害児福祉計画の実績等を勘案し、次のとおりとします。

サービス見込量の確保にあたっては、利用者が年々増加している放課後等デイサービスは、 障害特性に応じた質の高いサービスが提供できるよう事業所を対象とした研修会等を行いま す。

また、児童発達支援は、関係機関や各事業所と連携しながら、早期療育、早期支援体制を整 え支援を行います。

【障害児通所支援の見込量】

サービス種別		令和3年度	令和4年度	令和5年度
	(人日/月)	700	730	750
児童発達支援	(実利用者数/月)	80	83	85
	(事業所数)	6	6	6

【障害児通所支援の見込量】(続き)

サービス種別	J	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	(人日/月)	10	10	10
医療型児童発達支援	(実利用者数/月)	2	2	2
	(事業所数)	0	0	0
	(人日/月)	1,780	1,820	1,860
放課後等デイサービス	(実利用者数/月)	280	290	300
	(事業所数)	6	6	6
	(人日/月)	1	1	1
保育所等訪問	(実利用者数/月)	1	1	1
	(事業所数)	0	0	0
	(人日/月)	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	(実利用者数/月)	0	0	0
	(事業所数)	0	0	0

(6)障害児相談支援

① サービスの種別と内容

障害児相談支援は、児童福祉法に基づく障害を有する児童を対象とするものであり、次の サービス種別について、サービス見込量とその確保のための方策を設定します。

○障害児通所支援の内容

サービス種別	実施内容
	障害を有する児童について、障害福祉サービスを利用するため、児童の心身の
障害児相談支援	状況や環境、児童又はその保護者のサービス利用についての意向等に基づい
	た障害児支援利用計画の作成とサービスの利用状況の検証及び計画の見直し
	等を行います。

② 各年度のサービス量とその確保のための方策

第2期障害児福祉計画の障害児相談支援サービス見込量は、第1期障害児福祉計画の実績等を勘案し、次のとおりとします。

サービス見込量の確保にあたっては、相談支援専門員の人材育成の支援をするとともに、 障害児相談支援事業所との連携を強化し障害児相談支援の充実を図ります。

【障害児相談支援の見込量】

サービス種別	令和3年度	令和4年度	令和5年度				
障害児相談支援	(実利用者数/月)	58	60	62			
	(事業所数)	4	4	4			

(7)医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター

① サービスの種別と内容

医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターは、児童福祉法に基づ く障害を有する児童を対象とするものであり、次のサービス種別について、サービス見込量と その確保のための方策を設定します。

○医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの内容

サービス種別	実施内容
コーディネーター	医療的なケアが必要な児童に対する支援として、関連分野との調整等を行います。

② 各年度のサービス量とその確保のための方策

第2期障害児福祉計画のコーディネーターの配置人数は、次のとおりとします。

【医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数の見込量】

サービス種別	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
コーディネーターの配置人数	(人数)	4	5	6
	(事業所数)	3	4	4

(8)障害を有する児童の子ども・子育て支援の提供体制の整備

国における指針では、各都道府県及び各市町村において、障害児通所支援等を利用する障害を有する児童の保護者の子ども・子育て支援等の利用ニーズを満たせる定量的な目標を示し、希望に沿った利用ができるよう保育所や認定こども園、放課後児童クラブ等における障害を有する児童の受入れの体制整備を行うものとされています。

本市では、以下の通り見込量および目標を設定し、障害を有する児童の子ども・子育て支援の提供体制の整備を図ります。

【障害を有する児童の子ども・子育て支援の提供体制の見込量】

サービス種別		利用ニーズを踏まえた 必要な見込み量	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育所	人)	25	30	30	30
認定こども園	(人)	7	8	8	8
放課後児童クラブ	(人)	62	62	62	62

(9)障害者支援審査会

障害者支援審査会は、保健・医療・福祉の各分野で豊富な学識経験のある委員で構成し、サービスを利用する本人の意向を尊重しながら、多面的な視点による審査を実施し、適切なサービス支給決定に努めます。

また、迅速な認定審査に努めるとともに、審査会の判定基準に関する資料を補完し、個人情報の公開に対応した体制を整えます。

4. 地域生活支援事業の実施に関する事項

(1)事業の実施内容・方針

地域生活支援事業は、次の内容と方針に基づき実施します。

○地域生活支援事業の実施内容・方針

事業	事業の美 胞内谷・万町 内容	方針
理解促進研修・	 障害を有する人等が日常生活及び社	□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
啓発事業	会生活を営む上で生じる「社会的障	による出前講座等を通じて、広く市
百元争未	壁」を除去するため、障害を有する人	民に対して障害者等に対する理解
	筆」を除去するため、障害を有する人	を深めるための研修・啓発を実施し
	守の理解を深めるため切局・石光を打 う事業です。	ます。
 自発的活動支援	プ ヺ 柔です。 障害を有する人等が自立した日常生	 ◎ピアサポートによる支援や一人暮ら
事業	障害を有する人等が自立した日帝主 活及び社会生活を営むことができる	しの人への見守りその他、ボランテ
尹未	はう、障害を有する人等、その家族、	イア活動等に対する支援を実施しま
	地域住民等による地域における自発	す。
╆╬╅	的な取組を支援する事業です。 障害を有する人等からの相談に応じ	◎士の社会短礼部と古中で書巻ぎに
相談支援事業		◎市の社会福祉課と市内5事業所に
	て、必要な情報の提供及び助言、サー	委託した相談支援事業所が連携し、
	ビスの利用支援、虐待の防止等権利	相談、情報提供、助言のほか、サー
	擁護のための援助を行う事業です。 	ビスを必要とする人の状況把握と、
		権利擁護のための援助、関係機関
		の連携の支援を行います。
		◎相談支援専門員を計画的に養成し、
		各事業所に配置します。
		◎「尾張中部福祉圏域障害者支援協
		議会」で関係機関の連携強化を図
		り、相談支援の質の向上に努めま
D4 46 - 411 - 41		す。
成年後見制度利用	成年後見制度の利用に要する費用の	□○支援を必要とする人の利用を促進
支援事業	うち、申し立てに要する経費(登記手	するため、相談支援の充実や広報
	数料、鑑定費用等)及び後見人等の報	等を通じて、事業の周知に努めま
	酬等)の全部又は一部を補助する事業	す。
	です。	
成年後見制度法人	成年後見制度における後見等の業務	◎法人後見を行う事業所の立ち上げ
後見支援事業	を適正に行うことができる法人を確	支援など、法人後見の活動の推進
	保できる体制を整備するとともに、市	を図ります。
	民後見人の活用も含めた法人後見の	
	活動を支援する事業です。	

○地域生活支援事業の実施内容・方針(続き)

意思疎通支援事業 聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障が生じる人に対して、手話通訳者を要している人に対して、手話通訳者を要している人に対して、手話通訳者を要している人に対して、事業の周知に努めます。 日常生活用具給付等事業 日常生活上の便宜を図るため、重度障害を有する人に特殊複合が特殊でいた。沿海動支援事業 社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動を選せてきる。		事実の夫肔内谷・力針(続さ)	
プト、入浴補助用具等を給付する事業です。		害のため、意思疎通を図ることに支障が生じる人に対して、手話通訳者や要約筆記者等の派遣により、意思疎通の円滑化を図る事業です。	するため、相談支援の充実や広報 等を通じて、事業の周知に努めま
下です。 日野 日野 日野 日野 日野 日野 日野 日	等事業	ット、入浴補助用具等を給付する事業	
ター事業 供、社会との交流の促進等により、障害を有する人等の地域生活支援の促進を図る事業です。 訪問入浴サービス	移動支援事業	暇活動等の社会参加のための外出支	
事業 る人に移動入浴車を派遣し、自宅での 入浴サービスを行う事業です。 更生訓練費給付 社会復帰の促進を図るため、就労移 有支援事業又は自立訓練事業を利用 している人に更生訓練費を支給する 事業です。 日中一時支援事業 家族の就労支援及び一時的な休息を 目的に、障害を有する人等の日中における活動の場を提供する事業です。 生活サポート事業 介護給付支給決定者以外の人に、日常生活に関する支援や家事に対する 支援を行う事業です。 知的障害者職親 知的障害を有する人の自立更生を図るため、一定期間、職親に預け、生活指導及び技能習得訓練等を行うことによって、就職に必要な素地を与えるとともに雇用の促進と職場における定着性を高めることを目的とする制度です。 自動車改造助成 自動車の改造費用の一部を助成する事業です。 運転免許取得助成 自動車運転免許を取得する費用の一	C /////	供、社会との交流の促進等により、障 害を有する人等の地域生活支援の促	するために、需要等に応じた事業所 の確保とともに、広報等を通じて周
事業 行支援事業又は自立訓練事業を利用している人に更生訓練費を支給する事業です。 日中一時支援事業 家族の就労支援及び一時的な休息を目的に、障害を有する人等の日中における活動の場を提供する事業です。 生活サポート事業 介護給付支給決定者以外の人に、日常生活に関する支援や家事に対する支援を行う事業です。 知的障害者職親		る人に移動入浴車を派遣し、自宅での	供や必要な給付を実施するととも
目的に、障害を有する人等の日中における活動の場を提供する事業です。 生活サポート事業 介護給付支給決定者以外の人に、日常生活に関する支援や家事に対する支援を行う事業です。 知的障害者職親 知的障害を有する人の自立更生を図るため、一定期間、職親に預け、生活指導及び技能習得訓練等を行うことによって、就職に必要な素地を与えるとともに雇用の促進と職場における定着性を高めることを目的とする制度です。 自動車改造助成 自動車の改造費用の一部を助成する事業 事業です。 運転免許取得助成 自動車運転免許を取得する費用の一		行支援事業又は自立訓練事業を利用 している人に更生訓練費を支給する	व ं 。
常生活に関する支援や家事に対する 支援を行う事業です。 知的障害者職親 委託制度 知的障害を有する人の自立更生を図 るため、一定期間、職親に預け、生活 指導及び技能習得訓練等を行うこと によって、就職に必要な素地を与える とともに雇用の促進と職場における 定着性を高めることを目的とする制度です。 自動車改造助成 事業 事業です。 運転免許取得助成 自動車運転免許を取得する費用の一	日中一時支援事業	目的に、障害を有する人等の日中にお	
委託制度 るため、一定期間、職親に預け、生活 指導及び技能習得訓練等を行うこと によって、就職に必要な素地を与える とともに雇用の促進と職場における 定着性を高めることを目的とする制 度です。 自動車改造助成 自動車の改造費用の一部を助成する 事業 事業です。 運転免許取得助成 自動車運転免許を取得する費用の一	生活サポート事業	常生活に関する支援や家事に対する	
事業 事業です。 運転免許取得助成 自動車運転免許を取得する費用の一		るため、一定期間、職親に預け、生活 指導及び技能習得訓練等を行うこと によって、就職に必要な素地を与える とともに雇用の促進と職場における 定着性を高めることを目的とする制	供や必要な給付を実施するととも に、広報等を通じて周知に努めま
テハ	事業	事業です。	

○地域生活支援事業の実施内容・方針(続き)

事業	内容	方針
奉仕員養成研修	障害者のコミュニケーションの支援者	◎人材確保のために、手話奉仕員養
事業	となる手話通訳者や要約筆記者の養	成講座及び要約筆記講座を実施し
	成研修を行う事業です。	ます。

(2)事業の見込量及びその確保のための方策

地域生活支援事業の見込量は、第5期障害福祉計画期間中の利用実績等を勘案し、次のとおり設定します。

サービス見込量の確保にあたっては、各種事業のニーズを把握し、サービス提供体制の確保に努めます。

【地域生活支援事業の見込量】

事業種別		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修·啓発事業		(実施有無)	実施	実施	実施
自発的活動支援		(実施有無)	実施	実施	実施
	障害者相談支援事業	(実施か所数)	5	5	5
相談支援事業	基幹相談支援センター等 機能強化事業	(実施有無)	実施	実施	実施
	住宅入居等支援事業	(実施有無)	未実施	未実施	未実施
	障害者支援協議会	(実施か所数)	1	1	1
成年後見制度利	川支援事業	(実利用者数/年)	2	2	2
成年後見制度法	人後見支援事業	(実施有無)	実施	実施	実施
辛田沽洛士採	手話通訳者設置事業	(設置見込者数)	3	3	3
意思疎通支援 事業	手話通訳者·要約筆記者 派遣事業	(実利用者数/月)	12	12	12
	介護·訓練支援用具	(給付件数/年)	4	4	4
	自立生活支援用具	(給付件数/年)	12	12	12
日常生活用具	在宅療養等支援用具	(給付件数/年)	10	10	10
給付等事業	情報·意思疎通支援用具	(給付件数/年)	10	10	10
	排泄管理支援用具	(給付件数/年)	1,900	1,925	1,950
	居宅生活動作補助用具	(給付件数/年)	2	2	2
移動支援事業		(実利用者数/月)	125	125	125
		(利用時間数/月)	950	950	950

【地域生活支援事業の見込量】(続き)

	事業種別	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	市内施設利用分	(実施か所数)	2	2	2
地域活動支援	しいしょうかには文本のたり (7)	(実利用者数/月)	20	20	20
センター事業	(M本町 <u>株</u> 乳利田人)	(実施か所数)	2	2	2
	他市町施設利用分 	(実利用者数/月)	7	7	7
	フ車業	(実施か所数)	4	4	4
訪問入浴サービス事業		(実利用者数/月)	13	13	13
更生訓練費給付	事業	(給付件数/年)	9	9	9
日中一時支援事	**	(実施か所数)	19	19	19
口中一吋又扳爭	**	(実利用者数/月)	95	98	100
生活サポート事業	業	(実利用者数/月)	1	1	1
自動車改造助成事業		(助成件数/年)	3	3	3
運転免許取得助成事業		(助成件数/年)	2	2	2
奉仕員養成研修事業	手話通訳	(研修修了者数/年)	9	9	9
	要約筆記	(研修修了者数/年)	2	2	2

第6章 計画の達成状況の点検及び評価

1. 計画の周知

保健・医療・福祉の関係機関・団体の代表者等で構成する組織が中心となり、点検及び評価 した結果については、計画の見直し時期におけるパブリックコメント等の機会を通して、広く 市民に周知を図ります。

2. 計画の推進体制の充実

尾張中部福祉圏域障害者支援協議会を中心として、サービス提供事業者、関係機関、各団体等のそれぞれの役割を協議するなど、さらに連携を強化しながら本計画の推進体制に努めます。

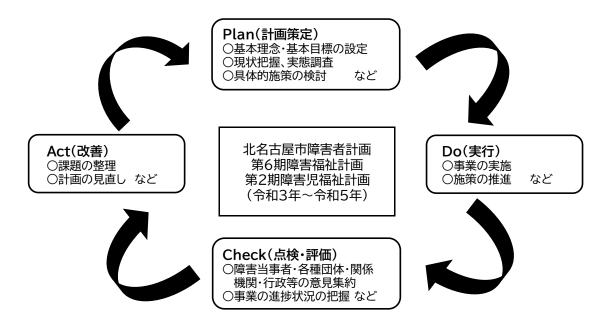
3. 関係機関との連携

障害のある人の多様化するニーズへの対応を図るため、基盤整備やマンパワーの確保等の課題解決に向けて、近隣の市町をはじめ、障害保健福祉圏域での広域対応や県との連携をさらに図ります。

4. 計画の達成状況の点検及び評価

計画の点検・評価については、社会福祉課が中心となって施策の実施結果やサービス見込量に対する実績のとりまとめを行い、尾張中部福祉圏域障害者支援協議会等への報告及び意見聴取を通じて計画の進捗状況を把握していきます。

また、計画の進行にあたっては、計画の進捗状況の定期的な点検・評価とともに、国の制度 改革による福祉施策環境の動向を踏まえつつ、必要に応じて計画の見直しを行いながら、より効果の高い取組へと繋げます。



資料編

1. 計画の策定経過

日	時	各種調査·会議等	概要
令和2年	5月28日	第1回 北名古屋市障害者計画等策定 委員会に代わる意見照会	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、会議の開催を中止し、書面による意見徴収・北名古屋市障害者計画・第6期障害福祉計画概要(案)について・北名古屋市障害者計画・障害(児)福祉計画策定に係るアンケート調査(案)について
	7月 10 日 ~7月 27 日	北名古屋市障害者計画・障害 (児)福祉計画策定に係るアン ケート調査の実施	障害者手帳所持者等 1,000 人を対象として、生活の実態や施策に対する要望、サービスの利用意向などを調査
	7月 14 日	北名古屋市障害者計画・障害 (児)福祉計画策定のためのヒ アリング調査の実施	障害を有する人及びその家族による 障害者団体や市内障害者施設の代表 者など 15 の団体等によりグループ 形式でのヒアリング調査
	8月26日	第2回 北名古屋市障害者計画等策定 委員会の開催	議事 ・北名古屋市障害者計画・障害(児) 福祉計画策定に係るアンケート調査 結果について ・北名古屋市障害者計画・第6期障害 福祉計画・第2期障害児福祉計画骨 子案について
	11月4日	第3回 北名古屋市障害者計画等策定 委員会の開催	議事 ・北名古屋市障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画素案について
	12 月7日 ~1月5日	パブリックコメントの実施	北名古屋市障害者計画・第6期障害 福祉計画・第2期障害児福祉計画素 案についての意見募集
令和3年	2月9日	第4回 北名古屋市障害者計画等策定 委員会の開催	議事 ・北名古屋市障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画案

2. 北名古屋市障害者計画等策定委員会

(1)北名古屋市障害者計画等策定委員会条例

平成 26 年 3 月 24 日 条例第 8 号

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)第 11 条第3項、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 88 条第 1 項及び児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 33 条の 20 第 1 項の規定に基づき、北名古屋市における障害者及び障害児に関する総合的な計画(以下「計画」という。)を策定するため、北名古屋市障害者計画等策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、計画の策定に関し必要と認める事項

(組織)

- 第3条 委員会は、20 人以内の委員をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 学識経験を有する者
 - (2) 関係団体の代表者
 - (3) 行政関係職員
 - (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(仟期)

第4条 委員の任期は、計画の策定完了までとする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の 任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、そ の職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求めて説明させ、又は 意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉部において処理する。

(雑則)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に 諮って定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(北名古屋市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 北名古屋市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成 18 年 北名古屋市条例第 44 号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(令和元年10月1日条例第24号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(北名古屋市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 北名古屋市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成 18 年 北名古屋市条例第 44 号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

(2)北名古屋市障害者計画等策定委員名簿

機関·団体·事業所名	職名	氏名	備考
中部学院大学	教授	大 藪 元 康	委員長
医師会	医師	森 貞 子	副委員長
歯科医師会	歯科医師	天 野 錦 治	
薬剤師会	薬剤師	久保田晶子	
社会福祉法人 北名古屋市社会福祉協議会	会長	山下征彦	
北名古屋市民生委員児童委員協議会	会長	井 上 忍	
北名古屋市心身障害者福祉協会	会長	髙 桒 金 平	
北名古屋市知的障害者育成会	会長	前 田 洋 子	
特定非営利活動法人 太陽	理事長	佐 藤 公 伸	
西春日井聴覚障害者協会	会長	大塚千恵美	
尾張中部圏域相談支援体制整備地域アドバイザー ・相談支援センター尾張中部福祉の杜	所長	玉 井 一 男	
児童発達支援事業所 北名古屋市ひまわり西園	保護者会 代表	福田伊澄	
尾張中部障害者就業・生活支援センター	主任	山辺康平	
愛知県清須保健所	健康支援 課長	山 村 浩 二	
愛知県いなざわ特別支援学校	教頭	渡辺祐喜子	
北名古屋市立鴨田小学校	校長	尾関由比子	

3. 用語解説

あ行

愛知県広域災害・救急医療情報システム

医療機関の被災情報、支援情報を全国ネットで把握できる総合的な医療情報システムであり、迅速かつ適切な医療救護活動に活用されるものです。

愛知県中央児童・障害者相談センター

児童並びに身体障害を有する人、知的障害を有する人についての相談を受けている県 の相談機関です。

愛知障害者職業能力開発校

障害を有する人を対象とする公共職業能力開発施設です。

赤ちゃん訪問員

生後4か月児未満の乳児を対象に家庭訪問を実施し、子育てに関する情報提供や母子の心身の状況、養育環境などを把握し、支援が必要な家庭に対して適切なサービスの提供につなげる事業で、その活動員です。

アクセシビリティ

情報やサービス、ソフトウェア等に関する利用のしやすさの度合いのことです。

アセスメント

利用者の希望や要望を把握し、問題の特定や解決すべき課題を把握することです。課題分析とも言います。

医療的ケア

たんの吸引や鼻などから管を通して栄養剤を流し込む経管栄養など、在宅で家族が日常的に行っている医療的介助行為を、医師法上の「医療行為」と区別して「医療的ケア」と呼ばれています。

インクルーシブ教育

ノーマライゼーションの理念の浸透により、インクルージョン(包括教育)の推進が叫ばれるようになっています。「インクルーシブ教育」とは、「障害がある・障害がない」という2分法での分離型学習ではなく、違いを踏まえた上で、統合型の環境で両者の教育を進めていこうとするものです。

インクルージョン

包括、包含を意味します。

福祉分野においては、介護や障害などの有無を問わず、すべての人が差別なく受入れられる社会で、社会的包摂ともいいます。

インスタグラム

写真や動画の共有に特化したソーシャルネットワーキングサービス(SNS)、また、スマートフォンなどから同サービスを利用するためのアプリケーションソフトです。

あ行(続き)

ウェブアクセシビリティ

高齢者や障害者など心身の機能に制約のある人でも、年齢的・身体的条件に関わらず、ウェブで提供されている情報にアクセスし利用できることです。

本市のホームページでは、JIS(日本工業規格)に基づく、「JISX8341-3:2016」を 採用しています。

尾張中部福祉の杜

「社会福祉法人 西春日井福祉会」が運営する障害者支援施設です。

音楽療法(士)

音楽療法とは、音楽を聞いたり演奏したりする際の生理的・心理的・社会的な効果を応用して、心身の健康の回復、向上をはかる事を目的とする代替医療、保管医療です。高齢者や障害児者のケアなどの現場で展開されています。

音楽療法士は、音楽療法を用いてリハビリテーションを行います。民間や一部の地方公 共団体で資格が出されており、現在の主流は日本音楽療法学会が認定している学会認定 音楽療法士となっています。

か行

活字文書読上げ装置

視覚障害を有する人が印刷された活字情報を音声で取得する機器です。

加配保育士

生まれつきの障害などで、他の児童と同じように保育園の生活を送ることが難しい子どもに、配慮を加え、生活を支える保育士です。

基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談支援に関する業務を総合的に行うことを目的とする施設です。

北名古屋市地域職業相談室

職業相談員による求人情報の提供や職業相談及び職業紹介等を行う場です。

北名古屋市地域福祉計画

「地域福祉計画」は、社会福祉法に基づき市民が抱える様々な生活課題を福祉サービスや地域の支え合い活動によって解決していくための計画です。

本市では令和4年度からの「北名古屋市第4期地域福祉計画」を策定する準備を進めています。また、本計画は北名古屋市社会福祉協議会が地域福祉に関する施策・事業をどのように推進するかを定める「地域福祉活動計画」と一体的に策定します。

休日急病診療所

休日や夜間等に急病になった場合の急病診療所です。

教育支援センター

何らかの心理的な理由が絡み合って登校できない小中学校の児童生徒及びその保護者を対象として、学校教育との連携の下で相談及び助言並びに指導を行い、不登校児童生徒の学校復帰を図るための機関です。(連絡先教育相談用 0568-24-4152)

か行(続き)

グループホーム

認知症高齢者や障害者等が、家庭的な環境と地域住民との交流のもと、住み慣れた環境で、自立した生活を継続できるように、少人数で共同生活を営む住居です。障害者総合支援法においては、平成26年4月からケアホーム(共同生活介護)がグループホーム(共同生活援助)に一元化されたことにより、これまでケアホームのみで提供されていた「介護サービス※」がグループホームで提供されています。

※入浴、排泄又は食事の介護その他の日常生活上の援助

ケアマネジメント

生活困難な状態になり援助を必要とする利用者に対し、一人一人の希望や要望に沿った最適なサービスを提供できるよう、地域で利用できるさまざまな資源(保健・医療・福祉サービス)を最大限に活用して組み合わせ、調整することです。

ゲートキーパー

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る)を図ることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置付けられる人のことです。

言語聴覚士

ことばによるコミュニケーションや嚥下に問題がある方々の社会復帰の手伝い、自分ら しい生活ができるよう支援する専門職のことです。

合理的配慮

障害を有する人から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合に、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害を有する人の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去を実施する必要かつ合理的な配慮のことです。

さ行

災害時要配盧者

高齢者、障害者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する人のことです。

災害時要配慮者台帳

災害時に必要な情報を迅速かつ的確に把握し、自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を必要とする人を登録した台帳のことです。

作業療法士

食事、入浴等、日常生活に関わる全ての諸活動を通して、社会に適応できる能力の回復を図るための支援を行う専門職のことです。

児童コーディネーター

児童虐待や不登校、障害その他のあらゆる児童相談に応じ、子どもや保護者への情報 提供や助言、支援を行うとともに、児童相談所、保育園や学校などとの連携や子育て支援、福祉サービスの調整役となる職員です。

社会的障壁

障害のある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいいます。

社会福祉協議会

社会福祉活動を推進することを目的として、社会福祉法に基づいて設置される営利を目的としない民間組織です。

社会福祉士

「社会福祉士及び介護福祉士法」によって定められ、心身の障害又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障のある人の福祉に関する相談に応じ、関係機関との連携・調整その他の援助を行う専門職です。

就労支援

障害者総合支援法が定める事業の1つで、就労の機会を提供する「就労継続支援」と知識や能力の向上を図る「就労移行支援」があります。

受診サポートブック

医療機関でのコミュニケーションを支援し、配慮の必要な人が安心して受診できるように、診察時に配慮してほしいことや、注意事項などを障害を有する人やその家族が事前に記入し、診察前に医療機関へ提出するものです。

手話言語・障害者コミュニケーション条例

正式名称は「手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例」で、平成28年10月に愛知県で制定された条例です。

手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進は、全ての県民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合うことが重要であるとの認識の下に行うこと、手話言語の普及は、手話が独自の体系を有する言語であって、手話を使い日常生活又は社会生活を営む者が受け継いできた文化的所産であるとの認識の下に行うこと、障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進は、全ての県民が、障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用することの重要性を認めるとともに、その選択の機会の確保及び利用の機会の拡大が図られることの3点を基本理念としています。

手話通訳者設置事業

障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の1つで、聴覚障害を有する人並びに音声及び言語機能障害を有する人の日常生活における円滑なコミュニケーションを図るため、市庁舎に来庁した聴覚障害を有する人等への手話通訳サービスや手話通訳者・要約筆記者派遣の調整などを行う者を言います。

手話通訳者·要約筆記者派遣事業

障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の1つで、聴覚障害を有する人が、日常生活上、手話通訳を必要とする場合や意思疎通を円滑にするため要約筆記を必要とする場合に、手話通訳者及び要約筆記者等を派遣する事業です。

障害支援区分

障害福祉サービスの必要性を明らかにするための、障害を有する人の心身の状態を総合的に示す区分を言います。

障害児加配指導員

常時見守りが必要な障害児への支援や障害児の保護者に対する支援方法の指導を行う等のために、基準を上回る数の児童指導員のことです。

障害者基本法

障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本的理念を定め、及び 国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援 等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者の自立及び社会参加の 支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって障害者の福祉を増進すること を目的として制定されたものです。

障害者差別解消法

国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とする法律で、平成 28 年(2016 年)4月1日に施行されています。

障害者職業センター

障害を有する人及び高齢者等の職業の安定等を図ることを目的に設置された独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構が「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、障害を有する人の雇用の促進と職業の安定のために設置、運営する施設です。各都道府県に1か所(愛知県をはじめ、5都道府県には2か所)設置されており、公共職業安定所等の関係機関と密接な連携の下、障害を有する人の就職に関する相談・支援、事業主に対する障害を有する人の受入れや雇用管理に関する相談・援助等を専門的に行っています。

障害者就業・生活支援センター

「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、都道府県知事が指定する一般社団法人若しくは一般財団法人、社会福祉法人、NPO法人(特定非営利活動法人)等が運営する施設です。身近な地域で、就職や職場への定着にあたって就業面における支援と併せ、生活面における支援を必要とする障害を有する人を対象として、雇用、保健福祉、教育等の関係機関との連携の拠点として連絡調整を行いながら、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の相談・支援を一体的に行っています。

障害者支援協議会

関係機関、関係団体及び障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行い、障害者等への支援体制の整備を図ることを目的として設置する機関です。地方公共団体が単独又は共同して設置します。

障害者総合支援法

地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障害を有する人の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、障害保健福祉施策を講ずるための「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」で、平成 25 年(2013年)4月1日に施行されています。

障害者の権利に関する条約

障害を有する人の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害を有する人の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害を有する人の権利の実現のための措置等について定めた条約です。

障害者優先調達推進法

障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図ることを目的に、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関し、障害者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めた「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」で、平成 25 年(2013 年)4月1日に施行されています。

障害福祉計画策定基本指針

障害福祉計画策定にあたって、基本となる理念、サービス見込量の算定の考え方、計画的な基盤整備を進めるための取組などを国が定めたものです。

自立支援医療(精神通院、更生医療、育成医療)

心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度です。対象者は、精神通院(統合失調症などの精神疾患を有する人で、通院による精神医療を継続的に要する方)、更生医療(身体障害者手帳の交付を受けた方で、その障害を除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる 18 歳以上の方)、育成医療(身体に障害を有する 18 歳未満の児童で、その障害を除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる方)です。

身体障害者補助犬(盲導犬・介助犬・聴導犬)

身体障害者補助犬法に基づいて認定された、特別な訓練を受けた犬で、盲導犬、介助 犬、聴導犬の種類があります。

盲導犬は、目の不自由な方を安全に目的地へ誘導する犬です。介助犬は、身体の不自由な方に、落とした物を拾ったりドアの開閉をするなど、日常生活動作を支援する犬です。 聴導犬は、耳の不自由な方に必要な音を教え、音源へ誘導する犬です。

スクールカウンセラー

心に悩みを持つ児童生徒及び保護者並びに教職員を対象に、精神医学・心理学等の専門的視野からの指導・助言を行う人材のことです。

牛活習慣病

食生活、運動習慣、休養・喫煙・飲酒などの生活習慣がその発症・進行に関与する疾病群を言い、悪性新生物(がん)、脳血管障害、心臓疾患、高血圧、慢性気管支炎、肺気腫、脂肪肝、肝硬変、糖尿病などを指します。

精神保健福祉士

精神障害を有する人の抱える生活問題や社会問題の解決のための援助とともに、社会参加に向けての支援活動を行う専門職のことです。

成年後見制度

成年後見制度とは、認知症や知的障害、精神障害などによって物事を判断する能力が不十分な方々の財産管理や身上監護を家庭裁判所が選任した成年後見人等が行うことにより、本人の権利とくらしを守る制度です。

総合福祉センターもえの丘

地域福祉・高齢者福祉・ボランティア活動の拠点施設で、子どもから高齢者までが集い、安らぐことのできる世代間交流の場です。在宅介護に関する各種相談や介護サービス事業を行っています。

た行

第一次救急医療施設

入院治療の必要がなく、外来で対処しうる帰宅可能な軽症患者に対応する救急医療を 行う施設のことです。

第二次救急医療施設

入院治療や手術を必要とする重症患者に対応する救急医療を行う施設のことです。

単独療育

母子通園と違い、児童を単独で預かって、療育を行うことです。

地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障害者総合支援法第 77 条の規定に基づき、障害を有する人が地域で自立した日常生活や社会生活(就労等)を営むことができるよう、本市の社会資源や利用者の状況に応じて柔軟に実施するものです。

通級指導教室

小中学校の通常の学級に在籍している軽度の障害を有する児童生徒に対して、各教科等の学習は通常の学級で行いつつ、障害の状態に応じて障害の改善・克服のための自立活動を中心に、必要に応じて各教科の補充指導を中心として、特別に設置した教室で行うものです。

統合保育

障害の有無に関わらず、ともに育ち合う保育のことです。

特定健康診査

糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として、内臓脂肪症候群 (メタボリックシンドローム)に着目し、これに該当する方や予備群を減少させるための特 定の保健指導を必要とする方を的確に把握するために行う健康診査です。

特別支援員

発達障害を有する児童等の学校生活を支えたりする人材のことです。

特別支援学級

小学校・中学校等に置かれる、教育上特別な支援を必要とする児童生徒のための学級です。

た行(続き)

特別支援コーディネーター

特別支援教育に関して、学校内の関係者や関係機関との連絡・調整を行い、保護者に対する学校の窓口となる教員のことです。

特別養護老人ホーム

介護老人福祉施設とも呼ばれる、公的な介護保険施設です。

在宅での生活が困難になった要介護3以上(特例の要介護1・2)の高齢者が入居でき、 原則として終身に渡って介護が受けられる施設です。

な行

ナチュラルサポート

職場において、障害を有する方の就労継続に必要なさまざまな援助を自発的又は計画的に提供するという意味で用いられてきた言葉です。現在では、地域社会の中での生活支援においても、国や自治体が制度に基づいて行う専門的なサービスに対して、ナチュラルサポートは、家族や隣人、市民によって自然に行われる支援という意味で使われ始めています。

難病

原因不明の難治性疾患を総称する一般用語で、「難病対策要綱」によれば、① 原因不明、治療方法未確立で、かつ後遺症を残す恐れが少なくない疾病で、② 経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護などに著しく人手を要するため家族の負担が重く、また精神的に負担の大きい疾病となっています。令和元年7月1日現在、指定難病は33疾病となっています。

日常生活自立支援事業

認知症高齢者、知的障害を有する人、精神障害を有する人等のうち判断能力が不十分な人が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うものです。

日中活動系サービス

日中に施設に通うなどして、介護や訓練などを受ける、障害者総合支援法に基づくサービスのことです。

ノーマライゼーション

「障害を有する人等社会的な制限を受ける方を当然に包含するのが通常の社会であり、そのあるがままの姿で他の人々と同等の権利を享受できるようにする」という考え方です。

は行

発達障害

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害*、学習障害*、注意欠如/多動性障害*その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が、通常、低年齢において発現する障害を言います。2005(平成 17)年4月に、早期発見、ライフステージ(人生の段階的区分)に対応した発達支援に関する国及び地方公共団体の責務を明らかにした発達障害者支援法が施行されました。

は行(続き)

*自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害

自閉症は、「対人関係の障害」「コミュニケーションの障害」「活動や興味の偏り」の3つが 特徴的な症状である障害です。知的障害を伴う場合もありますが伴わない場合もありま す。知的障害のない人たちを高機能自閉症と呼びます。また、言語発達に遅れのない人た ちをアスペルガー症候群と呼びます。これらはまったく別の障害ではなく、対人関係の障 害やコミュニケーションの障害、活動や興味の偏りのあるところでは共通しています。自 閉症を中心としたその周辺の対人的相互作用に困難さがある障害を総称して広汎性発 達障害と言われています。

*学習障害

学習障害(LD)は、基本的には知的発達に遅れがないのに、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すさまざまな状態を指します。その原因として、中枢神経系に何らかの機能障害があると推定されていますが、視覚障害、聴覚障害、知的障害、情緒障害などの障害や、環境的な要因が直接の原因となるものではないと定義されています。

*注意欠如/多動性障害

注意欠如/多動性障害(AD/HD)は、年齢や発達水準に相応しくないほどの不注意、多動性、衝動性を特徴とする行動の障害です。これら3つの特徴については、①集中できない、気が散りやすい、忘れっぽいなど(不注意)②落ち着きがない、座っていることができない、しゃべりすぎなど(多動性)③質問が終わらないうちに答えてしまう、順番が待てないなど(衝動性)の状態が見られ、家庭生活や学業、仕事などさまざまな場面で生じ支障をきたします。

発達障がい啓発隊

発達障害を有する人が、普段どんな風に感じ、どのように接したらいいかなどを、疑似体験を通して地域社会的に啓発活動を通じて理解されるよう、発達障害の子を持つ母親で結成された団体です。

バリアフリー

障害のある人が社会生活をしていく上で障壁(バリア)となるものを除去するという意味です。もともと住宅建築用語で登場し、段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いですが、より広く障害者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられます。

心身の障害などでハンディキャップのある人にとって、障壁(バリア)となる物理的(建物構造・交通機関など)、制度的(障害を欠格条項とし、資格取得に制限があるなど)、文化・情報面(点字・手話・音声案内・字幕・分かりやすい表示の不備)、意識(偏見や先入観)が取り除かれた状態で、その取り組みがバリアフリー化です。

ヒアリングループ

聴覚障害を有する人用の補聴器や人工内耳を補助する放送設備のことです。

ピアサポート

障害を有する人等やその家族が互いの悩みを解消することや情報交換のできる交流 会活動を支援することです。

は行(続き)

福祉的就労

障害などを理由に、一般企業で働けない方へ働く場を提供する福祉のことです。

福祉避難所

障害を有する人等が、地震や豪雨といった大きな災害が起こったときに、何らかの特別な配慮が必要な人たちを受入れてケアする施設で、一般的な避難所での生活が困難な人たちのための避難所のことです。

ペアレントトレーニング

保護者が子どもとのより良い関わり方を学びながら、日常の子育ての困りごとを解消し、楽しく子育てができるよう支援する保護者向けのプログラムです。当初、知的障害や発達障害のある子どもを持つ家庭向けに開発されましたが、現在は幅広い目的や方法で展開されています。

ペアレントプログラム

育児に不安がある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者などを、地域の支援者(保育士、保健師、福祉事業所の職員等)が効果的に支援できるよう設定された、グループ・プログラムです。発達障害やその傾向のある子どもをもつ保護者だけでなく、さまざまな悩みをもつ多くの保護者に有効とされています。

ペアレントメンター

自らも発達障害のある子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親を指します。メンターは、同じような発達障害のある子どもをもつ親に対して、 共感的なサポートを行い、地域資源についての情報を提供することができます。高い共感性に基づくメンターによる支援は、専門家による支援とは違った効果があることが指摘され、厚生労働省においても有効な家族支援システムとして推奨されています。

放課後児童健全育成事業

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童(主に小学1~3年生が対象)を預かり、適切な遊びと生活の場を与え、その健全育成を図る事業です。

保健師

地区活動や健康教育、保健指導などを通じて、疾病の予防や健康増進など、公衆衛生活動を行う地域看護の専門職です。

ボランティア

自主的に社会事業などに参加し、無償の奉仕活動をする人々を指します。

ボランティアセンター

社会福祉協議会に設置され、地域でのボランティア活動がより活発に進められるようボランティアに関する相談や養成など、積極的にボランティア活動の場を提供する機関です。

ボランティア連絡協議会

北名古屋市内で活動しているボランティアグループが、それぞれの活動分野の枠を越えて、お互いに助け合い、活動の輪を広げ、地域福祉の向上を推進することを目的とした協議会です。

ま行

まちづくり出前講座

市民の生涯学習を通じた「まちづくり」「仲間づくり」を手助けするため、指定された日時・場所に職員が出向いて、行政情報等を提供する講座です。

民生委員·児童委員

民生委員は、民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱され、社会奉仕の精神を持って、地域での生活上の問題、高齢福祉、児童福祉などの相談に応じたり、必要な援助を行う民間の奉仕者です。児童委員は、児童福祉法により民生委員が兼務し、児童に関するさまざまな事柄を把握し、児童健全育成の活動を行います。

メタボリックシンドローム

内臓脂肪型肥満に加えて、高血糖、高血圧、脂質異常のうちいずれか2つ以上を併せ持った状態のことです。

や行

ユニバーサルデザイン

文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障害・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計(デザイン)です。

幼児健康診查事後教室

ことばの遅れ、人見知り、育児不安などがある親子を対象とする、保健師と保育士などによる親子教室です。

要約筆記

聴覚に障害がある人のために、その場で話されている内容を即時に要約して文字にすることです。ノートなどの筆記具を使うほか、OHP やパソコンを利用して、講義や談話などの内容をスクリーンに写し出すなどの方法があります。

ら行

ライフステージ

人が生まれてから死ぬまでの各段階のことを言います。乳幼児期、児童期、青年期、壮年期、老年期などのことです。出生、入学、卒業、就職、結婚、子供の誕生、子供の独立、退職など人生の節目ごとに段階にも区分されます。

理学療法士

起き上がり、立ち上がり、歩行などの基本的な動作能力の回復を図るための支援を行う厚生労働大臣の免許を受けた専門職のことです。

リハビリテーション

「障害を有することにより、社会的な制限を受ける方に対する、あらゆる分野での総合的な支援」を意味します。医学的な問題に対する支援を医学的リハビリテーション、社会的な問題に対する支援を社会的リハビリテーションと言い、本計画は特に、障害を有する人の自立に必須となる社会的リハビリテーションの充実を目指すものです。

療育指導員

障害を有する子どもが、社会的に自立できるように取組む治療や教育に関する指導を 行う職員のことです。

ら行(続き)

臨床心理士

カウンセラー、セラピスト、心理職などさまざまに呼ばれている心理学の専門家で、財団法人日本臨床心理士資格認定協会が認定する資格の所持者です。

その他

8050問題

50代前後のひきこもりの子どもを80代前後の親が養っている世帯を象徴した言葉です。

CMS

コンテンツマネジメントシステムの略称で、ウェブサイトのページ制作や更新、管理など の作業が簡易に効率的にできるように支援するシステムの総称です。

JISX8341-3:2016

JIS(日本工業規格)の一つです。

JISX8341-3 の正式名称は、「高齢者・障害者等配慮設計指針-情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス-第3部:ウェブコンテンツ」といいます。この規格でいう「ウェブコンテンツ」は、ブラウザや支援技術などのユーザエージェントを介して利用者に提供されるあらゆるコンテンツを指し、ウェブサイト、ウェブアプリケーション、携帯端末などを用いて利用されるコンテンツ等を指します。

JIS X 8341-3:2016 は、高齢者や障害のある人を含む全ての利用者が、使用している端末、ウェブブラウザ、支援技術などに関係なく、ウェブコンテンツを利用することができるようにすることを目的としています。

北名古屋市障害者計画 第6期障害福祉計画·第2期障害児福祉計画

発行年月 令和3年3月

発 行 愛知県北名古屋市

編 集 北名古屋市 福祉部 社会福祉課

〒481−8531

愛知県北名古屋市西之保清水田15番地(西庁舎)

電 話:0568-22-1111(代表)

FAX:0568-24-0003